



2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 29 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社連結子会社である株式会社トーシンモバイル（以下「TSM」といいます。）の売上取引の一部で計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じた事実（以下「本事案」といいます。）に関して、同日付で、第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）より調査報告書を受領いたしました。この度、当社は、本第三者委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した「調査報告書（開示版）」を受領しましたので、別添のとおり公表いたします。

記

1. 本第三者委員会の調査結果について

本第三者委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご覧ください。なお、当該調査報告書につきましては、本第三者委員会において、プライバシー、個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的な非開示措置を施したうえで公表しております。

2. 今後の対応について

(1) 2025 年 4 月期有価証券報告書の提出

当社は、2025 年 7 月 31 日付「2025 年 4 月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、延長後の提出期限である 2025 年 10 月 31 日までに 2025 年 4 月期有価証券報告書を提出いたします。

(2) 過年度の有価証券報告書及び決算短信等について

当社は、本第三者委員会の調査結果を受けて、過年度の有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正報告書の提出並びに決算短信の訂正を 2025 年 10 月 31 日までに行うように準備を進めております。

(3) 再発防止策について

本第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策は、決定次第、改めて公表する予定です。

3. 本第三者委員会の構成について

当社は、本第三者委員会による調査に先立ち、TSM の移動体通信関連事業において発生するキャッシュバック費用の会計処理について、あるべき会計処理と実際の会計処理の乖離の事実を調査するため、2024 年 12 月 20 日から 2025 年 2 月 13 日までの期間、第三者委員会（以下「前回第三者委員会」といいます。）

による調査を実施し、2025年2月14日付で同委員会作成に係る「調査報告書」（公開版）を公表しております。本事案においては、本第三者委員会の委員選任の過程において、前回第三者委員会の委員を務めた星野一郎弁護士（弁護士法人オールスター所属）が、本事案の調査対象である二次代理店の顧問弁護士であることが判明いたしました。そのため、本第三者委員会による調査の公正を期す観点から、本第三者委員会の委員として同弁護士を選任しておりません。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書
(開示版)

2025 年 8 月 29 日

株式会社トーシンホールディングス
第三者委員会

2025 年 8 月 29 日

株式会社トーシンホールディングス 取締役会 御中

株式会社トーシンホールディングス 第三者委員会

委 員 長 鈴 木 智 洋

委 員 久 保 田 理 貴

委 員 矢 野 直

目次

第1 第三者委員会による調査の概要	1
1. 第三者委員会設置の経緯	1
2. 第三者委員会の目的	1
3. 第三者委員会の構成	1
4. 当委員会の独立性	2
5. 調査の概要	3
(1) 第三者委員会の開催	3
(2) 調査期間	3
(3) 調査対象期間	3
(4) 調査対象部門	3
(5) 調査方法	4
(6) 調査の前提・留保	6
第2 TSHD グループの概要	8
1. TSHD グループの基本情報	8
(1) 会社概要	8
(2) 事業の概要	8
(3) 連結決算の概要	9
2. TSHD のコーポレート・ガバナンスの概要	10
(1) TSHD のコーポレート・ガバナンス体制図（2024 年 4 月期の有価証券報告書より）	10
(2) 組織図（2025 年 7 月 30 日現在）	11
(3) 機関設計	11
(4) 会議体	12
(5) 内部監査室	12
(6) グループ会社管理	13
(7) 内部通報制度	14
3. 代理店精算業務に関する業務フロー	14
(1) 概要	14
(2) 代理店精算書の作成フロー	15

(3) 二次代理店に対する代理店精算書の送付	17
(4) 支払処理に関するプロセス	17
(5) 会計データの入力	17
第3 調査により判明した事実	17
1. 本事案について	17
(1) 本事案の概要	17
(2) 本事案の経緯	18
(3) 本事案の発覚の経緯	22
(4) 本事案が監査手続において発覚しなかった原因	22
(5) 本事案に関する役員の関与について	26
2. 類似事案について	27
(1) 類似事案の概要	27
(2) 類似事案の発覚の経緯	27
(3) 類似事案の具体的な内容	28
(4) その他の事案が存在する可能性について	70
3. 新規発覚事案について	70
(1) 新規発覚事案の概要	70
(2) 新規発覚事案の具体的な内容	71
(3) 新規発覚事案に関する石田会長及びa氏以外の役員の認識	78
第4 調査により判明した不適切な会計処理の連結財務諸表等への影響	78
1. 連結財務諸表等への影響の概要	78
(1) 影響額の報告方針	78
(2) 報告方針を決定した根拠	79
(3) 影響額の内容	79
2. 各年度（四半期含む）における連結財務諸表等への影響額	81
(1) 連結売上高、セグメント別売上高への影響額（単位：百万円）	81
(2) 連結経常利益、セグメント利益及び全社費用への影響額（単位：百万円）	91
3. 乖離要因の寄与分析	103
第5 前回調査と本調査との相違点について	103
1. 前回調査の概要	103

(1) 前回調査の調査範囲	103
(2) 前回調査の調査対象事業	103
(3) 前回調査の調査対象期間	103
2. 前回調査と本調査の相違点について	104
(1) 調査手続の相違点	104
(2) 虚偽表示集計の方針の相違点	104
(3) まとめ	105
第6 原因分析	105
1. 前回調査での指摘事項	105
2. 本調査において新たに明らかになった原因	105
(1) 経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢・言動	106
(2) ガバナンスの機能不全	107
(3) コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足	110
(4) 組織風土	112
(5) バックオフィスの脆弱性	113
(6) 業務運営における透明性の欠如	114
第7 再発防止策の提言	116
1. 前回調査後の再発防止策の内容と実施状況	116
(1) 前回委員会による再発防止策の提言	116
(2) TSHD における再発防止策の検討	116
2. 本調査における原因分析を踏まえた再発防止策の提言	118
(1) 抜本的なガバナンスの改善	118
(2) 役員選任プロセスの透明化	118
(3) 内部統制の再構築	119
(4) 内部監査室による監査手続の見直し	119
(5) コンプライアンス意識の改善	120
(6) 企業風土の改善	121
(7) 権限・職務分掌の見直し	121
(8) 業務プロセスの透明化	122

定義集

本報告書において使用する略語は以下の意義を有する。

略語	意義
TSHD	株式会社トーシンホールディングス
TSM	株式会社トーシンモバイル
TSR	トーシンリゾート株式会社
TSC	トーシンコーポレーション株式会社
伊良湖	株式会社伊良湖シーサイドゴルフ倶楽部
JPX	日本取引所自主規制法人
TSHD グループ	TSHD、TSC、TSM、TSR 及び伊良湖の総称
石田会長	石田信文氏（TSHD 代表取締役）
雅文氏	石田雅文氏（TSHD 代表取締役）
a 氏	a 氏（元 TSHD 取締役）
b 氏	b 氏（TSHD 管理部経理課）
c 氏	c 氏（TSHD 管理部経理課）
d 氏	d 氏（元 TSHD 管理部経理課）
監査法人 A	監査法人 A
B 監査法人	B 監査法人
第三者委員会ガイドライン	企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン
J-SOX	金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に基づく内部統制報告制度
前回委員会	2024 年 12 月 20 日付けで TSHD により設置された中畑章生弁護士を委員長とする第三者委員会
前回調査	前回委員会による調査
前回調査報告書	前回委員会作成の前回調査に係る 2025 年 2 月 14 日付け調査報告書
改善報告書	TSHD の株式会社東京証券取引所宛の 2025 年 5 月 16 日付け改善報告書
モバイル直営事業	TSM がキャリアから仕入れた移動体通信機器等の直営店での販売及びキャリアから委託を受けて営む携帯電話サービス契約の加入取次等の事業
モバイル代理店委託事業	二次代理店への移動体通信機器の卸売及び携帯電話サービス契約への加入取次等の業務委託事業
代理店精算	TSM から二次代理店への端末販売等の請求とインセンティブ（販売奨励金及び販売支援金等）等の支払との精算

代理店精算業務	代理店精算に係る業務
代理店精算書	TSMから二次代理店宛てに作成される代理店精算の明細を記載した精算書
キャリア	通信事業者である F 社及び G 社
二次代理店	TSMがキャリアから受託した携帯電話サービス契約の加入取次等の業務の再委託先である A 社、B 社及び C 社
A 社	株式会社 A
B 社	株式会社 B
C 社	株式会社 C
D 社	D 株式会社
E 社	有限会社 E

第1 第三者委員会による調査の概要

1. 第三者委員会設置の経緯

2025年4月30日、株式会社トーシンホールディングス（以下「TSHD」という。）の前任の一時会計監査人であるB監査法人からの指摘によって、TSHD子会社である株式会社トーシンモバイル（以下「TSM」という。）の財務報告に関し、2023年4月期から2024年4月期にかけて、主に移動体通信関連事業における二次代理店向けの代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している事実（以下「本事案」という。）が判明した。

本事案について、事案の解明を図るためには、独立性及び専門性を有する第三者による調査が必要であるとのB監査法人からの指摘を受け、TSHDは、公正性を確保した調査が必要であると判断し、2025年5月9日開催の取締役会において、外部の有識者によって構成する第三者委員会（以下「当委員会」という。）の設置を決議し、同月20日開催の取締役会において、第三者委員会の委員を決定し、調査（以下「本調査」という。）に着手した。

2. 第三者委員会の目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- ① 本事案に係る事実関係調査（同種又は類似事案の有無を含む。）
- ② 本事案によるTSHD連結財務諸表等への影響の検討
- ③ 本事案が発生した原因の分析と再発防止策の検討・提言
- ④ その他、第三者委員会が必要と認めた事項

上記のとおり、当委員会は、本事案及び本事案と類似する取引（以下「類似事案」という。）に係る事実関係調査を中心として調査を開始したが、本調査の過程において、本事案及び類似事案以外にもTSHD連結財務諸表等に影響を与え得る不適切な会計処理の疑いが検出された。そのため、当委員会は、調査範囲を拡大し、かかる不適切な会計処理（以下「新規発覚事案」という。また、本事案、類似事案及び新規発覚事案を総称して、以下「本事案等」という。）に係る事実関係調査及び新規発覚事案によるTSHD連結財務諸表等への影響の検討を行うこととした。

3. 第三者委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

役職	氏名	所属
委員長	鈴木 智 洋	鈴木・久保田法律事務所（弁護士）
委 員	久保田 理 貴	鈴木・久保田法律事務所（弁護士）
委 員	矢 野 直	矢野公認会計士事務所（公認会計士・税理士）

当委員会は、TSHD グループと利害関係のない以下の者他 3 名の公認会計士を調査補助者として選任し、本調査の補佐をさせた。

また、デジタル・フォレンジック調査に関しては、レイファーストアドバイザー株式会社に所属するデジタル・フォレンジック専門家の支援を受け、電子データの保全・解析業務に従事させた。

氏名	所属
小 池 恭 平	小池恭平公認会計士事務所（公認会計士）
筒 井 敬 士	筒井敬士公認会計士事務所（公認会計士・税理士）
寺 町 雅 人	寺町公認会計士事務所（公認会計士・税理士・公認不正検査士）
安 田 秀 実	安田秀実公認会計士事務所（公認会計士）
藤 居 幸 祐	レイファーストアドバイザー株式会社 （税理士・公認不正検査士・CDFP-P）

また、当委員会は、本事案等について関与がない従業員数名を事務局として選任し、当委員会の調査の補助を行わせた。

4. 当委員会の独立性

当委員会の委員のうち、委員長鈴木智洋弁護士及び委員久保田理貴弁護士が所属する鈴木・久保田法律事務所は、TSHD が所有する建物に入居しているが、①委員長鈴木智洋弁護士及び委員久保田理貴弁護士はいずれも本調査以前に当該建物の担当者以外の TSHD グループの役職員と面識はなく、TSHD グループとの間で顧問契約や個別案件の依頼及び相談を受任したこともなく、報酬を受け取ったことがないこと、②当該建物への入居に当たっては、TSHD グループから独立した第三者である不動産仲介業者により入居先建物を探索し、TSHD の担当者と当該不動産仲介業者の間で入居時期や入居条件の交渉をしたうえで、委員長鈴木智洋弁護士が TSHD との間で賃貸借契約を締結しており、入居条件等において特別の優遇は受けていないこと、その他 TSHD グループへの関与はないことから、両弁護士について、TSHD グループと利害関係はない。

また、委員矢野直公認会計士・税理士は、前回委員会の委員として関与した点、補助者小池恭平公認会計士及び補助者安田秀実公認会計士を除く補助者 6 名は、前回委員会の

補助者として関与した点を除き、補助者小池恭平公認会計士及び補助者安田秀実公認会計士は、本調査以前に TSHD グループとの間に取引関係はなく、当委員会の補助者はいずれも TSHD グループとの利害関係はない。

以上のとおり、本調査は、利害関係のない委員及び補助者により、第三者委員会ガイドラインに準拠して行われたものである。

また、当委員会は、従業員及び取引先が、安心して当委員会に対して情報提供が可能となるために、本調査を開始するに際して、TSHD より当委員会に対して、本調査に関し、TSHD グループの役職員及び取引先が当委員会に対して協力したこと（情報提供を含むが、これに限られない。）を理由に TSHD グループが当該役職員及び取引先に対して、法律上及び事実上を問わず、一切の不利益な取り扱いを行わないことを確認する書面の交付を受けた。

5. 調査の概要

(1) 第三者委員会の開催

当委員会は、調査期間中に合計 15 回の第三者委員会を開催したほか、委員間の協議を必要に応じて多数回実施した。

(2) 調査期間

当委員会は、2025 年 5 月 20 日から同年 8 月 28 日まで本調査を実施した。

なお、後記第 4 記載の TSHD 連結財務諸表等に影響を与える数値の集計は、2025 年 8 月 21 日（以下「基準日」という。）までに当委員会が認識し、修正が必要と判断した仕訳データを対象としており、同月 28 日まで調査及び調査結果の取りまとめを行った。

(3) 調査対象期間

本調査では、2020 年 4 月期から 2025 年 4 月期第 3 四半期までを調査対象期間とした。

本調査の結果、後記第 3 において本事案及び類似事案について詳細に報告しているが、特に類似事案については、TSHD の管理部経理課において、日常的かつ広範囲で行われており、2020 年 4 月期よりも前の事業年度においても類似事案が存在する可能性は否定できない（実際に、本調査においても一部識別している。）が、有価証券報告書の法定縦覧期間が 5 年（金融商品取引法第 25 条第 1 項第 3 号）であること、本事案等に深く関与した元 TSHD 経理担当取締役である a 氏の役員の就任時期が 2020 年 4 月期であることなどを考慮し、2020 年 4 月期を起点とし、直近 2025 年 4 月期第 3 四半期までを対象としたものである。

(4) 調査対象部門

本調査は、TSHD グループの全事業を対象とした。

(5) 調査方法

本調査の具体的な手続は、以下のとおりである。

ア 会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討

当委員会は、本事案等に関する会計データ及び関連資料を入手し、その内容を閲覧した。

また、本事案等に関する契約書、事務フローに関する資料、組織図、社内規程、取締役会、監査役会等の会議体の議事録や添付書類、Dolphin と呼ばれる社内ワークフロー（以下「ドルフィン」という。）上の記録、内部統制に関する資料、その他の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

更に、当委員会の補助者数名において 1 週当たり 2 日から 3 日程度の頻度で 1 日当たり 6 時間程度 TSHD 本社を訪問し、会計データ及びその関連資料の閲覧を行い、必要に応じて問題の可能性を検知した会計データに関わる従業員へのインタビューを実施した。

イ インタビュー

当委員会は、別紙 1 記載の TSHD グループの役職員、二次代理店の役職員及び監査法人の担当者ら合計 31 名に対し、インタビューを実施した。

また、当委員会は、当委員会が必要と認めた TSHD グループの退職者数名に対してインタビューを実施し、同人らから関連資料の提供を受けた。

さらに、当委員会は、本事案等に関する動機を解明するために必要な範囲で、[REDACTED] に対するインタビューを実施した¹。

なお、当委員会は、a 氏が 2025 年 4 月 3 日をもって TSHD の取締役を退任していたことから、a 氏に対しても本事案に関するインタビューを実施するために、インタビューの実施を依頼する通知を発出した。しかしながら、同通知は a 氏に到達したものの、a 氏からは当委員会に対して何らの返答はなかったため、当委員会は、a 氏に対してインタビューを実施できなかった。

ウ デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本調査の目的達成のために必要な情報又は認識を有している可能性が認められる TSHD グループの関係者計 8 名について、業務で使用する PC を保全すると

1

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ともに、TSHD のメールサーバー上のデータ及びファイルサーバーに保存されたデータを保全した。なお、後記カのとおり、当委員会は、TSHD から当委員会に対する情報開示について守秘義務の解除を受けた前回委員会より前回調査において保全されたデータの共有を受け、当該データを本調査においてもレビュー対象としている。

また、a 氏が TSHD 管理部経理課において業務上の連絡を、私用デバイスの LINE やショートメールなどを用いていたことから、TSHD 管理部経理課又は管理部財務課所属の従業員 6 名の私用デバイスを保全した。なお、インタビューの結果、私用デバイスを用いて a 氏とのコミュニケーションしていなかったと合理的に判断された TSHD 管理部経理課又は管理部財務課所属の従業員の私用デバイスについては、例外として保全を実施しなかった。

保全したデータのうち、メールデータ、Office・PDF 等ドキュメントファイルを中心に専用ソフトウェアによるデータ処理を行い、総計 4,266,915 件を対象に、本事案等に関連するキーワード検索等による絞り込みを実施した上で、合計 9,848 件のレビューを実施した。また、本調査の初期段階に従業員の私用デバイスから保全した LINE データについて、トーク履歴 27,728 件をテキスト処理した上で、キーワード検索によって 2,240 件を特定し、レビューを実施した。

なお、デジタル・フォレンジック調査の概要、具体的な対象者等については別紙 2及び別紙 3を参照されたい。

なお、石田会長においても私用デバイスを用いた業務上の連絡を TSHD グループ内や A 社等の取引先と行っていることが判明しており、新規発覚事案を解明する観点から、石田会長の私用デバイスの提供を要請した。ところが、石田会長は、規制当局による調査において、規制当局に対して私用デバイスを提供したところ、当該私用デバイスに不具合が生じたとの理由を挙げて、当委員会に対する私用デバイスの提出を拒絶した。その後、規制当局から当委員会に対して私用デバイスを提供するよう指摘を受けた石田会長より、当委員会に対してデータ保全に協力するとの意思表示があったことから、当委員会は、石田会長の私用デバイスについてデータ保全を実施した。

なお、石田会長から提出されたデバイスは、データ保全実施日の約 3 日前に機種変更されていた²ことから、当委員会は、当該 3 日間のデータのみ保全し、当該データの閲覧及び検討している。

エ アンケート調査

当委員会は、TSHD グループ全社員（但し、アルバイト社員を除く。）合計 156 名

² 石田会長によれば、当委員会に石田会長の私用デバイスを提供する 2 週間前に従前使用していた私用デバイスを海に落としてしまい、当該私用デバイスが壊れたため、機種変更しており、当該私用デバイスは既に廃棄済みであるとのことであったため、当委員会は、機種変更前の石田会長の私用デバイスを保全できていない。

を対象にして、アンケートを実施し、59 名（回収率 38%³）から回答を受領した。

また、当委員会は、二次代理店 3 社に対して、アンケートを実施し、二次代理店 3 社から回答を受領した。

同様に、TSHD グループの取引先のうち、総勘定元帳への記帳額⁴を基準にして抽出された取引先 39 社に対して、アンケートを実施し、26 社から回答を受領した。

オ ホットラインの設置

当委員会は、TSHD グループにおける類似事案の有無を調査するために、2025 年 5 月 23 日から同年 8 月 22 日までの期間、鈴木・久保田法律事務所を宛先とするホットラインを設置したが、ホットラインを通じた情報提供はなかった。

カ 前回委員会による調査資料の閲覧

当委員会は、TSHD から当委員会に対する情報開示について守秘義務の解除を受けた前回委員会から、前回委員会において収集した資料及び調査資料について、前回委員会が必要と認めた範囲で共有を受け、その内容の閲覧及び検討を実施した。

(6) 調査の前提・留保

本報告書は、TSHD グループにおいて発覚した本事案等について、当委員会が調査期間において実施した調査の結果を報告するものである。

本調査は、強制的な調査権に基づくものではなく、関係者の任意の協力に基づくものである。また、本報告書は、本調査の過程で入手した関係資料が全て真正かつ完全な原本又は正確な写しであることを前提としている。

本報告書の記載は、本調査の過程で判明した事項に関するものに限定され、調査期間末日経過後に発覚した事実や、本調査の過程で確認できなかった資料や事実（例えば、規制当局による調査により得られた情報に基づき認定される事実関係など）が存在する場合には本報告書に反映されていない可能性がある。

本調査の目的は、前記 2 に記載のとおりであり、TSHD における役職員の民事上及び刑事上の法的責任を含む法的責任の有無、TSHD グループ以外の関係者に対する法的責任の有無については検討していない。また、当委員会が、TSHD グループの全ての事業及び取引等について悉皆的な検証を行ったものではなく、個別の事業及び取引に適用のある法令・自主規制等への適合性については検討していない。

³ なお、回収率が非常に低いことから、当委員会は、全員に回答いただくよう催促をしたが、最終的な回答率は 38%という低回収率に留まった。

⁴ 但し、TSHD グループにおいては購買取引を一覧化したデータが存在しないことから、当委員会において作成したデータベースから取引先を選定した。

また、本報告書が訴訟等の証拠として提出された場合等における、裁判所や関係当局らの判断において本報告書の認定する事実関係や結論が採用されることを保証するものではない。

第2 TSHD グループの概要

1. TSHD グループの基本情報

(1) 会社概要

(2025 年 8 月時点)

会社名	株式会社トーシンホールディングス
創業	1980 年 4 月
設立	1988 年 4 月
本店所在地	名古屋市中区栄 3-4-21 TOSHIN SAKAE ビル
代表者	代表取締役会長 石田 信文 代表取締役社長 石田 雅文
資本金	742,099,959 円
事業内容	① 持株会社・グループ会社の経営管理 ② 移動体通信関連事業 携帯ショップ運営・販売・代理店販売・ショップ運営委託・法人向け販売 ③ 不動産事業 マンション・オフィスビル開発・賃貸・管理・取得 ④ リゾート事業 ゴルフ場・ゴルフ練習場の運営 ⑤ その他事業 OA 機器販売・エアコン販売・飲料水販売・ゴルフショップ運営
事業年度	4 月決算
従業員数	TSHD：40 名（内アルバイト・契約社員 13 名） TSHD グループ：212 名（内アルバイト・契約社員 114 名）
上場取引所	東京証券取引所 スタンダード市場
会計監査人	監査法人アリア

(2) 事業の概要

TSHD グループの主な事業内容は、移動体通信関連事業、不動産事業、リゾート事業及びその他事業により構成されている。

ア 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業は、TSM により展開されている以下の事業である。このうち、

①及び②がモバイル直営事業であり、③がモバイル代理店委託事業である。

① 各キャリアから仕入れた移動体通信機器等を直営店で新規・既存顧客へ直接

販売する事業。

- ② 各キャリアが提供する携帯電話サービス契約への加入取次をはじめ、各種サービス変更手続きの業務受託。
- ③ 販売代理店への移動体通信機器の卸売及び携帯電話サービス契約への加入取次、各種サービス変更手続きの業務委託。
- ④ 法人・事務所向営業及びサービス事業。

イ 不動産事業

不動産事業は、TSHD 及び TSC により展開されている、貸しビル・賃貸マンションの不動産賃貸事業及び不動産販売事業である。

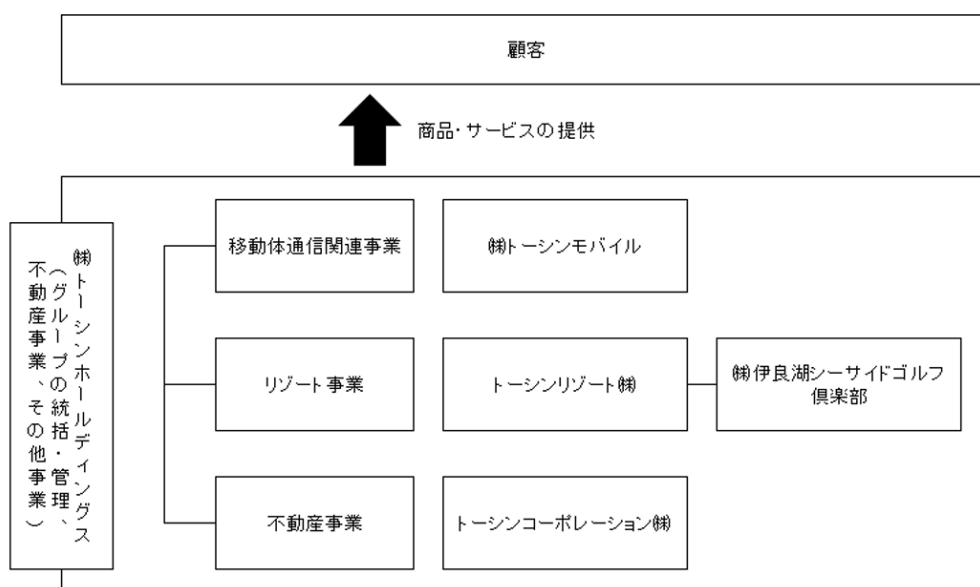
ウ リゾート事業

リゾート事業は、TSR 及び伊良湖により展開されている、ゴルフ場の運営管理、運営受託を対象とするゴルフ場の新規開拓、ゴルフ場の運営管理に関する事業である。

エ その他事業

その他事業は、飲料水の販売、太陽光発電事業、ゴルフレッスン施設の運営等に関する事業である。

【事業系統図】



(3) 連結決算の概要

2024 年 4 月期の有価証券報告書（但し、2025 年 2 月 14 日付け有価証券報告書の訂正報告書による訂正後のもの。以下同じ。）によれば、業績の推移は下表のとおりである。

(単位：千円)

事業年度	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4
売上高	21,325,991	20,979,215	18,030,184	16,941,795	17,376,644
経常利益	201,459	537,404	556,049	350,023	604,844
親会社株主に帰属 する当期純利益	187,372	△345,826	315,203	251,174	447,763
純資産額	3,499,557	3,035,253	3,187,590	3,298,514	3,606,790

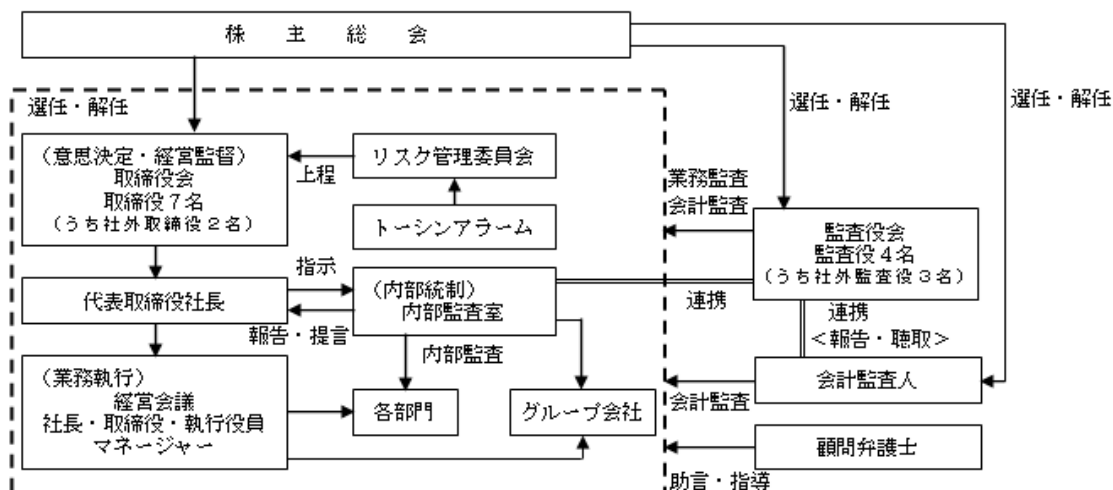
また、2024年4月期の有価証券報告書によれば、2024年4月期のセグメント別の業績は下表のとおりである。

(単位：千円)

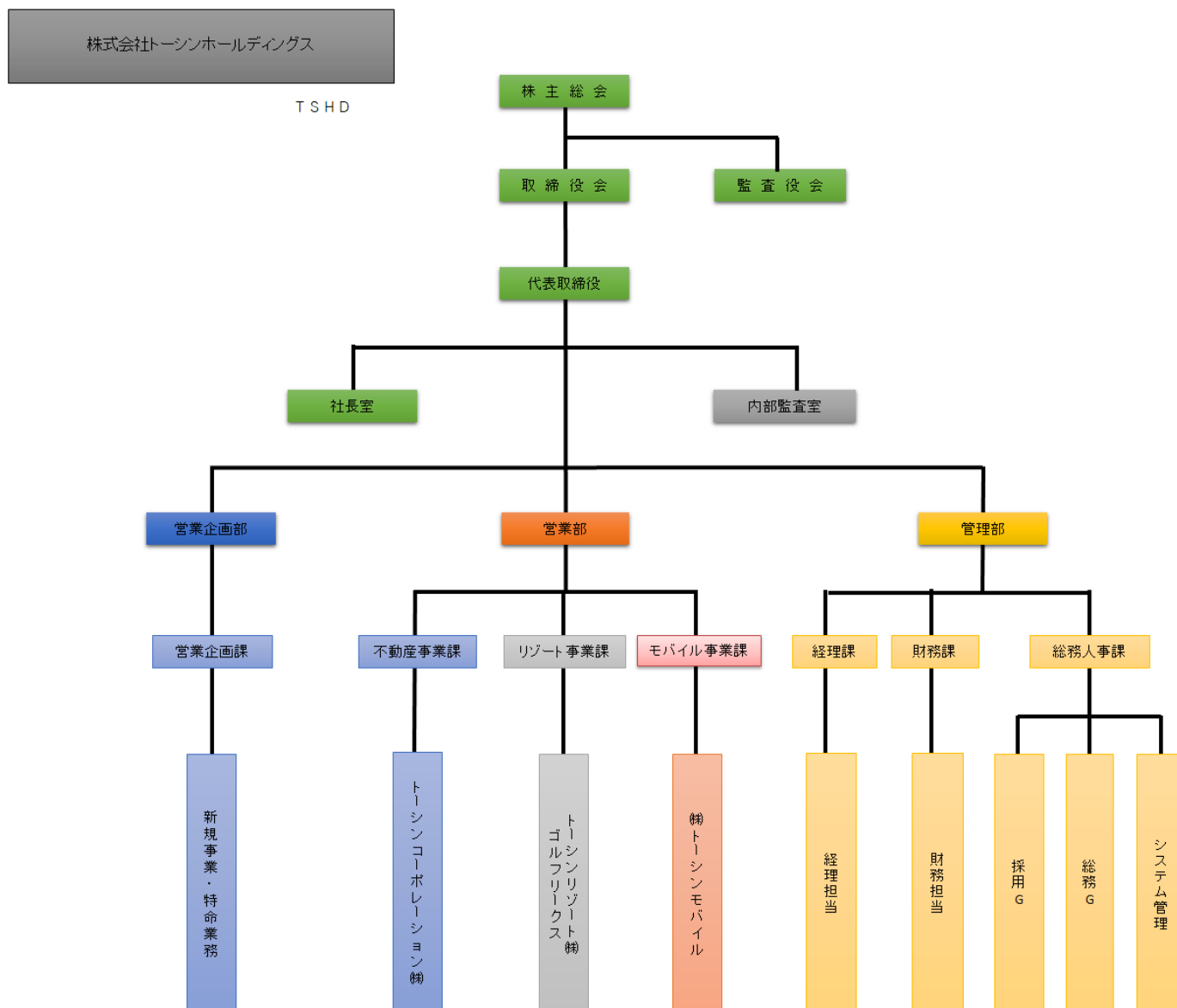
項目	移動体通信 関連事業	不動産事業	リゾート事業	その他	合計
売上高	14,855,395	860,517	1,610,916	49,814	17,376,644
セグメント利益	441,920	463,580	119,085	10,017	1,034,603

2. TSHD のコーポレート・ガバナンスの概要

(1) TSHD のコーポレート・ガバナンス体制図 (2024年4月期の有価証券報告書より)



(2) 組織図 (2025 年 7 月 30 日現在)



(3) 機関設計

TSHD は、監査役会設置会社の大会社であり、会社法上の機関は、取締役会、監査役会及び会計監査人である。

取締役は、6 名（うち社外取締役が 2 名）であり、監査役が 3 名（常勤監査役が 1 名、社外監査役が 2 名）である（2025 年 8 月現在）。

TSHD には、会社法上の機関である取締役会及び監査役会の他には、リスク・コンプライアンス委員会（旧リスク管理委員会より 2025 年 7 月に改組）が設置されている。

(4) 会議体

ア 取締役会

取締役会は、取締役及び監査役が参加して開催しており、定例取締役会を月 1 回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催している。

イ 監査役会

監査役会は、定例監査役会を月 1 回開催している。

ウ 営業会議

TSHD においては、月 1 回取締役会と同日に各事業の担当者が出席する営業会議を開催している。同会議においては、各部門の利益や売上といった数字に関し、TSHD からの指示、目標の達成度合いの確認、進捗管理作業等が行われている。

なお、コーポレート・ガバナンス体制図における「経営会議」がこれに当たる。

エ リスク・コンプライアンス委員会（旧リスク管理委員会）

TSHD においては、2025 年 7 月にリスク管理委員会から改組されたリスク・コンプライアンス委員会が設置されている。

旧リスク管理委員会においては、石田会長、各部署の担当部長、内部監査室等が参加して TSHD グループのリスクに関する事項が報告されていた。但し、リスク管理規程上は、1 か月に一度開催することとされているが、旧リスク管理委員会の開催間隔は 2 か月に 1 回程度であり、2022 年 4 月を最後に 2025 年 7 月にリスク・コンプライアンス委員会に改組されるまでの期間、リスク管理委員会は、開催されていなかったとのことである。

リスク管理委員会は、2025 年 7 月にリスク・コンプライアンス委員会に改組され、同月 29 日に第 1 回リスク・コンプライアンス委員会が開催されている。

(5) 内部監査室

ア 内部監査室の構成

TSHD の内部監査室は、TSHD 代表取締役直属の組織として位置付けられており、4 名で構成されている（2025 年 8 月現在）。

イ 内部監査規程の定め

(ア) 監査の種類・監査事項

TSHD の内部監査規程によれば、監査の種類は、会計監査、業務監査、組織・制度監査とされており、それぞれの対象事項は以下のとおりである。

監査の種類	監査事項
会計監査	取引関係書類、決算書類、貸借対照表勘定科目、損益計算書勘

	定科目、原価及び利益管理書類、その他必要な事項
業務監査	販売業務、仕入業務、商品管理業務、固定資産管理業務、株式業務、人事・労務・厚生業務、財務・会計業務、管理的業務、その他必要な事項
組織・制度監査	業務分掌・職務権限遂行状況、要員配置状況、人事・教育・厚生制度、会計制度、予算制度、稟議制度、諸規程、EDP システム、その他必要な事項

(イ) 監査計画・内部監査調書

TSHD の内部監査規程によれば、内部監査の実施に当たって、「内部監査基本計画書」及び「内部監査実施計画書」に区分して、内部監査計画書を作成しなければならないこととされ、内部監査基本計画書は、年間の監査方針及び基本計画に関して作成し、社長の決裁を受けるものとされ、内部監査実施計画書は、内部監査基本計画に基づき、監査対象部門ごとの具体的な実施計画に関して作成されることとされている。

そして、TSHD の内部監査規程によれば、監査終了後、内部監査調書を作成することとされている。

ウ 実際の内部監査室による監査の実施状況

TSHD の内部監査規程の定めにかかわらず、実際の内部監査室による監査手続は、事業年度毎に作成される「定期内部監査年間計画表」に従い、モバイル直営事業の直営店の店舗及びリゾート事業のゴルフ場と店舗を「監査チェックリスト」に従って実査し、報告書に取りまとめるという手続が行われていた。そのため、内部監査規程に従った内部監査計画書が作成されておらず、内部監査の対象がモバイル直営事業の直営店の店舗及びリゾート事業のゴルフ場と店舗の業務監査のみに限定されているなど、内部監査規程の定めに従った運用は確認できなかった。

なお、本事案が行われた 2023 年 4 月期及び 2024 年 4 月期の J-SOX における代理店精算業務に関するモニタリングの状況については、後記第 3.1. (4). ウ記載のとおりである。

(6) グループ会社管理

TSHD グループにおけるグループ会社管理に関しては、関係会社管理規程⁵が存在する。

⁵ 但し、最終改訂日が 2011 年 2 月 1 日で、会社の名義が「㈱トーシン」と TSHD の商号変更前の商号とされている。

ア 関係会社管理規程の定め

(ア) 年次計画・予算・月次決算

TSHD の関係会社管理規程によれば、関係会社は、TSHD の年次計画・予算を勘案し、年次計画・予算を策定することとされ、社長室において内容の妥当性・整合性等をチェックし、TSHD の取締役会の承認を得ることとされている。

また、TSHD の関係会社管理規程によれば、関係会社は、原則として月次決算を実施するものとされている。

(イ) 報告事項

TSHD の関係会社管理規程によれば、関係会社は、下表の報告事項を提出期限までに報告することとされている。

報告事項	提出期限
月次報告書	毎月 TSHD が指定する日まで
取締役会に関する事項	開催後遅滞なく
主な組織変更	決定後遅滞なく
固定資産の取得、改造、修理、賃借、貸与	決定後遅滞なく
金融機関との新規取引	決定後遅滞なく
その他特に報告を求めた事項	TSHD より指定する日まで

イ 実際のグループ会社管理の状況

TSM、TSR、TSC 及び伊良湖は、いずれも取締役会設置会社兼監査役設置会社であるところ、これらの会社は、TSHD の取締役会と同日に取締役会を開催している。

しかしながら、TSHD の取締役会議事録によれば、TSHD グループ会社の年次計画・予算の承認が議題となった履歴は不見当であり、TSHD グループ会社の取締役会議事録によれば、月次の決算に関する報告はされているものの、予実管理等の形跡は見られなかった。

(7) 内部通報制度

TSHD グループにおいては、内部通報制度として、「トーションアラーム」を設けており、TSHD グループの従業員が利用できることとされている。

3. 代理店精算業務に関する業務フロー

(1) 概要

代理店精算業務は、モバイル代理店委託事業における業務で、TSM と二次代理店との間で①TSM が二次代理店に対して販売した端末の機種代金、付属品等に係る販売代金等の請求処理に関するプロセスと②TSM がキャリアから入金を受け、二次代理店に支払う

べきインセンティブ等の支払処理に関するプロセスの二つのプロセスで構成されている。

代理店精算書業務は、キャリアから毎月 5 営業日目に配信される前月分の精算データに基づき行われる。精算データには、請求明細、支払明細、納品データ及び開通データが含まれる。

なお、代理店精算業務には、担当者による手控えや担当者作成に係る業務引継ぎ用の資料は存在するが、公式の明文のマニュアルは存在しない。

(2) 代理店精算書の作成フロー

TSM の営業部営業課担当者は、キャリアの精算データを取得し、TSHD の管理部経理課へ転送し、同課の担当者により代理店精算書が作成される。

代理店精算書は、二次代理店毎に作成され、当該二次代理店についての代理店精算書においては、キャリア毎に請求項目と支払項目が記載される。

まず、請求項目については、TSM によるキャリアからの仕入金額に端末価格毎に定められる端末販売手数料⁶を加算又は乗じた金額である TSM から二次代理店への請求額を算定して請求明細を作成する。なお、納品月に二次代理店に請求を行う端末代金は、納入月の月末までに顧客に販売し、回線契約が開通した端末に限られる。そのため、納品された端末に個体識別番号 (IMEI)⁷を割り振り、開通データと照合のうえ、二次代理店に端末代金を請求する対象となる端末が特定されていた。

また、支払項目については、キャリアからの精算データにおいては、販売奨励金及び販売支援金等のインセンティブのデータが店舗毎に作成されており、どの代理店が運営する店舗かという観点からの分類はされていない。そのため、代理店精算業務の担当者において、TSM が運営する直営店に係るインセンティブと二次代理店が運営する店舗に係るインセンティブ⁸を分類して、対応する二次代理店に対する支払明細を作成する。

これらの請求明細及び支払明細の作成は、キャリアからの精算データを特定の基準や要素により、抽出・整理・除外等を施して行われるものであり、非常に複雑な作業内容となっている。

このようにして請求明細と支払明細が作成され、これらの明細をもとに代理店精算書が作成されるが、代理店精算書上は、請求額と支払額が相殺処理された請求額又は支払額が記載される。

以上のプロセスにより作成される代理店精算書の例は以下のとおりである。

⁶ なお、端末販売手数料の条件は TSM から二次代理店に対する一方的な通知により定められる。

⁷ 個体識別番号 (IMEI) (International Mobile Equipment Identity) とは、携帯電話やスマートフォンなどの通信機器に固有に割り振られた識別番号であり、個々の端末の識別のために用いられる番号 (通常 15 桁の数字) である。

⁸ なお、実際に精算対象として支払項目に掲載されるのは、二次代理店が運営する店舗に係るインセンティブから TSHD が受領する手数料を差し引いた額となる。

月分 支払書

令和 年 月 日

御中

株式会社トーシンホールディングス

〒460-0008
名古屋市中区栄3-4-21 TOSHIN SAKAEビル
TEL/052-262-1122
FAX/052-262-1010

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。さて、貴社お取扱いの商品実績について下記の通り、お支払い致します。今後とも一層のご支援、ご協力の程、お願い申し上げます。

対 象 年 月 日				
前月御支払残額(税込)	左記に対する 御支払額(税込)	繰越金額(税込)	当月精算額(税込)	今回支払額(税込)
		a	b	a+b

尚、お支払い日は令和5年3月20日となります。今後とも一層のご支援、ご協力の程、お願い申し上げます。

キャリア	請求・支払		データ	金額	備考
	請求	A 機 器 代 金	キャリア 委託在庫からの開通端末分 1ヶ月経過端末請求分 ※端末代金に台あたり 円付加		
		B 付 属 品	付属品 ※付属品代金に台あたり %付加		※ 台
			ネットワーク接続料他		
		①請求 計(A + B)			
					他
					※トーシンホールディングス分
					※データカード
					※音声端末
					※iPad(タブレット含む)
					※iPhone
				※Android	
				※	
				0 ※販促費	
②支払 計					
③小計(① - (-②))					
	請求	A 機 器 代 金	キャリア 委託在庫からの開通端末分 1ヶ月経過端末請求分 ※端末代金に台あたり 円付加		※ 台
		B 付 属 品	付属品 ※付属品代金に台あたり %付加		※ 台
		D そ の 他	ユニフォーム貸与料他		
	④請求 計(A + B)				
					他
					*
⑤支払 計					
⑥小計(④ - (-⑤))					
その他①					
その他②					
当日精算合計(③ + ⑥ + ⑦ + ⑧)(マイナスとなる場合は当社からの支払となり×▲1)					

これらのデータは、いずれも編集制限が施されていない Excel ファイルで管理されており、キャリアからの精算データからインセンティブを直営店、各二次代理店に分類する作業は、代理店精算業務の担当者による手作業で行われている。

代理店精算業務の担当者は、代理店精算書を作成した後、ドルフィン上で a 氏及び石田会長の承認（但し、a 氏については a 氏が TSHD に在籍していた時期に限る。）を得て、内容が確定される。

(3) 二次代理店に対する代理店精算書の送付

前記(2)のプロセスで作成され、a 氏及び石田会長の承認（但し、a 氏については a 氏が TSHD に在籍していた時期に限る。）を得た代理店精算書は、代理店精算業務の担当者により、二次代理店に対してメールにより送付される。

(4) 支払処理に関するプロセス

代理店精算書に基づく精算は、毎月末締め、翌々月 20 日に行われる。

(5) 会計データの入力

二次代理店との取引に係る計上時の会計伝票は、代理店精算書の作成後に起票される。具体的には、代理店精算書に記載の携帯端末等の請求項目の額については売上（売掛金）として、インセンティブ等の支払項目の額については、支払販売手数料（買掛金）として計上される。

なお、起票された伝票は遅滞なく承認権者により承認されるべきであるが、実際には、代理店精算書の作成時点で適時に承認は行われず、起票された仕訳伝票の承認は期末決算時にまとめて行われており、四半期決算においては未承認伝票のまま四半期決算が組まれていた。

精算時には、管理部経理課はファームバンキングを通じて入出金明細を確認し、請求書・支払書との照合を経て、売掛金・買掛金の消込処理を行い、精算伝票が起票され、承認される。

なお、精算処理においても、管理部経理課責任者による仕訳伝票の承認は、期末決算時にまとめて行われており、四半期決算においては未承認伝票のまま四半期決算が組まれていた。

第3 調査により判明した事実

1. 本事案について

(1) 本事案の概要

本事案において行われた手口は、モバイル代理店委託事業の代理店精算において、仕訳入力時に、実際に二次代理店に提出した代理店精算書の金額に、端末代金等を上乗せ

して二次代理店に対する請求額を過大に計上したもの（本事案に係る手口を以下「代理店精算の調整（売掛金）」という。）である。

(2) 本事案の経緯

ア 2022年7月分（2022年9月精算実施分）までの代理店精算業務

2022年7月分（2022年9月精算実施分）まで代理店精算業務を担当していたc氏が2022年8月上旬をもって産休を取得することになった。前記第2.3記載のとおり、代理店精算業務は非常に複雑なフローで進められるものであるが、c氏が産休を取得するに当たり、代理店精算業務のc氏の後任であるd氏に対して代理店精算業務の引継ぎが十分にされなかった。

イ 2022年8月分（2022年10月精算実施分）から2023年4月分（2023年6月精算実施分）までの代理店精算業務

2022年8月分（2022年10月精算実施分）から2023年4月分（2023年6月精算実施分）までの代理店精算業務はc氏から担当を引き継いだd氏により行われたが、c氏からd氏に対して代理店精算業務の引継ぎが十分にされなかったことにより、別紙5において指摘するとおり、代理店精算業務において過誤が生じるようになった。

そもそも、モバイル代理店委託事業のビジネスモデルは、主に、①キャリアから仕入れた端末代金の卸売り及び②キャリアから受け取るインセンティブから二次代理店に対するインセンティブの支払を差し引いた額が利益となるものであり、TSHDグループにおいては、モバイル代理店委託事業が正常に行われている限り、モバイル代理店委託事業において、赤字が生じることはないものである。

しかしながら、インタビューや後記ウに記載したa氏とb氏のLINEのやりとりによれば、モバイル代理店委託事業において、赤字を計上するに至ったと認識される月もあった。

その後、2023年5月26日にd氏がTSHDを退職したため、b氏が代理店精算業務を引き継ぐことになった。

ウ 2023年5月分（2023年7月精算実施分）から2023年10月（2023年12月精算実施分）までの代理店精算業務

2023年5月分（2023年7月精算実施分）から退職したd氏からb氏が代理店精算業務を引き継いだ、d氏からb氏への代理店精算業務の引継ぎについても十分に行われることはなかった。

b氏が、代理店精算業務を引き継いだ際、b氏は、新規契約や機種変更時に販売する端末代金を調整して利益が出るように調整するようa氏から指示を受けた。

具体的なa氏とb氏との間のLINE上のやり取りは以下のとおりである。

発信者	日時	内容
a 氏	2023/06/07 08:45	代理店の 3 月までは今ある資料の端末請求。 開通の新規や機変を調整して利益が出るようにしておいてほしい。 4 月入れたあとやるの大変だから 先に整えておいて。 2 月分のズレというかマイナスも 3 月で調整するイメージね。 ちゃんと売掛金と買掛金の残高を見ながら調整ね。
a 氏	2023/06/07 08:47	3 月もやり直してはめ直したかったけど、それやると間に合わなそう。
b 氏	2023/06/07 08:57	見てみます
a 氏	2023/06/07 08:58	見るではなくやっておいてって。

a 氏から b 氏に対する指示は、「開通の新規や機変を調整して利益が出るようにしておいてほしい」などと、調整する項目については指摘があるものの、「ちゃんと売掛金と買掛金の残高を見ながら調整ね」と指示しているように、具体的に金額を明示した指示はなかったことから、b 氏において前年同期の利益水準などと比較して不自然ではない金額の利益が計上されるよう金額の調整をしていた。

このような a 氏からの指示を受けて、b 氏は、新規契約や機種変更時に販売する端末代金の金額を実際の代理店精算の金額とは異なる金額として計上し、それに合わせて二次代理店との間で、実際に代理店精算が行われた代理店精算書とは異なる代理店精算書を作成するのが本手口である。

具体的な手口について、2023 年 3 月分の代理店精算を例にとると以下のとおりである。

2023 年 3 月分の代理店精算に係る仕訳伝票の履歴によれば、決算業務の過程で、モバイル代理店委託事業の利益を調整するため、2023 年 6 月 7 日に以下のとおり、3 回にわたり仕訳の調整が行われている。

なお、このように同じ日の 1 時間半足らずの短い時間帯で 3 回も仕訳の調整が行われているのは、一度仕訳の調整を入れた後、TSM の利益状況を確認し、想定された利益状況に達しているかどうかなどを確認しながら調整額を決めているためである⁹。

⁹ このような同日の短い時間帯における複数回の仕訳の調整は他の手口においても行われているが、本事案に関するものの他には個別には指摘していない。

(単位：百万円)

時刻	科目	金額	直前の計上額からの修正額
20:07	A 社に対する売掛金	765	106
21:12	A 社に対する売掛金	875	110
21:28	A 社に対する売掛金	892	16

このような仕訳の調整を経て確定された売掛金の額に従い、二次代理店に送付した代理店精算書の金額を調整した代理店精算書が作成された。その内容は下表のとおりである。

(単位：百万円)

項目	精算時の 代理店精算書	財務報告用の 代理店精算書	差額
請求額	659	892	233
支払額	922	922	-

なお、このように当初の仕訳の入力から一定期間を空けて仕訳の調整が行われた理由については、監査法人によるレビューや監査に対応するためであり、財務報告用の代理店精算書が作成されるのは、四半期ごとの監査法人によるレビューや監査が行われる時期と同じくしている。

また、2023 年 3 月分の代理店精算においては A 社に対する売掛金のみが調整対象とされているように、本手口は基本的には A 社に対する売掛金を対象に行われているが、これは、TSM と A 社との間の取引の規模が大きく、代理店精算における調整が明るみになりにくいことが考慮されている。

なお、2023 年 10 月分の代理店精算においては、B 社も対象に行われており、B 社に対する精算時の代理店精算書では、以下のような調整が行われている。

(単位：百万円)

項目	精算時の 代理店精算書	財務報告用の 代理店精算書	差額
請求額	35	47	11
支払額	45	43	△1

エ 2023 年 11 月分（2024 年 1 月精算実施分）以降の代理店精算業務

上記の次第で、二次代理店に対して販売した機種代金の調整という手法により利益調整が行われてきたが、a 氏から、以下のとおり、端末代での調整ではなく、在庫の

調整により利益調整を行うよう指示を受けたため、2023 年 11 月分（2024 年 1 月精算実施分）の代理店精算からは本事案による手口の利益調整は行われなくなった。

発信者	日時	内容
a 氏	2023/12/07 14:14	もともと調整が在庫でされてて、精算書の 9 月、10 月は実精算と変わらないって形が理想なの。 今回 10 月とか大幅に変わったらうるさいよ。多分。だからいくらかの利益を戻すなら実精算に近づくように 9 月とか 10 月とかってのはなし。もし実とズレてるなら。
(中略)		
b 氏	2023/12/08 13:54	代理店への端末請求ですが、利益 10%足していることは監査法人へ言って良いのでしょうか
b 氏	2023/12/08 13:57	言っていることと言ってはだめなことがあるので、監査法人の質問に対して回答して良いのか分からず、確認しますとしか言えない状態です。
a 氏	2023/12/08 14:34	10%も出してないでしょ？
a 氏	2023/12/08 14:34	普通の請求っ 2%くらいでしょ。せいぜい。
a 氏	2023/12/08 14:35	なんかしたの？自分
a 氏	2023/12/08 14:36	調整でまさかそんなことしてないでしょ？ 付属品は 10%だけど。
b 氏	2023/12/08 14:42	9 月 10 月の端末の代理店価格が 1.1 になってます。
a 氏	2023/12/08 14:43	なぜ？
a 氏	2023/12/08 14:43	おかしいよな。そんなん。
a 氏	2023/12/08 14:43	そんな調整したことない
a 氏	2023/12/08 14:50	勝手にやったのか。 普通、台数増やすくらいしかやってないだろ。
a 氏	2023/12/08 14:50	付属品は 10%だが
b 氏	2023/12/08 14:51	自分が伝え間違えたのかもしれませんが。
a 氏	2023/12/08 14:51	ありえんだろそんなんの
a 氏	2023/12/08 14:56	どうするつもりだ
a 氏	2023/12/08 15:03	そんなん直したらめっちゃくちゃ変わるぞ、数字
b 氏	2023/12/08 15:08	10%請求してるというしかないですかね。8 月まで遡るとダメですが
a 氏	2023/12/08 15:11	9 月から代理店与信の見直しで変えたと言ったら？ そんで、どこかで直して分からないように返信した

発信者	日時	内容
		上で代理店がやはり苦しいというから戻すことになったと次回には戻る的な。
a 氏	2023/12/08 15:12	iPhone15 の絡みで与信超過するから見直しが掛かったと。 保証金積み増すか、単価上げるかの話になって。単価を選択された。
a 氏	2023/12/08 15:14	これしかないでしょ。 ほんといい加減にしなよ。まじで。 大体なんで監査法人がそこに気付くわけ？明細なんていつも渡してないのに
b 氏	2023/12/08 15:15	すみません。 10 月の差額について分かる資料をとということで、IMEI と代理店価格だけ表示したエクセル渡した。
a 氏	2023/12/08 15:20	自分で何とかしなさい。もはや

(3) 本事案の発覚の経緯

前回報告書の提出後である 2025 年 2 月入社の TSHD 管理部経理課所属の従業員が、2025 年 4 月 7 日に残高確認を開始し、同月 8 日に売掛金の残高を確認したところ、二次代理店に対する売掛金について、通常 2 か月後に代理店精算が行われるにもかかわらず、精算が完了していない売掛金が億単位で生じていることを発見した。

この計上額と精算額にずれが生じていることについて、当初 b 氏はわからないと述べていたとのことであったが、その後の社内調査の結果、精算用の代理店精算書と財務報告用の代理店精算書の 2 種類が存在していることが発覚し、本事案の存在が発覚するに至った。

(4) 本事案が監査手続において発覚しなかった原因

ア 監査役による監査との関係

監査役による監査手続においては、移動体通信関連事業については、モバイル直営事業の直営店のみしか監査が行われておらず、モバイル代理店委託事業における代理店精算の業務監査は実施されていなかったため、監査役による監査手続において本事案が検出されることはなかった。

イ 財務諸表監査との関係¹⁰

本事案発生当時の TSHD の会計監査人であった監査法人 A は、二次代理店に対して残高確認書により棚卸資産及び売掛金・買掛金の残高を確認する監査手続を実施した。

この監査手続において、二次代理店が認識している棚卸資産及び売掛金・買掛金の正確な額を回答した場合には、TSHD グループにおいて計上している残高との間に齟齬が発生していることが監査法人 A に認識されてしまう。そのため、b 氏は、a 氏の指示を受けて、本事案や類似事案による調整の発覚を避けるために、二次代理店の経理担当者に対して、残高確認書に対する回答内容を指示し、TSHD グループにおいて計上している棚卸資産及び売掛金・買掛金の額と一致する額を残高確認書に記載するよう要請した。なお、b 氏によれば、このような二次代理店への指示について、a 氏から二次代理店は指示を聞いてくれると言われていたとのことである。

b 氏による指示の一例として、以下のメールには「【確定】代理店在庫表」と題するエクセルファイルが添付されており、棚卸資産の残高は、同エクセルファイルに基づき記載するよう要請している。

¹⁰ なお、当委員会が監査法人に係る監査手続に言及する場合は、監査手続に関する事実関係を報告するに留まるものであり、当委員会は、当該監査手続に関していかなる評価をするものではない点に留意されたい。

A 社 ■■■ 様

お世話になっております。

株式会社トーシンモバイル 経理課の■■■です。

現在の状況確認と依頼のため、連絡となります。

残高確認書は合計で2通となっております。

①残高確認書(棚卸資産)一度返送して頂きましたが、こちらからメールにて送付したエクセルデータを基に詳細を送付して頂きたいです。

5/30 にエクセルデータを送付しておりましたが、再度このメールにも添付致します。メールで詳細データを返送して頂いて問題ありません。

②残高確認書(売掛金買掛金)6月7日に再度発送致しました。1回目の書類が届いていないとのことで2回書類を送付しておりました。本日1回目の書類は発送済みと確認しました。

2回目に発送した書類が必要となります。再度返送をお願い致します。

また、届くまでに時間がかかるため、発送前に画像データをメールにて送付して頂くようお願い致します。

これを受けた二次代理店は、自らが認識している棚卸資産及び売掛金・買掛金の金額とは異なるものの、残高確認書に対して虚偽の回答をしたとしても自社の決算には影響が及ばないことから、b氏の要請に応じてb氏が指定した金額の残高を記載して監査法人Aに返送した。

二次代理店からの回答がTSHDグループにおいて計上している額と一致したことから、監査法人Aは残高の正確性が確認されたものとして、追加監査手続が行われることはなかった。

以上の経緯により、財務諸表監査においても本事案が検出されることはなかった。

ウ 内部監査室による監査との関係

(ア) 業務監査

内部監査室による業務監査は、主にモバイル直営事業の店舗の実査、リゾート事業のゴルフ場の実査及びゴルフショップの実査のみ行われており、モバイル代理店委託事業に係る業務監査は実施されていなかった。モバイル直営事業の店舗の実査、リゾート事業のゴルフ場の実査及びゴルフショップの実査は、事業年度毎に作成される「定期内部監査年間計画表」に従い、モバイル直営事業の直営店の店舗及びリゾート事業のゴルフ場と店舗を「監査チェックリスト」に従って行われ、その結果は報告書に取りまとめられる。

以上のように、内部監査室による業務監査においては、モバイル代理店委託事業に係る業務監査は実施されていなかったため、本事案が検出されることはなかった。

(イ) J-SOX におけるモニタリング

本事案が行われた 2023 年 4 月期及び 2024 年 4 月期の J-SOX における代理店精算業務に関するモニタリングの状況は以下のとおりであった。

a. 2023 年 4 月期

2023 年 4 月期においては、TSHD の内部監査室の人員が 1 名しかおらず、J-SOX における代理店精算業務に関するモニタリングは実施されていなかった。加えて、いわゆる J-SOX3 点セット上の業務記述書及び RCM が、実際の代理店精算業務及びその統制行為を適切に明文化できておらず、その内容が形骸化・陳腐化しており、本事案に関連したリスクに対応できていなかった。

また、監査法人には内部監査室による J-SOX に準拠した代理店精算業務に関する内部統制が行われたとの評価結果が提供されているが、内部監査室に対するインタビューによれば、2023 年 4 月期においては、内部統制の評価結果について内部監査室において確認したとの資料を提出していないとのことであり、当時の監査法人の対応をする TSHD の担当者が a 氏であることから、管理部経理課において内部統制の評価結果の報告を行った可能性があるが、どのような経緯により監査法人に対して、内部統制の評価結果が提供されたかに関する資料は不見当である。

b. 2024 年 4 月期

2024 年 4 月期は、内部監査室の人員が追加され、2023 年 4 月期とは異なり、内部監査室により、2024 年 6 月末に、内部統制の評価結果を確認したとの資料が提出されていたが、内部統制の整備状況や運用状況の評価において、どのように評価したかの証跡が残されていない、確認すべき証憑の件数を満たしていない等、実質的には、代理店精算業務に関する内部統制の評価は実施されていなかった。

c. まとめ

上記の結果、J-SOX におけるモニタリングにより本事案を検知することはできなかった。

エ 監査法人 A による内部統制監査の状況

監査法人 A の 2023 年 4 月期及び 2024 年 4 月期の内部統制監査の状況は以下のとおりである。

(ア) 2023 年 4 月期

監査法人 A によれば、内部監査室によるモニタリングが行われたとされる評価結果を受け、当該評価結果に対する内部統制監査が実施され、本事案に関連する不備は認識していないとのことである。

(イ) 2024 年 4 月期

監査法人 A によれば、四半期レビューごとに内部統制の検証を行い、TSHD から 2024 年 6 月末に内部統制の評価結果も入手しており、内部統制監査上、本事案に関連する不備は認識していないとのことである。

(ウ) まとめ

上記の監査法人 A による内部統制監査の結果、本事案は検知されることはなかった。

(5) 本事案に関する役員の関与について

ア a 氏の関与について

前記(2).ウのとおり、a 氏が、b 氏に対して、「代理店の 3 月までは今ある資料の端末請求 開通の新規や機変を調整して利益が出るようにしておいてほしい 4 月入れたあとやるの大変だから 先に整えておいて 2 月分のズレというかマイナスも 3 月で調整するイメージね ちゃんと売掛金と買掛金の残高を見ながら調整ね」などと、モバイル代理店委託事業において利益が出るように新規開通や機種変更による端末代金を調整するよう指示したことが認められる。また、前記(2).エのとおり、a 氏は、b 氏に対して、「もともと調整が在庫でされてて、精算書の 9 月、10 月は実精算と変わらないって形が理想なの。」などと伝え、代理店精算書の実精算額と計上額が変わらないように、モバイル代理店委託事業において利益が出るように在庫を調整することを指示していたと認められる。

この点について、前記第 1.5. (5).イ記載のとおり、当委員会は、a 氏に対して直接インタビューを実施することができていないため、本事案に関する a 氏の認識や b 氏に対して上記の指示をした動機について直接確認できていない。

イ 他の役員の関与について

本調査により得た資料及び役員に対するインタビューのいずれによっても、a 氏以外の役員について、本事案に対する主体的な関与や本事案の認識があった事実は認め

られない。

2. 類似事案について

(1) 類似事案の概要

本調査の過程で、当委員会は、本事案の他、以下の方法による行為類型が存在する可能性があると判断し、以下の類似事案を調査した。

- ① キャッシュバックの調整
- ② 代理店精算の調整（その他）
- ③ 棚卸資産の水増し
- ④ 費用の計上時期の調整
- ⑤ グループ内付替え
- ⑥ オフバランス取引
- ⑦ 資産・費用間の調整
- ⑧ 誤謬

なお、上記の類似事案は、本調査によれば、a 氏の管理下である管理部経理課において、主に利益調整（決算期末における利益の減額を含む。）のために行われたものであり、本事案と同様の目的で行われたものと考えられることから本事案と類似する事案であると整理している。

(2) 類似事案の発覚の経緯

本事案についての調査を開始した際に、b 氏に対して、代理店精算の調整（売掛金）以外の手法による売上・費用等の調整が行われていないか確認したところ、b 氏より棚卸資産の額を調整することにより移動体通信関連事業の利益を調整している旨の申告を受けた。

そして、本事案の調査の過程で、a 氏が TSHD 管理部経理課及び同財務課の部下との間の業務上のやり取りをショートメールや LINE などのツールを用いた私用デバイスにより行っていたことが判明したことから、前記第 1.5. (5). ウ記載のとおり、管理部経理課及び同財務課の従業員の私用デバイスを保全し、a 氏との私用デバイスを用いたやり取りを調査した。

この調査により b 氏が申告した棚卸資産の額の調整のみならず、複数の手法による利益調整が発覚したものである。

なお、本調査における私用デバイスにおけるデータ保全を通じた不正手口の調査の網羅性については別紙 2 及び別紙 3 記載のとおりである。

(3) 類似事案の具体的な内容¹¹

以下、類似事案の具体的な内容を報告するが、いずれの類型についても a 氏以外の役員の関与は認められなかった。

そのため、類似事案に対する役員の関与状況は、a 氏の関与状況のみ指摘する。

ア キャッシュバックの調整

(ア) 概要

キャッシュバックの調整は、前回調査において調査対象とされた、回線契約を新たに締結したエンドユーザーに対して、購入特典として TSM から支払われるキャッシュバックを調整する手口に関するものである。

キャッシュバックの調整に関する具体的な事実経過については、前回調査報告書において詳細に指摘されているため、前回調査報告書を参照されたい。

本手口は、前回調査から新たに発見された手口ではないが、本調査において実施したデジタル・フォレンジック調査での従業員の私用デバイスのデータ保全により、キャッシュバックの調整が利益調整のためにも行われていたことが明らかになったため、当委員会が認定したキャッシュバック調整の目的について補足的に報告する。

なお、本調査においてキャッシュバックに関する虚偽表示を認識しているが、これは当委員会が識別した他の虚偽表示とあわせると、TSHD が前回重要性はないと判断して修正しなかった同虚偽表示も集計すべきと判断したものであり、後述する内容によりキャッシュバックから会計上新たな虚偽表示を認識したものではない点に留意されたい。詳細については、後記第 5 を参照されたい。

(イ) キャッシュバックの調整の目的について

本調査の結果、移動体通信関連事業の利益状況をみながら、2019 年 4 月期から 2023 年 4 月期までの各事業年度において、キャッシュバックに係る経理処理が操作されていたことが発覚した。

(ウ) a 氏の関与について

2024 年 4 月期において、a 氏と b 氏の間で以下の LINE のやり取りがなされていることから、キャッシュバックの調整が移動体通信関連事業の利益を減額させる方向での調整弁として用いられていたことが分かる。

¹¹ 以下金額については特に明記しない限り、消費税を含む金額である。

発信者	日時	内容
b 氏	2023/12/07 09:11	あと、加藤社長の引当金の係数ですが、規定に役員在任中の最高位を使うとあるので ■■■ ではなく会長と同じ■■■で計算します。
a 氏	2023/12/07 09:13	影響額は大丈夫なん？
b 氏	2023/12/07 09:23	利益はまだ大丈夫です。 利益は予想が 493、前年 482 で、今 621 です。 高いので経費探しているところです。キャッシュバックとか。

よって、当委員会は、キャッシュバックの調整についても a 氏が主体的に関与した利益調整目的の手口であると判断した。

なお、本調査において、a 氏と既に退職した従業員 3 名のグループ LINE において、キャッシュバックの調整に関するやり取りがなされていることも確認しており、a 氏も主導的にキャッシュバックの調整に関与していたことが明らかになっている。

イ 代理店精算の調整（その他）

(ア) 手口の概要

代理店精算の調整（その他）は、代理店精算の調整（売掛金）以外の手口による代理店精算における調整に関する手口であり、類型として、①買掛金の項目を調整したもの、②新店受託手数料の計上時期の調整、③売掛金の消込漏れがある。さらに、①買掛金の項目を調整したものについては、(i)未計上の買掛金が生じる手口と(ii)買掛金の過少計上分を費用計上する手口の 2 種類の手口が発覚している。

(イ) 各手口の具体的な内容

a. 買掛金の項目を調整したもの

(a) 未計上の買掛金が生じる手口

代理店精算の調整（売掛金）と同様に、仕訳入力時に実際の代理店精算の金額とは異なる金額の買掛金（費用科目は支払販売手数料）を計上し、これに沿う代理店精算書を作成する手口である。

例えば、2023 年 7 月分の A 社に対する買掛金について、2023 年 9 月 7 日に一旦 586 百円の買掛金の仕訳が入力されたが、その翌日である同月 8 日には、A 社に対する買掛金の額が 536 百万円に調整され、最終的にこれに沿う財務報告用の代理店精算書が作成されたものである。

この手口が行われている状況は下表のとおりである。なお、下表の金額は、

現実に発生した事実関係を示すために整理した現実に行われた計上額と支払額を示すものであり、必ずしも支払額が本来計上すべき正確な金額であったことを示すものではない点に留意されたい。

(単位：百万円)

精算対象月	計上額	支払額	差額
2023 年 6 月	469	519	△50
2023 年 7 月	536	586	△50
2023 年 9 月	699	704	△4
2023 年 10 月	711	716	△4

かかる処理により、本調査の基準日時点でも買掛金があるべき残高よりも過少に計上されていることになる。

本手口については、不自然に仕訳伝票が複数修正されていること、財務報告用の代理店精算書と精算用の代理店精算書の 2 種類が作成されていること、後記(c)記載の a 氏と b 氏の間の LINE のやり取りが存在することから、意図的な不正行為であると認められる。

(b) 買掛金の過少計上分を費用計上するもの

本手口は、二次代理店に対する買掛金（支払販売手数料）を実際に精算すべき金額より過少な額を計上し、精算時には、実際の精算金額と計上済みの買掛金との差額を追加で買掛金を計上することなく、直接支払販売手数料を計上する手口であり、結果的に未計上の買掛金が生じないようにするものである。

例えば、2022 年 12 月分の代理店精算においては、計上時及び精算時にそれぞれ下表の仕訳が入力されており、本来精算すべき 633 百万円から 189 百万円が差し引かれた 443 百万円を当初買掛金として計上していたが、精算時に当初差し引いた 189 百万円を費用計上することで、簿外の買掛金が生じないように調整しているのである。

そして、本手口についても計上時の代理店精算書と精算時の代理店精算書が作成されている。

(単位：百万円)

時期	借方	貸方
計上時	支払販売手数料 443	買掛金 443
精算時	買掛金 443 支払販売手数料 189	預金 633

本手口は、精算時の仕訳により、結果的にはその時点で作成された代理店精算書に基づいた経理処理となっているため、精算時点では買掛金の未計上は生

じないが、計上時から精算時の間に決算日を跨ぐことで、費用の繰延効果をもたらすものである。

本手口については、事後的に複数回にわたり仕訳伝票の調整が加えられていること、計上時の代理店精算書と精算時の代理店精算書の 2 種類が作成されていることから、意図的な不正であると認められる。

(c) a 氏の関与について

本手口についても、a 氏と b 氏の間で以下の LINE のやり取りがあり、a 氏が本手口についても主体的に関与していたと認められる。

発信者	日時	内容
b 氏	2023/03/03 09:40	決算の利益についてですが、原因が分かっていませんが、おそらく要因は代理店だと思いますので、今回は代理店精算と在庫で調整しようと思ったのですが、売上が前年よりも多くなると問題ですね。確認です。
a 氏	2023/03/03 09:41	なら、支払い販売手数料の方にマイナス入れたら？
a 氏	2023/03/03 09:42	原価減るだけだから
a 氏	2023/03/03 09:42	売上は動かないよ。
b 氏	2023/03/03 09:46	そこでやってみます。

b. 新店受託手数料の計上時期の調整

(a) 手口の具体的な内容

2024 年 2 月 1 日より C 社が運営する [] と [] が C 社から A 社に移管された。

この店舗の移管に関して、A 社から TSM に対して、新店受託手数料として、1 店舗当たり、12 百万円（消費税抜き）合計 25 百万円（消費税抜き）が支払われることになった¹²。

2024 年 2 月 1 日には [] と [] の移管が完了し、実際に 2024 年 2 月分において両店舗の代理店精算は A 社分に組み入れられていることから、新店の受託は遅くとも 2024 年 2 月 1 日には完了していた。そのため、新店受託手数料についても、2024 年 2 月 1

¹² なお、かかる新店受託手数料は、2024 年 3 月 8 日のドルフィン上の業務報告書によれば、「案件検討当初、会長より 1 店舗 1,500 万円、合計 3,000 万円の話を頂き、[] へ打診するも 3,000 万円は厳しいとなり、3,000 万円では辞退するとの話となり、結果 1,250 万円/店舗、合計 2,500 万円にて承認頂きました。」との経緯で支払われることとされているところ、かかる新店受託手数料の経済合理性等については本調査の対象外であり、当委員会は、これを検討していない。

日に売上を計上し、2024 年 4 月期の決算に取り込むべきであったと認められる。

ところが、TSM では、代理店精算の対象とされる月の精算額が、当該月の売上や支払販売手数料として認識されるところ、この新店受託手数料は、翌事業年度に計上される 2024 年 5 月の代理店精算に組み込まれ、2024 年 5 月の売上として 2025 年 4 月期に計上されている。

これは、後記(b)の LINE の内容も考慮すると、新店受託手数料に係る売上の計上時期を意図的に翌事業年度にずらすものであり、不正行為であると認められる。

なお、2024 年 3 月 8 日のドルフィン上の業務報告書によれば、a 氏が「A 社から当社の委託料は、2 月締め精算(4/20 精算分)に組み込み予定としておりました。当社への委託料は、12,500,000 円(税抜)/店舗×2 店舗分 25,000,000 円(税抜)となります。」と報告したのに対して、石田会長から「なら 4 月 清算で 1250 万回収、5 月 清算で 1250 万回収で良い。」との指示があったが、a 氏は、後記(b)の LINE のとおり、翌事業年度に計上させることを b 氏に指示している。

(b) a 氏の関与について

本手口についても、a 氏と b 氏の間で以下の LINE のやり取りがあり、a 氏が本手口についても主体的に関与していたと認められる。

発信者	日時	内容
b 氏	2024/04/22 12:17	A 社へ委託料 2,500 万円の請求は、先月聞いた通り、今回の代理店精算（その他の項目）に追加して良いでしょうか。
a 氏	2024/04/22 13:28	まだ今回じゃないです。次の決算に反映。

c. 売掛金の消込漏れ

(a) 具体的な内容

前記 1. (2)記載のとおり、2022 年 8 月上旬をもって当時代理店精算業務を担当していた c 氏が産休に入ることになり、代理店精算業務の後任は d 氏になったが、c 氏から d 氏への代理店精算業務の引継ぎが十分に行われることはなかった。

d 氏は、代理店精算業務の引継ぎが十分でなかったことに加えて、c 氏から代理店精算業務を引き継いだ当時増加していたキャッシュバックの対応も担当しており、多忙な状況であったこともあり、d 氏が代理店精算業務を担当していた 2022 年 8 月分から 2023 年 4 月分までの代理店精算に非常に多くの誤

りが生じていた。また、d 氏から代理店精算業務を引き継いだ b 氏による代理店精算においても多数の誤りが生じている。

具体的な誤りの内容は、①二次代理店が販売した端末であり、TSM から二次代理店に対して端末代金を請求すべきものを直営店の販売として処理したことにより端末代金の請求漏れが生じたもの、②インセンティブの直営店と二次代理店との間の配分の割合の算定を誤ったことにより差異が生じたもの、③精算すべき未開通分の端末代金の精算漏れ、④消費税相当額の請求漏れ、などであり、代理店精算業務の担当者が代理店精算書の作成過程を正確に理解していなかったことに起因すると思われる誤りが多岐にわたって生じている。

(b) 代理店精算の過誤の精算と売掛金の消込漏れ

このように d 氏及び b 氏が代理店精算業務の担当者であった当時、代理店精算書の誤りは多岐にわたって生じていたが、二次代理店から当該誤りの指摘を受けた場合には、その都度代理店精算書の「その他」の項目で過去の誤り分を修正する調整が行われてきた¹³。

ところが、d 氏が代理店精算業務の担当者となってから、下表記載の日付において、通常の代理店精算とは別に A 社に対する売掛金が合計 211 百万円追加計上されたが、2023 年 4 月に 140 百万円が取消処理されている。その結果、TSM としては、A 社に対して、71 百万円の未請求の売掛金の存在を認識するに至った。

なお、この追加計上と取消処理の経緯については、d 氏が既に退職済みであり、その他かかる経緯に関する資料は不見当であったため、具体的な事情は不明であった。

(単位：百万円)

日付	勘定科目	追加計上金額	取消金額
2022/8/31	売上高	55	-
2022/9/30	売上高	59	-
2022/10/31	売上高	96	-
合計		211	-
2023/4/30	売上高	-	140
差額			71

この未精算の売掛金について、d 氏は、2023 年 4 月期の決算業務において、A 社との間で精算方法を協議するべく、2023 年 5 月 26 日に A 社に対して、

¹³ 但し、TSM の二次代理店に対する支払い分が過少であった場合に、代理店精算書上での精算ではなく、直接未払い分を二次代理店に対して支払うことで精算する事例も見られる。

メールにより未精算の売掛金 71 百万円の精算方法を相談した。

ところが、2023 年 5 月末をもって d 氏が退職したため、精算方法の協議はペンディングになってしまった。

その後、代理店精算業務を引き継いだ b 氏は、2023 年 8 月 31 日付け発行の 2023 年 7 月分の A 社向けの代理店精算書において、「その他」の項目として、44 百万円を TSM から A 社に対する請求額に加算し、これに基づき同年 9 月 20 日に精算が行われた。

この 44 百万円の精算項目の内容について A 社から問い合わせを受けた b 氏は、2023 年 9 月 22 日に以下の算定根拠の説明をした。

	2022 年 8 月及び同年 9 月の未請求端末代金	107,757,109 円
－	2023 年 4 月の未払金額	9,048,796 円
－	2023 年 5 月の未払金額	35,555,239 円
－	業務系手数料金額	18,549,039 円
=	計	44,604,035 円

これに対して、A 社から、TSM の A 社に対する 2022 年 8 月及び同年 9 月の未請求端末代金については、d 氏との間で 2023 年 5 月 26 日に 71 百万円であることを確認していたとの回答があった。

その結果、2023 年 7 月分の代理店精算書において、TSM から A 社に対して請求された 2022 年 8 月及び同年 9 月の未請求端末代金 107 百万円と d 氏との間で確認された同期の金額 71 百万円の差額 35 百万円が A 社から TSM に対して過払になっていることが確認され、その他の未精算項目と合わせて 2023 年 10 月 13 日に精算（TSM から A 社に対する支払）が行われた。

よって、2022 年 8 月及び同年 9 月の未請求端末代金 71 百万円については、2023 年 9 月の 107 百万の精算（入金）と翌 10 月の 35 百万円の精算（支払）を通じて、既に精算が完了していると認められる。

ところが、この精算済みの 71 百万円については、精算が完了した時点で、売掛金が回収済みのものとして処理されなければならないが、上記の精算が行われた当時このような処理がされることなく、現在も売掛金に計上されたままである。

この売掛金については、当初は d 氏の代理店精算業務の過誤により生じたものであったが、その後に A 社との間で精算が完了しているところ、A 社には残高確認において TSHD グループにおいて計上している残高と一致する内容で

回答するよう指示したことからすると、意図的に売掛金の精算が完了していることを隠蔽した可能性も否定できないが、これを明確に示す資料は不見当であり、単なる売掛金消込漏れの可能性もあるため、不正とまでは認められない。

(c) a氏の関与について

売掛金の消込漏れについて、a氏の関与を示す客観的な証拠は不見当であった。

ウ 棚卸資産の水増し

(ア) 手口の内容

a. 手口の概要

本手口は、移動体通信関連事業において、決算期末の在庫表を調整し、実在庫以上の金額の在庫を計上するものであるが、直営店の棚卸資産（以下単に「在庫」という。）と二次代理店の在庫の計上方法が異なるため、直営店に係る在庫の水増しと二次代理店に係る在庫の水増しとに分類される。

b. 直営店の在庫の水増し

在庫の計上は、在庫表の作成者が作成した在庫表をもとに行われており、一旦は、b氏によって、当初の在庫表の金額に基づき在庫金額が計上されるが、その後四半期レビュー対応時や決算対応時に、在庫表の金額を改ざんし、これに合わせて実際の在庫金額とは異なる金額で会計伝票を起票する方法や、会計伝票の金額を改ざんしたうえで、会計伝票の金額に合わせて在庫表を改ざんする方法により、在庫の過大計上が行われていた。

在庫表の改ざんは、単に在庫の金額のみを調整するのではなく、在庫の明細や架空の個体識別番号（IMEI）を捏造し、架空の在庫表を作成するなど非常に巧妙な手口により行われていた。

具体的な2022年4月期以降（但し、2023年4月期については、在庫の修正は識別されていないため省略）の四半期ごとの調査対象期間における在庫金額の修正状況は下表のとおりである。なお、調査対象期間である2020年4月期及び2021年4月期には、在庫の過大計上は識別されていない。

（単位：百万円）

事業年度		実在庫	計上額	差異
2022/4	2021/7	179	229	50
	2021/10	235	235	-
	2022/1	199	199	-
	2022/4	221	221	-
2024/4	2023/7	257	257	-

	2023/10	342	471	128
	2024/1	302	638	335
	2024/4	231	253	21
2025/4	2024/7	195	480	285
	2024/10	204	551	346
	2025/1	115	352	237
	2025/4	調査対象外	調査対象外	調査対象外

在庫の水増しは、四半期ごとに報告される移動体通信関連事業の利益の状況をみながら金額を調整しているため、在庫を調整する必要がない四半期においては、在庫を実数に戻していると認められる。

しかしながら、2024年4月期以降においては、直営店の在庫の計上額を実数に戻す処理がされていないが、これは、直営店の在庫の計上額を実数に戻してしまうと移動体通信関連事業の利益が確保されない状況になったことに起因していることが窺われる。

直営店の在庫の水増しについては、正規の在庫表とは別に架空の在庫表が作成されていること、後記(イ)記載のa氏とb氏の間のLINEのやり取りの存在から、意図的に行われた不正行為であると認められる。

なお、直営店の在庫については、監査法人Aによる監査手続において4月中にサンプルとして数店舗の在庫の棚卸が行われているが、当該監査手続にはb氏も同行しており、どの店舗を対象にして棚卸が行われたかを把握できていたため、在庫表を調整するのは実査が終了した後に、実査を実施していない店舗の在庫表を調整していたことから、監査法人Aによる監査手続において本件が発覚することとはなかった。

c. 二次代理店の在庫の水増し

TSMと二次代理店との間の契約上、二次代理店は、TSMがキャリアから仕入れた端末をTSMから引き渡しを受け、二次代理店がTSMに対して端末代金を支払うまでの間、所有権はTSMに留保され、委託在庫として二次代理店で管理し、当月に納入された端末を翌々月20日までに支払うこととされている。

本調査の対象期間においては、実際の端末代金の精算フロー上も、TSMから二次代理店に納入された端末の代金は、毎月末締め、翌々月支払とされているが、これは納入月の月末までに顧客に販売し、回線契約が開通した端末に限られ、納入月末までに回線契約が開通しなかった端末については、当該納入した月の翌月

末に請求し、3か月後に支払うこととされていた¹⁴。

TSMの月次処理では、二次代理店に対する請求額をもって売上を計上しているが、四半期を含む決算日においては、出荷基準にて売上を計上しており、各決算日において二次代理店に委託在庫が存在するものの、未請求となっている在庫は決算整理仕訳にて売上計上される。

そのため、二次代理店への委託在庫を水増しした場合には、売掛金が計上されることになるため、二次代理店への委託在庫の水増しは、売掛金の過大計上となる。

二次代理店への委託在庫の水増しの具体的な手口は、直営店の在庫の水増しと同様である。

2022年4月期以降の四半期ごとの在庫金額の修正状況は下表のとおりである。なお、調査対象期間である2020年4月期及び2021年4月期には、在庫の過大計上は識別されていない。

(単位：百万円)

事業年度		実在庫	計上額	差異
2022/4	2021/7	236	236	-
	2021/10	281	311	30
	2022/1	235	353	118
	2022/4	359	359	-
2023/4	2022/7	274	334	60
	2022/10	318	318	-
	2023/1	222	222	-
	2023/4	269	269	-
2024/4	2023/7	199	301	102
	2023/10	238	238	-
	2024/1	183	183	-
	2024/4	200	200	-
2025/4	2024/7	214	372	158
	2024/10	253	414	161
	2025/1	259	429	169
	2025/4	調査対象外	調査対象外	調査対象外

¹⁴ なお、基準日時点においては、二次代理店との間の端末代金の精算フローは変更されているが、本調査とは直接関係しない事項であるため、詳細なフローについては報告を割愛する。

直営店の在庫と同様に、二次代理店への委託在庫についても、四半期の見かけ上の利益を確保するために、期中で水増しが行われるが、期末に元に戻す処理がされることが多い。

二次代理店の在庫の水増しについては、正規の在庫表とは別に架空の在庫表が作成されていること、後記(イ)記載の a 氏と b 氏の間の LINE のやり取りの存在から、意図的に行われた不正行為であると認められる。

なお、二次代理店の在庫については、監査法人 A による監査手続において二次代理店に対して棚卸資産の残高確認が実施されていたが、前記 1. (4). イ記載のとおり、二次代理店に対して、TSHD グループにおいて把握している棚卸資産の残高と同じ残高で回答するよう指示がされ、二次代理店の残高確認の回答において棚卸資産の残高が一致していたことから、監査法人 A による監査手続において本件が発覚することはなかった。

d. 2025 年 4 月期の第 4 四半期における架空在庫の消込みについて

b 氏は、2025 年 4 月 2 日に、石田会長から、不正行為がないか問われ、在庫の水増しの存在を申告した。

これを受けて、石田会長及び雅文氏も同席のもと、水増しされた架空の在庫を取り消すことが決定された。

しかしながら、二次代理店の在庫については、単に架空の在庫を取り消す処理をするのではなく、一旦 A 社との間の代理店精算書の請求項目に当該過大計上された在庫分の端末代金を追加し、A 社の TSM に対する支払額が不当に増加しないよう支払項目に同額の支払販売手数料を計上することにより、二次代理店の在庫が消し込まれている。

このような処理については、最終的に支払販売手数料という名目で架空在庫と同額の費用が計上されており、結果的には損益に与える影響は生じないが、不当に売上高と支払販売手数料を計上するものであり、このような処理自体一つの不正行為であると認められる。

また、直営店の在庫については、2025 年 2 月から 4 月の 3 か月にわたり遡って架空在庫の取り崩しが行われているとのことである。かかる行為についても、本来であれば架空在庫が生じた時点まで遡って在庫の修正を行われなければならないため、不正行為の一つであると認められる。

これらの行為については、いずれも 2025 年 4 月期の第 4 四半期の事業年度に係る行為であり、本調査における調査対象期間に係るものではないため、本報告書においては、このような事実関係の存在を指摘するに留める。TSHD グループ

においては、当該処理の適否についても改めて検証されたい。

なお、前回委員会の報告を受け、有価証券報告書の訂正も行い、再発防止策を検討し、その実施に取り組むべきタイミングでこのような不正が行われていたことには驚きを禁じ得ないが、当該処理については、インタビューによれば、石田会長が A 社代表取締役とも電話にて話していたとのことであり、石田会長も関わったものであると認められるが、雅文氏は、在庫を取り崩し損失を計上すると認識したのみで、具体的な処理の方法までは認識していなかったとのことである。

(イ) a 氏の関与について

本手口についても、a 氏と b 氏の間で以下の LINE のやり取りがされており、a 氏が本手口についても主体的に関与していたと認められる。

なお、以下に掲げる在庫に関するやり取りはあくまで一部であり、以下の他にも多数見られる。驚くべきことであるが、前回調査の最中や、前回調査後においても在庫の調整に関するやり取りが行われ、実際に在庫が調整されていることが分かる。

発信者	日時	内容
b 氏	2022/12/02 09:07	■■■■先生が来るまでに直しておいて下さいと言っていたので、考えてますが、 直営利益が△199,097,872 円です。 10 月在庫を■■8.5 千万■■8.5 千万合わせて 1 億 7 千万増やします。 10 月キャリア精算受取手数料を代理店から直営に 3 千万振り替える。でどうでしょうか？ 受取手数料は 3 千万くらいでないと、代理店よりも直営の受取手数料の金額が大きくなってしまいます。
a 氏	2022/12/02 09:15	なんで在庫調整の金額を揃えるの？バレバレやないか、そんなん。 甘く考え過ぎでしょ
a 氏	2022/12/02 09:37	周りがいるのにマイナスとか口に出すなよ。非常識過ぎる。
b 氏	2022/12/02 12:33	在庫表作ったのですが、■■■■合わせてグループピクセル 1 億くらい増えている状態になりまして、多すぎますか？

発信者	日時	内容
b 氏	2025/03/27 20:06	今のモバイルの利益計算状況について連絡です。 ・代理店 利益プラス 2 千万。（内、ここから半分を直営に渡す）実在庫で計算した利益です。 - 在庫は、実在庫が 3.5 億に対して、奉行上は 5 億になります。差額 1.5 億。 ・直営 利益マイナス 2 千万。実在庫で計算した数字です。（営業資料の利益に継続手数料を足して、不正 2 千万を引いた利益とも同じくらいになりました。） - 在庫は、実在庫が 1 億に対して、奉行上は 3.5 億になります。差額 2.5 億。 - ここから、直営の在庫を代理店へ渡す仕訳を入れて、代理店のマイナスを在庫増やして調整する感じになります。

発信者	日時	内容
b 氏	2025/04/02 09:59	奉行の仕訳はまだですが、月次申請作成終わりました。 在庫は 1.5 億代理店に移して、その内 8 千万がマイナスになるよう、代理店在庫を調整します。 ホールディングスの 2 月売上が 9 千万なので、8 千万マイナスで 1 千万くらいの売上高になります。 月次申請については単月は変更させず、累計で 8 千万利益減らしました。
a 氏	2025/04/02 10:02	それでバランス取れそうなのね？ あと、報告上はどうするの？累計を触るだけ？反映させない？
b 氏	2025/04/02 10:04	単月は反映させてません。正しい在庫で計算した利益になっています。 累計は反映させていて、8 千万利益を減らしました。

エ 費用の計上時期の調整

(7) 手口の類型

費用の計上時期の調整には、①人材派遣費用の計上時期の調整と②工事費用の

計上時期の調整の2つの類型が識別された。

(イ) 人材派遣費用の計上時期の調整

a. 手口の具体的な内容

TSMにおいて、本来発生主義で計上すべき人材派遣費用を、現金主義による処理を行うことで費用を後ろ倒し計上するものである。

TSMにおけるモバイル直営事業では、直営店の運営を人材派遣会社からの派遣社員も含めて対応しており、この人材派遣費用は当月分を翌月末払いとされている。

企業会計原則において、費用は発生主義に基づき会計処理することが示されているところ、発生主義とは、財貨又は役務の費消に基づいて費用を認識するものであり、販売費及び一般管理費については、発生主義に従い、発生した時点で認識することが求められる。

この人材派遣費用についても、発生主義に従い、当月で締められた分を当月の費用として計上する必要がある、実際の経理処理上も、基本的には、発生主義により、本来計上すべきタイミングで人材派遣費用を計上している。

しかしながら、TSMにおいては、社内において報告済みの利益水準と整合するように、四半期末において計上済みの人材派遣費用を一部取り消して、翌四半期首の支払時に現金主義で費用を計上する処理が行われている。

実際の調整状況は下表のとおりである（単位：千円）。

なお、下表において、「計上額」は、実際に当該月に人材派遣費用として計上された額、「発生額」は、当該月に発生した人材派遣費用の金額で本来当該月の費用として計上すべき額、「修正額」は、計上額から発生額に修正された額を示す。但し、「修正額」には、厳密には人材派遣費用の計上時期を調整したものだけでなく、誤謬であると考えられる部分も含まれる。

2020年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	33,280	23,234	17,011	23,285	18,299	12,852	22,676	29,220	19,252	22,855	24,058	13,053
発生額	22,642	24,027	20,024	17,369	17,694	20,616	22,653	20,810	24,609	21,830	22,858	13,348
修正額	-10,638	793	3,013	-5,916	-605	7,764	-23	-8,410	5,356	-1,025	-1,201	296

2021年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	10,640	18,387	17,067	18,943	20,918	21,304	24,388	25,933	16,780	26,152	38,417	30,842
発生額	10,640	13,902	17,067	18,943	20,918	21,304	24,388	25,933	25,753	26,152	29,444	30,842
修正額	-	-4,485	-	-	-	-	-	-	8,973	-	-8,973	-

2022年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	33,272	30,726	10,471	49,201	18,020	16,720	64,307	35,699	36,680	35,831	37,527	39,450
発生額	33,272	30,726	30,588	29,084	31,449	32,394	35,204	35,699	36,680	35,831	37,527	39,450
修正額	-	-	20,117	-20,117	13,429	15,674	-29,103	-	-	-	-	-

2023年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	27,550	43,381	7,644	61,822	37,813	28,814	42,006	38,121	37,480	37,799	40,152	21,421
発生額	35,837	35,094	31,872	37,594	37,813	33,449	37,372	38,121	37,480	37,799	40,282	37,640
修正額	8,288	-8,288	24,228	-24,228	-	4,634	-4,634	-	-	-	130	16,219

2024年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	54,001	37,487	35,028	38,722	38,493	39,056	42,407	41,270	43,266	33,523	21,414	22,826
発生額	37,782	37,223	35,028	38,722	38,493	39,056	39,407	38,334	39,363	37,426	41,518	38,698
修正額	-16,219	-264	-	-	-	-	-3,000	-2,935	-3,903	3,903	20,104	15,872

2025年4月期												
月度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計上額	79,004	41,541	38,482	35,939	34,968	31,641	27,802	25,229	22,685	17,034	20,511	23,035
発生額	42,100	41,541	38,482	35,940	35,731	31,794	27,802	24,314	23,250	20,251	23,989	22,772
修正額	-36,903	-	-	0	763	152	-	-915	565	3,216	3,478	-263

b. a氏の関与について

本手口についても、a氏とb氏の間で以下のLINEのやり取りが存在し、a氏が主体的に関与していたと認められる。

発信者	日時	内容
a 氏	2021/03/02 08:54	監査法人待ちにならないよう注意してね。 とりあえず、全社の経常利益を足してみてくれん？ コーポと伊良湖は前期の半分と今期の 1 月まで。 5.8 くらいになってるだろうか？
b 氏	2021/03/02 08:58	分かりました
a 氏	2021/03/02 08:59	なって無かったら何かで調整したいな。ネタがある だろうか、、、。 経費計上を資産に直すとか。
b 氏	2021/03/02 09:04	今、578,635,706 円ですね。
a 氏	2021/03/02 09:07	マジか微妙やな。何か無いかな？583 くらいが良い かな。多少直っても 580 キープ出来る感じで。 もし無さそうならモバイルの派遣か何にかの未払い 計上を減らして調整やね。

(ウ) 工事費用の計上時期の調整

a. 概要

工事費用の計上時期の調整は、各 TSHD グループの事業年度末に未払の工事費用を計上したが、実際の役務提供及び支払い時期は計上時期から大きく遅れており、利益及び税額を減少させることを目的とした意図的な工事費用の先行計上と認められるものである。

このような工事費用の先行計上は、TSHD、TSR 及び TSC において識別されている。

b. TSHD における工事費用の先行計上

(a) 手口の内容

TSHD において識別されたのは、2022 年 4 月期の末日である 2022 年 4 月 30 日付けで計上された以下の 3 件の工事である。

	工事名	金額（百万円）	支払日
①	SAKAE ビル 1・2F 改修工事	11	2022/8/1
②	六番町物件解体工事	24	2022/9/30
③	六番町物件地下鉄出入口修繕工事	6	2022/9/30

①SAKAE ビル 1・2F 改修工事は、2022 年 4 月 30 日付け請求書によれば、

TSHD の本社ビルの 1 階のスケルトン工事と 2 階の原状回復工事であるところ、ドルフィン上、当該工事の発注に関する稟議は 2022 年 4 月 27 日に完了し、工事完了予定日は 2022 年 5 月 29 日とされていたことや、後継テナントとの契約開始日が 2022 年 5 月 30 日であったことからすると、少なくとも 2022 年 4 月 30 日時点では当該工事に関する役務の提供は完了しておらず、この時点は、費用計上すべき時期ではなかったと認められる。そして、後継テナントとの契約開始日を考慮すると、本来の費用の計上時期は、2022 年 5 月であり、①の工事費用は 2023 年 4 月期に計上すべき費用と認められる。

なお、退去テナントとの間の賃貸借契約上、原状回復費用は退去テナントが負担すべきものとされており、実際に、2022 年 4 月 30 日の経理処理上、原状回復費用として、7 百万円を退去テナントから収受していた保証金から控除し、①の工事費用と相殺処理している。しかしながら、上述のとおり、①の工事費用の計上時期は 2022 年 5 月であると考えられることから、保証金から控除した退去テナントの負担分についても、2022 年 4 月時点ではなく、2022 年 5 月時点で工事費用と相殺すべきと考えられる。

②六番町物件解体工事と③六番町物件地下鉄出入口修繕工事は、さくら Hills Rokuban Platinum Residence（以下「六番町ビル」という。）の建設のための建設用地に存在した既存建物（以下「既存建物」という。）の解体工事と地下鉄の出入口の修繕工事である。

後記(b)のとおり、ドルフィン上において、a 氏より、「8 月末完了予定にて 9 月末支払いになる見込みです」とのコメントが付されていることから、建物の解体工事が 2022 年 4 月に完了していたとは考え難く、②と③の工事の完了時期は 2022 年 8 月であり、工事費用の計上時期は、2023 年 4 月期である 2022 年 8 月に計上すべきものであると認められる。

なお、既存建物が解体されて、六番町ビルが建設されているが、既存建物の解体について、2022 年 4 月に固定資産除却損を 102 百万円を計上し、損金算入を行っている。

我が国の会計実務上、固定資産に関する会計処理の一部は、税務上の処理を参照して行われるところ、法人税基本通達 7-7-1 において、既存建物の除却損は、取り壊し日の属する事業年度の損金として計上すべきものとされている。

そのため、会計上もこれに準じて、既存建物の除却損は、取り壊し日の属する事業年度の費用として計上すべきであり、本来であれば、解体工事完了日が属する 2023 年 4 月期、同期において費用計上すべきであったと考えられる。

一方で、既存建物について、2022 年 4 月時点で解体工事を実施することを決めていることから、当該固定資産について減損の兆候が認められ、除却予定であることから資産価値はなく、減損損失を計上し、ゼロ円評価 (102 百万円) まで落とすべきと考えられるため、結果として 2022 年 4 月期に会計上の費用としたこと自体に問題はないと考える。

そして、請求書の作成日がいずれも 2022 年 4 月期の末日であり、期末の費用計上を通じて課税所得を圧縮する意図していたことが疑われること、請求書の作成日と支払完了日が大きく離れていること及び特に②六番町物件解体工事と③六番町物件地下鉄出入口修繕工事については、後記(b)のとおり a 氏の関与が認められることから、本手口は意図的な不正であると認められる。

(b) a 氏の関与について

①SAKAE ビル 1・2F 改修工事については、a 氏の関与を示す資料は不見当であった。

②六番町物件解体工事と③六番町物件地下鉄出入口修繕工事については、a 氏が管理しているフォルダに保管されていた「決算対策 2022. 4」と題する Excel ファイルの中で、当該費用を追加計上した場合の利益の変動等を計算していること、ドルフィン上でも 2022 年 8 月 23 日付け業務報告書による財務課担当者からの②及び③の工事費用の支払申請に対して、a 氏が「8 月末完了予定にて 9 月末支払いになる見込みです。」とコメントを残していることから、a 氏が費用計上時期の調整に関与したと認められる。

また、a 氏と b 氏との間の LINE においても以下のやり取りが行われている。

発信者	日時	内容
b 氏	2022/05/23 09:32	連結 HD の申請が差戻しで「5・5 でしょ」というコメントでした。 経常利益のことかと思い、修正し、申請しました。 合っているか確認をお願いします。
a 氏	2022/05/23 09:33	いや、直さんでいい。
a 氏	2022/05/23 09:39	5.5 まで削りようが無いから。
b 氏	2022/05/23 09:41	申請取り消しました。
a 氏	2022/05/23 09:44	5.5 って話もしてたんだけどね、5.8 で進捗してて、そこから 3,000 万円も削る要素ないねって最後なっ

発信者	日時	内容
		たの。
a 氏	2022/05/23 09:45	六番町の解体工事とか打ち合わせ中に出てきたんだけど、特損処理でしたわってなって。

なお、上記の LINE のやり取りにおいて、b 氏によれば、「連結 HD の申請が差戻しで『5・5 でしょ』というコメントでした」とのやり取りにおける「コメント」とは、石田会長から受けたコメントであるとのことであり、上記やり取りから、経常利益を 5.8 億円から 5.5 億円程度まで減額するよう費用計上しようとする相談が石田会長と a 氏の間で行われたことが窺われ、後記 3 記載のとおり、2021 年 4 月期には石田会長も関与した工事費用の計上時期の調整を通じた利益調整が行われていたことからすると、本手口にも石田会長が関与した疑いがあるものの、これを示す客観的な資料は不見当であった。

c. TSR における工事費用の先行計上

(a) 手口の内容

TSR において識別されたのは、2021 年 4 月期の末日である 2021 年 4 月 30 日付けで計上された以下の 3 件の工事又は練習ボールの仕入れである。

	工事名	金額（百万円）	支払時期
①	さくら 屋根葺替え工事等	14	2021/8/31～ 2021/11/1
②	さくら 軒天・茶店内装工事等	4	2021/8/2～ 2021/8/31
③	リバーデール 練習ボール入れ替え	1	2021/8/2

いずれも 2021 年 4 月期の末日である 2021 年 4 月 30 日付けで計上されているが、工事完了又は納品が 2022 年 4 月期中となっているため、これらの費用はいずれも 2022 年 4 月期の費用として計上すべきと認められる。

そして、請求書の作成時期が 2021 年 4 月期の末日であり、期末の費用計上を通じて課税所得を圧縮する意図していたことが疑われること及び請求書の作成日と支払完了日が大きく離れていることから、これらの調整は意図的な不正であると認められる。

(b) a 氏の関与について

当該工事も a 氏が管理しているフォルダに保管されていた「決算対策 工

事予算一覧」と題する Excel ファイルに記載のある工事であったことから、a 氏が本手口に関与したと認められる。

d. TSC における工事費用の先行計上

(a) 手口の内容

TSC において識別されたのは、2021 年 4 月期の第 2 四半期末日である 2020 年 10 月 31 日（TSC の決算日）に計上された以下の未払金である。

	摘要	金額（百万円）	支払日
①	りんくう駐車場運営のため除草及び処分、残土処分費	16	2021/2/1
②	駐車場設備設置、撤去手数料	2	2021/2/1
③	広小路ビル駐車場・操作盤内部修繕	0	2021/3/1

いずれも 2021 年 4 月期の第 2 四半期末日である 2020 年 10 月 31 日に計上されているが、支払日がいずれも、同期の第 4 四半期に支払が行われていることから、これらの費用はいずれも 2021 年 4 月期の第 4 四半期の費用として計上すべきと認められる。

但し、①及び②については、TSR から賃貸した土地を時間貸し駐車場として整備するための費用であるため、資産計上すべきと考えられる（そのような観点から、本手口は、後記キの手口にも関連するが、本手口の主たる動機が費用の計上時期を意図的に調整するものであると考えられることから、費用の計上時期の調整として区分した。）。

そして、請求書の作成時期が 2020 年 10 月 30 日¹⁵であり、TSC の決算月に該当し、期末の費用計上を通じて課税所得を圧縮しようとしたことが疑われること及び請求書の作成日と支払完了日が大きく離れていることから、これらの調整は意図的な不正であると認められる。

(b) a 氏の関与について

a 氏の関与を積極的に認める資料は不見当であった。

¹⁵ なお、2020 年 10 月 31 日が土曜日であったことから、請求書の作成日付が同月の最終営業日である 2020 年 10 月 30 日付けとなったことが窺われる。

オ グループ内付替え

(ア) 手口の分類

グループ内付替えは、長期間にわたり行われていた手口として、①法人間の付替え又はセグメント間の付替え（以下「セグメント間等の付替え」という。）及び②モバイル代理店委託事業・モバイル直営事業間の付替えの大きく二つの手口がある。

また、その他にも本調査において特に識別した単発の手口として、③販売促進費の付替え及び④2020年4月期における売掛金の過大計上及び未収還付法人税の仕入れ振替処理等を通じたグループ内付替えがある。

(イ) セグメント間等の付替え

a. 手口の具体的な内容

(a) TSHD グループ間の業務委託費の調整

セグメント間等の付替えは、主に TSHD グループの子会社が TSHD に対して支払う業務委託費の金額及びセグメント開示資料の作成過程において部門振替額を調整して、各セグメントが負担すべき費用額の調整を行うものである。

TSHD グループにおいては、TSHD 所属の従業員が子会社の業務を担当する場合があります、当該従業員の子会社業務への関与の度合いに応じて、当該従業員に係る人件費を子会社が業務委託費として費用負担している。その他、子会社に対する経営指導料見合いの業務委託費や、TSHD 所有不動産の子会社の利用の程度に応じた、子会社による TSHD 所有不動産の利用相当額見合いの業務委託費がある。

特に人件費については、従業員ごとの各セグメントへの関与度合いに応じて、当該従業員に係る人件費のセグメントごとの負担割合が予め決定されており、本来であれば、予め決められた負担割合に応じて各セグメントにおいて人件費を負担すべきということになる。

ところが、現実の仕訳においては、各決算期末において、一括して a 氏が金額を確認、承認しており、特に人件費については、予め決められた負担割合とは異なる割合で業務委託費の金額が決定されている状況がみられる。

加えて、セグメント開示資料の作成過程において、各セグメントの業務委託費用の単純合算額から連結相殺額、部門振替額を加減して連結上の負担額が算定されるが、この過程において、部門振替額を利用して各セグメントの費用負担額を調整している。

この業務委託費や部門振替額の決定については、各セグメントの利益状況を踏まえて決定されていることが窺われ、実際に下表のとおり、a 氏と b 氏の間

でこれに関する LINE 上のやり取りが存在することを確認している。

発信者	日時	内容
b 氏	2020/05/27 09:59	リゾートですが、経常利益 100 万くらいの a 氏さんから貰ったエクセルに合わせるのでしたか？今、マイナス 5 千万なんです。
a 氏	2020/05/27 10:00	そうだよ。委託で調整するしかないって言ったよね？
b 氏	2020/05/27 10:01	監査法人くるまでに調整しておきます。

本調査により判明した業務委託費や部門振替額を通じたセグメント間の調整の状況は次のとおりである。

i. 子会社の業務委託費を過少計上することによる調整

TSM が負担する TSHD の人件費において、2022 年 4 月期及び 2023 年 4 月期の各四半期会計期間の予め決められた負担割合に基づく業務委託費と実際計上額は下表のとおりであり、本来負担すべき業務委託費が過少計上となり、セグメント開示資料の作成過程においても、過少額のまま集計されているケースがある。なお、他の事業年度においても同様の場合がある。

(単位：百万円)

事業年度		TSM 業務委託費 (TSHD 負担人件費のみ)		
		負担割合額 (A)	実際計上額 (B)	過不足 (A) - (B)
2022/4	2021/7	27	28	△1
	2021/10	4	△2	6
	2022/1	4	0	3
	2022/4	5	6	△0
2023/4	2022/7	8	△2	10
	2022/10	3	△1	5
	2023/1	3	△4	8
	2023/4	4	△5	9

ii. 部門振替額による調整

セグメント開示資料の作成過程における部門振替において、2024 年 4 月期において、部門振替額 71 百万円が計上されているが、TSHD に対する人件費負担額の費用額のみを集計されており、TSM が TSHD グループから受け取る人件費負担額や TSHD 所有不動産の利用相当額を含めると 153 百万円が正

しい部門振替額となる。なお、他の連結会計年度及び四半期連結会計期間においても同様の場合がある。

事業年度	移動体通信関連事業			
	業務委託費	連結相殺	部門振替	連結費用
2023/4	462	△462	71	71

iii. TSR 業務委託費と部門振替額による調整

子会社が負担する業務委託費用を決算整理による連結相殺額や部門振替額を利用して各セグメントの費用として付替えを実行した結果、TSR の業務委託費は、TSHD に対する経営指導料として、毎年 4 月に、2021 年 4 月期で 50 百万円、2022 年 4 月期で 120 百万円、2023 年 4 月期で 120 百万円を別紙 5において指摘する経済合理性の認められない取引として計上することで大きく増加させ、いったん連結相殺処理で消去するものの、部門振替を通じてリゾート事業の費用として計上している。

部門振替を利用して計上するべきではない費用をリゾート事業で費用計上することで、移動体通信関連事業で本来計上するべき TSHD 人件費の負担額などを含めた業務委託費を大きく減少させ、2022 年 4 月期第 4 四半期会計期間で△3 百万円（利益）、2023 年 4 月期第 4 四半期会計期間で△12 百万円（利益）を計上、移動体通信関連事業の利益を良く見せる意図があったと考えられる。

（単位：百万円）

事業年度		リゾート事業			
		業務委託費	連結相殺	部門振替	連結費用
2021/4	2020/7	28	△27	27	28
	2020/10	35	△35	35	35
	2021/1	31	△30	30	31
	2021/4	83	△82	82	83
2022/4	2021/7	34	△34	34	34
	2021/10	36	△35	35	36
	2022/1	42	△27	27	42
	2022/4	158	△148	148	158
2023/4	2022/7	42	△44	41	39
	2022/10	37	△34	35	39
	2023/1	35	△34	35	36
	2023/4	155	△155	154	154

(単位：百万円)

事業年度		移動体通信関連事業			
		業務委託費	連結相殺	部門振替	連結費用
2021/4	2020/7	183	△183	26	26
	2020/10	111	△111	26	26
	2021/1	114	△115	25	24
	2021/4	282	△281	26	27
2022/4	2021/7	230	△230	28	28
	2021/10	123	△132	18	9
	2022/1	147	△164	18	1
	2022/4	△118	105	9	△3
2023/4	2022/7	319	△319	25	25
	2022/10	52	△52	32	32
	2023/1	150	△150	26	26
	2023/4	△60	60	△12	△12

セグメント間の付替えの結果、下表のとおり、リゾート事業が部門振替を利用して計上するべきではない費用を多く計上することで、全社費用の発生総額が増えているにもかかわらず、開示額を前年度同水準にまで減少させ、同様に、TSHD 人件費などの負担額である業務委託費を減少させることで移動体通信関連事業の費用負担を減少させ同事業の利益を確保していることが窺われる。

(単位：百万円)

全社費用	連結会計年度			
	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4
① 費用発生総額	534	566	603	636
② 業務委託費 (親会社受取)	△275	△317	△343	△365
③ 業務委託費 (主なセグメント負担額)				
移動体通信関連事業	102	104	36	71
不動産	78	37	36	26
リゾート	99	178	272	269
④ 営業外損益	4	△1	△6	△2
⑤ 開示額 (①+②+③+④)	263	248	254	268

(b) 役員報酬の補正

セグメント間の付替えには(a)の業務委託費及び部門振替額の金額を調整したものの他に、TSMの役員報酬の補正を通じても行われている。

具体的には、石田会長が2021年7月にTSHDの代表取締役役を退任してから、TSMは、代表取締役社長としての石田会長に対し、2021年8月から2023年8月までの期間に月額10百万円の役員報酬を支払っている。かかる役員報酬はTSMが属する移動体通信関連事業において費用負担すべきものであるが、下表に示すとおり、セグメント開示資料の作成過程において、かかる役員報酬を全社費用に組み替え処理している。

(単位：百万円)

事業年度		移動体通信関連事業		
		単純合算費用 (業務委託費)	部門振替等 (全社費用へ組替)	連結費用
2022/4	2021/10	30	－	30
	2022/1	60	－	60
	2022/4	90	90	－
2023/4	2022/7	30	30	－
	2022/10	60	60	－
	2023/1	90	90	－
	2023/4	120	120	－
2024/4	2023/7	30	－	30
	2023/10	30	－	30
	2024/1	30	－	30
	2024/4	30	30	－

このような処理が行われたのは、TSMにおいて、キャッシュバックの金額が著しく増加し、TSMの収益性が悪化した時期であり、TSMの利益を良く見せるために役員報酬をTSMの負担とするのではなく、全社費用としてTSHD負担としたことが窺われるが、具体的にそのような目的で調整したことが確認できる資料は不見当であった。

(c) 販売促進費等を通じた部門間振替

業務委託費を通じた部門間振替の他に、販売促進費等の項目による振替も検出されている。

具体的には、2024年4月期のセグメント開示資料の作成過程において、移

動体通信関連事業において計上された販売促進費 420 百万円を 72 百万円減少させて、リゾート事業の販売促進費において計上された 69 百万円を 72 百万円増額させて 141 百万円を計上する処理がされている。このような処理は、販売促進費の他にも、法定福利費で 15 百万円及び賞与引当金繰入額で 7 百万円、それぞれ、移動体通信関連事業からリゾート事業も振替処理されている。

販売促進費等のセグメント間振替は通常行われておらず、利益が少ない移動体通信関連事業の利益を水増しするために、リゾート事業に振り替えたことが窺われるが、積極的に不正を行ったことを認めるに足る資料は見当であった。

(d) 改修工事費用を通じた法人間の付替え

法人間の付替えには他にも、改修工事費用を通じた費用の付替えが行われている。

具体的には、伊良湖が所有権を有する寮（以下「伊良湖寮」という。）について、2021 年 4 月期に改修工事が行われているが、伊良湖寮については、TSHD の社員が利用するなどの実態はないため、伊良湖寮の改修工事費用は本来であれば伊良湖が負担すべきものであるものの、実際には TSHD が当該費用を支払っている。

当該改修工事費用 18 百万円について、下表のとおり、TSHD において資産計上されて、以後、四半期ごとに減価償却費が計上され続けている。

（単位：百万円）

事業年度	借方	貸方
2021 年 4 月期 第 1 四半期	建物付属設備 18	未払金 18

このような TSHD による費用負担は、実態に対応していない費用であり、TSHD が当該費用を負担すべき経済合理性がないことから、TSHD グループ間での寄付行為が行われたとみなし、本来であれば TSHD 及び TSR それぞれにおいて、2021 年 4 月期の第 1 四半期に以下のような仕訳とすべきであり、TSR において、その後四半期ごとに減価償却費を計上すべきであったと認められる。

i. TSHD の仕訳

（単位：百万円）

借方	貸方
未収入金 18	建物付属設備 18
寄付金 18	未収入金 18

ii. TSR の仕訳

(単位：百万円)

借方		貸方	
建物付属設備	18	未払金	18
未払金	18	受贈益	18

(e) a 氏の関与について

TSHD グループ間の業務委託費の調整については、a 氏と b 氏との間で以下のやり取りが認められ、a 氏が関与したものと認められる。

発信者	日時	内容
b 氏	2022/11/22 11:21	アポについて、社長室に伝えてあります。 コーポレーションですが、元の累計利益は 今期 25,123 千円 前期 34,081 千円です。 業務委託費を 今期 17,811 千円 前期 26,263 千円 増加させております。 結果、コーポレーション単体累計利益は 今期 7,312 千円 前期 7,818 千円 となっております。
a 氏	2022/11/22 11:23	業務委託費の本来は？
b 氏	2022/11/22 11:25	今期と前期同じで 単月 2,259 千円 累計 27,490 千円 になっております。

一方、役員報酬の補正、販売促進費等を通じた部門間振替及び改修工事費用を通じた法人間の付替えについては、a 氏の関与を明確に認める資料は不見当であった。

(ウ) モバイル代理店委託事業・モバイル直営事業間の付替え

a. 手口の具体的な内容

前提として、TSHD グループにおいては、モバイル代理店委託事業において生じた TSM の損益の全額が TSHD に対する業務委託費として計上される。これは、

モバイル代理店委託事業の主たる業務内容が代理店精算業務であるところ、代理店精算業務を担当するのが TSHD 所属の従業員であり、その人件費見合いとして TSM から TSHD に対して業務委託費が支払われているものである。但し、代理店精算業務の損益がそのまま TSHD に振り替えられているので、何らかの事情でモバイル代理店委託事業に損失が生じた場合には、業務受託者である TSHD から業務委託者である TSM に対して業務委託費の支払が生じている¹⁶。

前記第 2.3 において記載したとおり、代理店精算業務のフローにおいて、キャリアからの Excel ファイルの精算データを基に代理店精算書が作成されるが、キャリアからの精算データのインセンティブには TSM が受領すべきものと二次代理店が受領すべきものの合計額のみが表示されるものがある。このインセンティブについては、キャリアから別途提供を受ける明細に従い、TSM において、TSM 受領分と二次代理店受領分を手入力で振り分けることになる。

モバイル代理店委託事業・モバイル直営事業間の付替えは、このキャリア精算（キャリアから TSM への端末販売等（二次代理店分を含む。）の請求とインセンティブ（販売奨励金及び販売支援金等）等の支払との精算をいう。）に係る業務のフローの中で起きており、以下の類型がある。

- ① TSM 計上時に二次代理店が受領すべきインセンティブも含めて TSM の売上として計上するもの
- ② 基礎資料は改ざんせず、仕訳伝票内の数値のみ操作するもの
- ③ キャリア精算データの明細自体を改ざんするもの

上記の他、下表のような、売上(代理店)/売上(直営)の仕訳を入れることでモバイル代理店委託事業の利益をモバイル直営事業に振り分ける事例もある。

なお、下表において「共通（移動体）」は、TSM におけるモバイル直営事業を指している。

（単位：百万円、消費税抜き）

日付	借方部門名	借方	借方金額	貸方部門名	貸方	貸方金額
2024/2/1	代理店	売上高	283	共通（移動体）	売上高	283
2024/2/1	共通（移動体）	売上高	63	代理店	売上高	63

これらの付替えについては、改ざん前後の資料が存在することや以下に示す LINE のやり取りから分かるとおり、意図的に行われたものであり、不適切な行為であるが、連結財務諸表上は相殺処理され、影響がない（なお、後記第 4.1 において指摘するが、固定資産の減損損失や税効果会計については本調査における調査対象外としている。）ものである上、有価証券報告書等による開示上もモバイル直営事業とモバイル代理店委託事業の内訳は開示されていないため、手口の

¹⁶ このような業務委託費の設定方法が経済合理性を有するか否かについては当委員会は検討していない。

存在のみの指摘に留めるものである。

b. 連結財務諸表に影響があるもの

本手口に関連するものとして、業務委託費の相手勘定を直営店売上とすることで売上を振替える事例も存在する。かかる処理については、連結消去の対象にならないため、連結財務諸表への影響が生じる。

かかる手口が行われたのは、以下のとおりであり、本来であれば、全額を代理店利益として TSHD に対する未払金として計上すべきものを、半額が業務委託費を通じて直営店の利益として計上されている。

(単位：百万円)

日付	借方部門名	借方	借方金額	貸方部門名	貸方	貸方金額
2024/12/31	代理店	業務委託費	7	共通（移動体）	売上高	7
2024/12/31	代理店	業務委託費	7	共通	未払金	7

c. a 氏の関与について

本手口についても、a 氏と b 氏の間で以下の LINE のやり取りがされており、a 氏が本手口についても主体的に関与していたと認められる。

発信者	日時	内容
b 氏	2024/05/29 13:04	モバイル直営が前回と同じようにマイナス3億になるのですが、キャリア精算売上分の代理店と直営の振り分け（受取手数料で調整）、直営在庫の調整（監査と棚卸した店舗を除く）で対応しようと思います。原因があれば良いですが、見つからない場合の話ではあります。 良くない所があれば指摘お願いします。

発信者	日時	内容
b 氏	2024/06/06 08:49	この金額で良いでしょうか
a 氏	2024/06/06 08:51	■ と ■ かつ内容を絞った感じ？
b 氏	2024/06/06 08:51	そうです
b 氏	2024/06/06 08:53	渡す時は、この間にある、あるべき利益と差額は消しますか？
b 氏	2024/06/06 08:53	2 枚目が消したあとの資料です
a 氏	2024/06/06 08:53	監査法人に渡す資料としては、上の数字は要らないよ。

発信者	日時	内容
		キャリア精算でモバイル手数料を代理店コードで振り分けてしまった分としてその部分だけでいい。
(中略)		
b 氏	2024/06/06 09:14	2 月で仕訳入れて、直営の売上総利益はプラスになりました。

発信者	日時	内容
b 氏	2024/09/20 19:48	代理店精算の申請あげました。合計は変わりませんが調整後です。
a 氏	2024/09/20 19:49	調整って？
b 氏	2024/09/20 20:03	この赤枠の■ 直営の残金が△37,814,692 円でしたので、直営分を■に移し(端末仕入など)、7 月と同じくらいの利益になる予定なので、そこを調整してます。

特に前回調査後においても、以下のやり取りのように非常に計画的かつ巧妙にモバイル直営事業とモバイル代理店委託事業の利益を調整していることが分かる。

発信者	日時	内容
b 氏	2025/03/27 13:23	直営の在庫について、12 月末で 4.4 億だったものが 1 月末で 3.5 億まで減らしたと思います。 実際の在庫が 1 億くらいなので、あと 2.5 億くらい減らす必要があります。 今回 2 月は、不正の返還等があり売上が 1 億落ちている(利益は現在マイナス 400 万ほど)ので、在庫を 1 億くらい減らして利益をマイナス 1 億いかないくらいで出しても良いのかなと思っています。
(中略)		
a 氏	2025/03/27 13:27	1 億はデカ過ぎない？ 営業部計算利益がマイナスいくら 継続手数料は加算 罰金マイナスいくら これでどうなるかって感じじゃない？
b 氏	2025/03/27 13:28	計算してみます。

発信者	日時	内容
a 氏	2025/03/27 13:28	マイナス 5 千万くらいじゃないのかな？
a 氏	2025/03/27 13:28	ちなみに 1 月で入れてることになってるけどね。
a 氏	2025/03/27 13:29	罰金は。
a 氏	2025/03/27 13:29	一応だけど。
a 氏	2025/03/27 13:31	あと代理店の半分くだりとかも計算に含む必要あるかも。
a 氏	2025/03/27 13:34	つか罰金度返しにしても売上減り過ぎじゃない？全部入ってんの？罰金 2,000 万くらいじゃんね。
a 氏	2025/03/27 13:38	つかうまいこと売上と在庫スライドの調整をして直営の在庫多寡を代理店に押し付けてしまった方が良くないんじゃない？
b 氏	2025/03/27 13:44	先月は代理店の売上を 8 千万直営にしてみました。それが計算から抜けてたので、売上の減りとしては 2000 万くらいでした。
(中略)		
a 氏	2025/03/27 14:00	本来 商品 2000/期末在庫 2000 特殊仕訳 期末在庫 2000/売上 2000 仕入 2400/商品 2000 ※数字は部門 これで代理店に変わるかな
a 氏	2025/03/27 14:01	変なマイナス仕訳も発生しないし、移管で在庫が代理店に渡っている事実もある。
a 氏	2025/03/27 14:02	その処理としては割とシンプルな仕訳。
a 氏	2025/03/27 14:03	その代わり利益面で代理店が被る感じになってしまうが。
a 氏	2025/03/27 14:06	これを直営処理と合わせ技でやれば減らせるんじゃない？
b 氏	2025/03/27 14:11	それを踏まえて、再度考えてみます。
b 氏	2025/03/27 20:06	今のモバイルの利益計算状況について連絡です。 ・代理店

発信者	日時	内容
		利益プラス 2 千万。（内、ここから半分を直営に渡す）実在庫で計算した利益です。 在庫は、実在庫が 3.5 億に対して、奉行上は 5 億になります。差額 1.5 億。 ・直営 利益マイナス 2 千万。実在庫で計算した数字です。 （営業資料の利益に継続手数料を足して、不正 2 千万を引いた利益とも同じくらいになりました。） 在庫は、実在庫が 1 億に対して、奉行上は 3.5 億になります。差額 2.5 億。 ここから、直営の在庫を代理店へ渡す仕訳を入れて、代理店のマイナスを在庫増やして調整する感じになります。
a 氏	2025/03/27 20:09	直営は ■ とかプラスだったっけ？ 継続あっても不正加味したらもっとマイナスになる気がすんだけど。
a 氏	2025/03/27 20:10	とりあえずやるのは明日でしょ？
b 氏	2025/03/27 20:14	■ は 50 万くらいの、ぎりプラスになりました。 消耗品費など ■■■■ で ■■■■ に分けているものもあるので、費用をもっと細かく振分けたらマイナスになるかもしれませんが。
b 氏	2025/03/27 20:14	はい、明日やります。

(エ) 販売促進費の付替え

a. 具体的な内容

本来であればキャッシュバックについては、販売促進費として計上すべきところを、本手口は、キャッシュバックの支払時に販売促進費を計上するのではなく、TSHD 向けの未払金の支払いとして計上するものである。

本手口に関する具体的な TSM における仕訳は、2019 年 5 月と同年 7 月のキャッシュバックの支払時に 3 回計上されたものであるが、販売促進費が計上されることはなく、以下のとおり、借方に TSHD 向けの未払金が、合計 35 百万円計上されている（つまり、TSM の TSHD 向けの未払金の支払として認識されている。）。

（単位：百万円）

日付	借方	貸方
2019/5/15	未払金（TSHD） 10	普通預金 10

2019/5/27	未払金 (TSHD)	10	普通預金	10
2019/7/1	未払金 (TSHD)	15	普通預金	15
	合計			35

このような処理は、本来計上すべき販売促進費を計上しないものであり、上記のキャッシュバックの支払について、当初の仕訳が入力されてから a 氏により修正仕訳が入力されているところ、キャッシュバックの支払については後日仕訳の修正が必要になることは通常考え難いことからすると、意図的な仕訳の調整であったと考えられる。

よって、本手口は、キャッシュバックに係る販売促進費の計上を意図的に回避する不正行為であると認められる。そして、かかる処理は、キャッシュバックに係る販売促進費の計上を回避し、TSM の TSHD 向けの未払金の消し込みに充てることで、TSM の利益を調整しようとしたことが窺われることから、本手口はグループ内付替えの一環として行われたものと整理している。

b. 本手口に関する TSHD における会計処理の問題点について

前記 a 記載のとおり、本手口は、キャッシュバックに係る販売促進費の計上を意図的に回避し、TSM において、借方に TSHD 向けの未払金が、合計 35 百万円計上されているため、かかる未払金の消込みについても実態を伴わないものと認められる。

そこで、本件に関する TSHD 側の会計処理についても検討する。

(a) 本手口に関する TSHD の仕訳内容

前記 a のとおり、TSM では、3 回あたり、TSHD 向けの未払金の支払が行われたこととされているが、TSHD 側の処理としては、未払金に対応する形で未収入金の回収が行われていたこととされている。

その具体的な仕訳の内容は下表のとおりである。

(単位：百万円)

日付	借方	貸方
2019/7/8	普通預金 10	未収入金 (TSM) 10
2019/7/22	預り敷金 17	未収入金 (TSM) 17
	預り保証金 7	未収入金 (TSM) 7
	合計	35

(b) 預り敷金と預かり保証金の計上について

このうち、預り敷金と預かり保証金の計上については、2019 年 7 月 22 日の時点で、TSM から TSHD に対して、それぞれ、17 百万円と 7 百万円を支払うべ

き必要性が見当であることから、実態のない TSM からの未収入金の回収の相手勘定として実態のない科目が用いられたものと認められる。

(c) 普通預金の計上について

一方、2019 年 7 月 8 日の普通預金 10 百万円の計上については、本来受領すべき還付消費税と実際に受領した還付消費税の差額分を TSM からの未収入金の支払として受領したこととされていることが判明している。

すなわち、TSHD は、2019 年 4 月期の消費税の還付申告（還付金額 78 百万円）を 2019 年 6 月 28 日に電子申告により実施しているが、消費税の確定申告期限である 2019 年 6 月末日を経過した 2019 年 7 月 4 日に書面申告により再度消費税の還付申告（還付金額 69 百万円）を実施している。

この 2019 年 7 月 4 日の再度の消費税の確定申告が行われたのは、2019 年 4 月期の決算について、消費税電子申告後に決算修正が行われ、借方：未収入金－モバイル 160 百万円/貸方：売上－モバイル 160 百万円（いずれも消費税込み）という仕訳等追加仕訳が起票されたことに伴うものである。

電子申告と書面申告の相違点をまとめると下表のとおりである。

（単位：百万円）

	電子申告	書面申告
申告時期	2019 年 6 月 28 日	2019 年 7 月 4 日
申告した消費税の還付金額	78	69
申告還付消費税の差額		△9

申告期限後に当初の申請内容を修正する場合には、本来であれば、修正申告をすることになるが、申告期限後であるにもかかわらず、通常の申告として書面の申告書が提出されている。その結果、電子申告と書面申告で異なる内容の消費税の確定申告が提出されていることになるが、通常、実務上の取り扱いとして申告期限内に 2 件内容が異なる申告書が提出された場合には、提出時期が遅いものが採用される。

ところが、TSHD は、2019 年 7 月 8 日に、提出時期の早い電子申告の申告内容に基づく還付加算金を含む 79 百万円の還付を受けている。この点について事務局を通じて■■■■税務署に聴き取りを行ったところ、当時いずれの申告が正しいか TSHD に対して照会をかけた結果、電子申告が正であるとの回答があったとのことである。

そして、会計上は、■■■■税務署から還付を受けた 79 百万円のうち、69

百万円¹⁷を■■■■■税務署からの還付消費税に係る未収入金の受領として計上し、残額の10百万円をTSMからの未収入金の受領として計上したのである。

以上の事実経過によれば、TSMのキャッシュバックの支払をTSMのTSHDに対する未払金の支払として計上した結果、TSHDにおけるTSMからの未収入金の回収が行われたかのような体裁を作出するために（但し、電子申告か書面申告かいずれが正かとの回答について、このような帳尻を合わせる調整をする目的で、電子申告が正であると回答したかどうかまでは明らかではない。）、書面申告時に作成した消費税の還付申告書を利用して、還付消費税の計上額を調整し、TSHDにおけるTSMからの未収入金に入れ込んだ点において、還付消費税の計上額についても虚偽表示であることが分かる。

この仕訳操作はいずれもa氏により行われており、このような仕訳を入れる実体が存在しないため、意図的な不正であると認められる。

(ウ) 2020年4月期における売掛金の過大計上及び未収還付法人税の仕入れ振替処理等を通じたグループ内付替え

a. 手口の概要について

本手口には、大きく①2020年4月期におけるTSMのA社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金と②2019年4月期にTSHDにおいて計上した未収還付法人税の額と2020年4月期に実際に還付された還付法人税の差額分の未収還付法人税が関わっており、これらの処理を行うことを目的として、TSHDグループ間の資産と負債を操作した可能性が考えられる。

b. 2020年4月期におけるTSMのA社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金の処理について

(a) 概要

まず、2020年4月期におけるTSMのA社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金については、①TSHD向けの未払金の消込みに充てて、TSHDのA社向け未収入金に振り替えられ、②TSHDのA社向け未収入金がTSHDのTSMに対する未収入金に振り替えられたうえで、後記c記載の未収還付法人税の振替により計上されたTSMに対する未収入金と併せて、TSMにおいて、仕入れを過大計上することで、最終的に帳尻が合わされている。

¹⁷ なお、書面の申告書に基づく還付申告額69,042千円と計上された消費税に係る未収還付金69,344千円の差額分については、別途「未収消費税 301千円/未払消費税 301千円」という仕訳を入れて調整している。

- (b) 2020年4月期におけるTSMのA社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金

まず、2020年4月期におけるTSMのA社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金の内容は、2019年6月分と2019年7月分の代理店精算において、下表のとおり、精算時とは異なる金額の売掛金を計上することにより、売掛金合計28百万円が過大に計上されたものである。

なお、この時期の代理店精算に関わる仕訳起票の担当者はa氏であり、下表の仕訳はa氏により行われている。

(単位：百万円)

精算対象月	計上額	精算額	差額
2019年6月	391	379	12
2019年7月	376	359	16
合計			28

- (c) 架空の売掛金のTSHD向けの未払金への振替え

前記(b)によりTSMにおいて生じたA社向けの架空の売掛金合計28百万円については、2019年10月20日に、TSMにおいて、下表のとおり、貸方に売掛金合計28百万円を計上して架空の売掛金を消し込むために、相手勘定として負債であるTSHD向けの未払金が借方に計上されている。

TSMにおけるA社向け売掛金に関する仕訳

(単位：百万円)

借方	貸方
TSHD向け未払金 28	A社向け売掛金 28

- (d) TSHDのA社向け未収入金のTSHDのTSMに対する未収入金への振替え

前記(c)の仕訳により、TSHDにおいては、TSMのA社向けの売掛金を資産として認識せざるを得なくなったため、2019年10月21日にTSHDにおいて、相手勘定を諸口¹⁸として、A社向けの未収入金28百万円が計上された。

しかしながら、このTSHDのA社向けの未収入金は、2020年1月31日に以下の仕訳を入れることで、架空のA社向けの未収入金28百万円を含むA社向けの未収入金32百万円¹⁹がTSM向けの未収入金に振り替えられた。これは、TSMにおいて後記(e)記載の同日付けの仕入れの過大計上を通じて、架空の科目であるTSHDのA社向けの未収入金を消し込むために行われたことが考え得

¹⁸ なお、諸口は、立替金等の多数の勘定であり、これらの勘定の実在性等については当委員会において明らかにしていない点に留意されたい。

¹⁹ なお、架空のA社向けの未収入金28百万円を除く部分については虚偽表示は識別されていない。

る目的である。

TSHD における A 社向け未収入金に関する仕訳 (単位：百万円)

借方		貸方	
TSM 向け未収入金	32	A 社向け未収入金	32

(e) TSM における仕入れの過大計上

前記(d)の処理により TSM において生じた架空の TSHD 向け未払金 28 百万円を含む 32 百万円は、2020 年 1 月 31 日に下表のとおり、後記 c 記載の TSHD の未収還付法人税から振り替えられて TSM において生じた架空の TSHD 向け未払金 10 百万円と合わせて、TSM において架空の仕入れを計上することにより帳尻が合わせられている。

TSM における TSHD 向け未払金に関する仕訳 (単位：百万円)

借方		貸方	
KDDI 向け仕入高	31	TSHD 向け未払金	42
支払販売手数料	11		

(f) まとめ

以上のとおり、2020 年 4 月期における TSM の A 社向けの売掛金の過大計上により生じた架空の売掛金は、TSHD グループ内の資産負債の付替えを繰り返して、最終的には、TSM において架空の仕入れを計上することで帳尻が合わせられている。

このような処理には、全て a 氏が関与しているため、a 氏による不正行為であると認められる。そして、当初 TSM において、A 社向けの架空の売掛金を計上した時期が、最終的に TSM において架空の仕入れを計上した時期よりも先立つことから、当初は A 社向けの架空売掛金を計上することで、TSM における業績を良く見せようとしたが、四半期決算において、架空の売掛金の存在が明るみに出ないよう、TSHD グループ内の資産と負債をやり繰り返したことが窺われるが、これを裏付ける客観的な資料は不見当であった。

- c. 2019 年 4 月期に TSHD において計上した未収還付法人税の額と 2020 年 4 月期に実際に還付された還付法人税の差額分の未収還付法人税の処理について
未収還付法人税の処理については、まず、2019 年 4 月期に TSHD において計上した未収還付法人税の額は 55 百万円であったが、2020 年 4 月期に実際に還付さ

れた金額は 45 百万円と 9 百万円の還付差額が発生した²⁰。

この当初計上した未収還付法人税 55 百万円と還付を受けた 45 百万円の差額 9 百万円については、TSHD において未収還付法人税として計上されていたが、2020 年 1 月 31 日に、下表のとおり、残存した 9 百万円の未収還付法人税に、雑収入²¹を加えた 10 百万円を TSM 向けの未収入金に振り替える処理が行われている。

TSHD における未収還付法人税に関する仕訳 (単位：百万円)

借方		貸方	
TSM 向け未収入金	10	未収還付法人税	9
		雑収入	0

以上の処理により、TSM においては、TSHD に対する未払金を 10 百万円計上しており、これが、前記 b. (e) 記載のとおり、前記 b. (d) により TSM において計上された 32 百万円と合わせて、仕入れの架空計上という形で帳尻が合わせられている。

この仕訳入力を行ったのは、いずれも a 氏であるところ、a 氏に対してインタビューを実施できていないため、このような処理を行った a 氏の意図は明らかではないが、未収還付法人税をグループ会社間において、費用計上に振り替えられることは通常考え難いため、何らかの事情により、意図的に未収還付法人税を消し込み、TSM の費用に振り替えられたものと思われる。

(カ) グループ内付替えに関するノード図

以上のグループ内付替えについては、複雑な利益操作が行われており、全体像が把握しづらいため、グループ内付け替えがセグメント間でどのような形で行われていたかについて、**別紙 4** において図示する。

カ オフバランス取引

(ア) 手口の具体的な内容

本手口は、TSR と D 社との間の取引に関して生じたものであり、①リゾート事業におけるゴルフ場のレストランのタブレットオーダーシステムの導入に係る費用（以下「タブレットオーダーシステム導入費用」という。）及び②ゴルフ場の予約システムの導入に係る費用（以下「予約システム導入費用」という。）があ

²⁰ なお、このような差額が発生した理由については明らかになっていない。

²¹ なお、当該収入の実在性については、金額的重要性が劣ることも考慮し、当委員会において検討していない。

る。

a. タブレットオーダーシステム導入費用の未払

TSR では、2023 年 10 月頃、各ゴルフ場のレストランにおいて、タブレットオーダーシステムを導入することになった。このタブレットオーダーシステム導入費用について、D 社からは、2023 年 10 月 30 日に、税抜 2 百万円の見積書を受領し、a 氏が、2023 年 11 月 2 日付けで業務報告書により見積もりの金額を報告しているところ、石田会長より「こんなに掛かるならやらない」などと指摘を受け、タブレットオーダーシステムの導入が却下されている。

その後、リゾート事業において毎月作成される 2023 年 11 月の固定経費一覧表において、「レストランオーダーのタブレット化は、無償対応で 12 月 11 日から機械類が現場に到着して行き、メニューのクラウドへのアップロード、セットアップと操作指導等を行い、12 月 22 日には本稼働出来る予定となります。」との内容の報告がされている。

そして、D 社の当委員会によるアンケートに対する回答によれば、「a 氏よりゴルフ場向けのレストランテーブルオーダーシステムについて 2024 年 1 月末までの期日で至急でのシステム導入依頼があり、依頼通り 2024 年 1 月にシステムの導入を完了。」とのことであり、2024 年 1 月にシステムの導入が完了した。

その後、D 社は、TSR に対して、タブレットオーダーシステム導入費用として、税抜 2 百万円の請求書を発行した。TSR においては、D 社に対する支払は、口座引落としの方法により行われていたことから、タブレットオーダーシステム導入費用についても同様に口座引き落としにより支払われた。

しかしながら、D 社の当委員会によるアンケートに対する回答によれば、「a 氏より支払いについて会長の承認を得ていなかったとのことで即日での返金要請があった。弊社経由では即日の対応が無理であったためトーシンリゾート様より入金いただいた 220 万円を一旦、個人で負担し返金した。システムについては現在も使用いただいております 220 万円の支払いについては a 氏にて調整方法を検討するとの話をいただいたが、保留のままとなっておりシステム代金をいただけていない状況。」とのことであり、D 社の営業部長個人において、220 万円を TSR に対して返金した（なお、その際の振込み名義は D 社の会社名義が使用されている。）。

このタブレットオーダーシステム導入費用については、その後も TSR から D 社に対して支払われておらず、簿外債務となっている。

b. 予約システム導入費用

TSR において新たに予約システムを導入することになり、a 氏は、D 社に対して、2024 年 4 月を納期として、システム導入を依頼した。

しかしながら、D 社の当委員会に対するアンケートの回答によれば「また、別案件のセルフ予約システムについても a 氏より至急での開発要請があり 2024 年 4 月までの導入とのことで依頼をいただき導入が完了したが、こちらについても代金の 217.8 万円のご請求をさせていただいていない状況。」とのことである。

現に、TSR は D 社からこの件についての請求書（D 社によれば、請求額は 217.8 万円とのことである。）を受領しておらず、支払いも行われていない。

この予約システム導入費用についても、その後も TSR から D 社に対して支払われておらず、簿外債務となっている。

(イ) a 氏の関与について

タブレットオーダーシステム導入費用に関しては、a 氏と D 社営業部長との間で 2024 年 4 月 15 日に以下のやり取りがあったことを確認しており、a 氏が主体的に本手口に関与していたことが認められる。

発信者	内容
a 氏	お世話になります。 顛末書的なもの用意できませんか？ またどんなシナリオ(説明)にしようと考えているか、 電話は難しいのですが、教えて欲しいです。 当社としては無償対応分なので、そもそも引き落としが掛かるのが、おかしいという点とこんな高額を引き落としに勝手に出来る点が問題となっています。
D 社営業部長	すみません会社を出て向かっておりますので顛末書は難しいです。 完全に私のミスですということで謝罪に伺います。 速やかに返金いたしますが、会社経由だと時間がかかるので、一旦私の口座から D 社名義にて返金します。 問題ございませんでしたらすぐに振り込みます。 費用の処理方法については、別途相談させてください。 今後このようなことがないように自動振替の契約の解除のお話もさせていただきます。

発信者	内容
a 氏	D 社名義なら問題ありません。

予約システム導入費用については、a 氏と D 社の間の明示的なやり取りは確認されていないが、前記の D 社の当委員会に対するアンケートの回答によれば、a 氏とのやり取りにより未請求が発生してしまったとのことである。

キ 資産・費用間の調整

(7) 手口の具体的な内容

資産・費用間の調整は、TSHD における保険料に関連する長期前払費用の計上時期を操作することにより費用の計上時期を操作するものである。

具体的には、①費用科目である保険料を資産科目である長期前払費用へ全額計上するもの及び②資産科目である長期前払費用に一切計上することなく費用科目である保険料へ全額計上するものがある。

(4) 保険料に関する会計上の取扱い

我が国の会計実務上、保険料の会計処理の一部は、税務上の取扱いを参照して行われるところ、本手口が行われた当時の法人税法上、個別通達「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（昭和 62 年直法 2-2）に基づき、法人が逡増定期保険²²（但し、同通達 2-（1）表中の区分（2）①に該当するもの）に加入してその保険料を支払った場合（役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としているため、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となる場合を除く。）には、保険期間の開始の時から当該保険期間の 60%に相当する期間においては、支払保険料の 2 分の 1 に相当する金額を資産計上し、残額について、一般の法人税基本通達 9-3-5 の適用対象となる定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入することとされている。

上記の法人税法上の取扱いに従い、会計上も、上記個別通達の適用対象となる長期平準定期保険等に係る保険料の支払い時においては、その 2 分の 1 に相当する金額を長期前払費用等の資産として計上し、その残額を保険料として費用計上することになる。

²² 逡増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が 5 倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時点における被保険者の年齢が 45 歳を超えるものをいう（個別通達「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（昭和 62 年直法 2-2）1-（2））。

(ウ) 各手口の具体的な内容

a. TSHD における保険料の長期前払費用への全額計上

TSHD における保険料の長期前払費用への全額計上は、2020 年 4 月期に行われたものであるところ、かかる保険料の対象となる保険は、上記個別通達の適用対象となる 2-(1)表中の区分(2)①に該当する逡増定期保険であることから、上記のとおり、当該保険料相当額の 2 分の 1 は費用計上しなければならなかった。

しかしながら、2019 年 6 月から 2019 年 10 月までの期間は、保険料月額 2 百万円が全額長期前払費用として資産計上され、2019 年 11 月に同期間の保険料合計 11 百万円の半額である 5 百万円が取り崩され、保険料として費用計上されている。

このような会計処理は、2020 年 4 月期の年度財務諸表には影響がないものの、各四半期連結財務諸表には影響がある。

また、後記 c 記載のとおり、本手口は、a 氏が関与した意図的な不正であると認められる。

b. TSHD における保険料への全額計上

TSHD における保険料への全額計上も、2020 年 4 月期に行われたものであるが、前記 a とは異なり、2020 年 4 月期の第 4 四半期である 2020 年 2 月から 2020 年 4 月までの保険料月額 2 百万円が全額保険料として費用計上され、翌 2021 年 4 月期である 2020 年 5 月に同期間の保険料合計 7 百万円の半額である 3 百万円が資産計上されたものである。

前記 a の場合には、保険料を一旦資産計上することにより、当該期間に計上される費用を減額させることで利益を過剰に計上させることになるが、本手口は、2020 年 4 月期末に意図的に保険料を資産計上することなく費用を過剰に計上することによって利益及び税負担を軽減させる意図があったことが窺われる。

また、後記 c 記載のとおり、本手口は、a 氏が関与した意図的な不正であると認められる。

c. a 氏の関与について

本手口における仕訳入力、いずれも a 氏により行われているところ、上記で指摘した月以外の月では税法上の取り扱いに従って仕訳入力されていたにもかかわらず、上記で指摘した月だけ異なる処理に修正されていることからすると、本手口が意図的なものであったと認められる。

ク 誤謬

本調査により、TSHD グループにおいて、明らかな誤謬と思われる処理や明確に不正との認定ができない多数の誤謬が識別されている。

本調査により、当委員会が識別した誤謬は別紙 5 記載のとおりであるため、具体的な項目及び内容については、別紙 5 を参照されたい。

(4) その他の事案が存在する可能性について

上記のとおり、類似事案は、TSHD の経理担当取締役であった a 氏及び TSHD グループ全社の経理業務を担当する管理部経理課所属の b 氏が深く関与して行われたことから TSHD グループ全社的に幅広く及んでいる。

本調査においては、類似事案の検出方法は、仕訳データの分析、連結財務諸表の分析、デジタル・フォレンジック調査により網羅的に調査しており、基準日までに可能な限り調査を尽くした。

しかしながら、TSHD グループにおいては、TSHD グループ全社の経理業務を担当する管理部経理課において、日常的に長期間かつ広範囲にわたり、社内資料の改ざん、仕訳の調整や費用の計上時期の調整等が、監査法人、税務当局等の専門家でも発見しにくい巧妙な手口により行われており、膨大な量及び長期間であることから、これに関与した b 氏の記憶が定かではない部分もあり、本調査により識別しきれていない事案が存在する可能性までは否定できない。

また、a 氏に対するインタビューや a 氏個人の私用デバイスの保全も実施できていないため、a 氏が単独で実行した類型の事案が存在する場合²³には、これが顕出できていない可能性も否定できない。

3. 新規発覚事案について

(1) 新規発覚事案の概要

本調査の過程で、当委員会は、事業年度末である 3 月から 4 月頃の代理店精算に当たり、代理店精算において TSM から A 社に対して本来支払うべき金額を超える金額を支払う内容の代理店精算書を作成し、当該事業年度の利益を減少させ、翌期の 5 月、6 月分の代理店精算において、前期末に過大に支払った金額相当額を減少させた金額を TSM から A 社に対して支払うという処理がされている可能性を検出した。

本事案や類似事案が a 氏の管理下である管理部経理課が深く関与して行われた主に利益を過大計上する調整であるのに対して、かかる事象は、石田会長の関与が認められる利益を減少させる不正行為であり、本事案や類似事案とは全く異なる事案であることから、類似事案とは異なる事案であると整理して、新規発覚事案の調査を行った。

その結果、当委員会が新規発覚事案として検出した事案は以下のとおりである。

²³ なお、a 氏が個人的な利益を享受した可能性につながる情報提供があり、当委員会は、その関係者に対してインタビューを実施したが、当委員会による調査においては a 氏が個人的な利益を教示した事実は確認していない。

- ① 代理店精算における売掛金の計上金額の調整
- ② 工事費用の計上時期の調整

(2) 新規発覚事案の具体的な内容²⁴

ア 代理店精算における売掛金の計上金額の調整

(ア) 概要

代理店精算における売掛金の計上金額の調整は、本来翌期に計上すべき売掛金を当期に計上することにより、当期の移動体通信関連事業の利益を減額させるものである。

本事案や類似事案を通じて移動体通信関連事業の利益が過大に計上されていたところ、かかる見かけ上の利益を減少させ、TSHD グループの税負担を軽減させるために、当期に計上すべき売掛金を翌期に計上させる調整が行われていた。

具体的には、当該事業年度の3月と4月の代理店精算における端末代金の単価を本来の単価よりも減少させて過少に売掛金を計上し、翌事業年度の5月と6月（但し、2022年4月期分については、2023年5月のみ）の代理店精算における端末代金の単価を本来の単価よりも増加させて直前の事業年度末に過少に計上した売掛金相当額を補填するという手口である。

このような売掛金の計上金額の調整は主にA社との間の代理店精算において行われているところ、A社との間での売掛金の計上金額の調整は下表のとおり行われている。

（単位：百万円）

事業年度	端末代金値引等の金額	事業年度	端末代金上乘せ等の金額
2020/4	96	2021/4	96
	(内訳)		(内訳)
	3月 34		5月 34
	4月 62		6月 62
2021/4	100	2022/4	100
	(内訳)		(内訳)
	3月 61		5月 53
	4月 39		6月 46
2022/4	165	2023/4	165
	(内訳)		(内訳)

²⁴ 以下金額については特に明記しない限り、消費税を含む金額である。

	3 月	55		5 月	165
	4 月	110		6 月	-

なお、2020 年 4 月期のみ、下表のとおり、B 社との関係でも売掛金の計上金額の調整が行われている。

(単位：百万円)

事業年度	端末代金値引等の金額	事業年度	端末代金上乘せ等の金額
2020/4	7	2021/4	7
	(内訳)		(内訳)
	3 月 3		5 月 7
	4 月 4		6 月 -

(イ) 石田会長及び a 氏の関与について

a. ドルフィン上の履歴

本調査の結果、本手口について、ドルフィン上の履歴から判明する石田会長と a 氏による関与の状況は以下のとおりである。

(a) 2023 年 10 月 17 日付け業務報告書

2023 年 10 月 17 日付けの b 氏が申請者である業務報告書において、代理店精算の時系列明細が報告されているところ、石田会長と a 氏の間で以下のコメントのやり取りがされている。

コメント者	内容
石田会長	支払いは未払いで処理してるから現金は動かんのだろ。
a 氏	当月の未払計上をしておりますが、本件は監査法人対策で後にキャッシュも動かしています。
石田会長	キャッシュは動かさないと言ってるよな。俺の指示は。何で勝手にやってる。聞いて無い。
a 氏	決算対策として本対応行うあたり、金を動かさずに出来ないものと聞かれた際に動かす必要があると打ち合わせ時に回答させて頂いております。3 月と 4 月に端末値引を分散させて 5 月分で一度に戻しているのも当社キャッシュに負担が少ないようにするためと相手の決算に影響を出さないためにと打ち合わせさせて頂いた結果です。この対応を行うようになってから手法は一切変更しておりません。

コメント者	内容
	監査法人も当社グループ間同士のやり取りであれば連結上で相殺して数字が残らないため、あまり細かく見てきませんが、外部とのやり取りは、未払計上されたものがどう処理されたかまで見て来ますので、金額の大きさから考えても本件はキャッシュを動かす必要があります。
石田会長	何で代理店別になって無い ²⁵

このドルフィン上のやり取りによれば、石田会長と a 氏の間で、「決算対策」という名目で、キャッシュを動かさない方法で利益調整を行おうとしたが、外部とのやり取りの場合には、監査法人の確認が入ってしまう可能性があることから、キャッシュも動かす形で、3 月と 4 月に端末値引きを分散させて、5 月分で端末代金を上乗せして値引き分を戻すとの打合せが行われたことが窺われる。

当該業務報告書に添付された「キャリア精算及び代理店精算の支払入金状況一覧」と題する資料には、「決算対応端末値引き」として、3 月分の精算で 1 億円の値引きが、4 月分で 5,000 万円分の値引きが行われたが、5 月分の精算で端末利益上乗せとして 1 億 5,000 万円が上乗せされたことの説明が記載されている。但し、実際に調整が行われた金額は、前記(ア)記載のとおりであり、ドルフィン上では概算の数字が報告されていることが分かる。

(b) 2023 年 10 月 24 日付け業務報告書

2023 年 10 月 24 日付けの b 氏が申請者である業務報告書において、a 氏は 2024 年 10 月 24 日に以下の内容のコメントを残している。

3 月、4 月分の代理店精算については、本決算対応として代理店（A 社）に対して端末を値引き販売しておりマイナスとなっております。在庫は関係しておりません。5 月は値引き分を請求端末に上乗せして回収しており、こちらも在庫は関係しておりません。全て請求端末の範囲内で決算対応しております。

これに対して、石田会長は、同年 25 日に以下の内容のコメントを残している。

²⁵ 当該業務報告書には「キャリア精算及び代理店精算の支払入金状況一覧」と題する資料が添付されているところ、当該資料においては、「代理店・キャリア精算」との項目が二次代理店との精算内容が代理店別に表記されておらず、その点を指摘するコメントである。

ゆかり確認する事。利益とキャッシュの動きは。

このやり取りから、2022 年 4 月期である 2022 年 3 月及び 4 月に A 社に対して端末の値引き販売が行われていたこと、翌期の 2023 年 5 月に値引き分を上乗せして回収したことが石田会長に対して報告され、石田会長もこれに対してコメントを返していることからこれを認識していたことが分かる。

(c) 2024 年 5 月 28 日付け業務報告書

2024 年 5 月 28 日付けの b 氏が申請者である業務報告書によれば、赤字で「※4 月決算対応の販売手数料として 100,000,000 円追加致しました。明細に含め、未払分と致します。」との記載があり、この業務報告書に関して、石田会長は以下のコメントを残している。

決算対策にぎりは数字確定後に成るので未払いです。

但し、2023 年 4 月期の期末においては、このような処理は実際には行われていないため、上記の報告は虚偽の報告ということになる。

(d) ドルフィン上のやり取りのまとめ

以上のドルフィン上のやり取りを踏まえると、A 社との間での利益調整は、石田会長及び a 氏による関与の下行われていたと認められる。

但し、かかる利益調整が石田会長が主導したものか、a 氏が主導したものかいずれかを示す客観的な証拠は不見当であった。

b. インタビューの結果

(a) 従業員に対するインタビュー

従業員に対するインタビューによれば、a 氏から、2021 年 4 月期において、「石田会長からの指示で A 社がビルを建てるための資金として、3 月、4 月に 1 億円くらい多めに代理店精算に入れて、5 月、6 月に回収する」との指示があったとのことである。

後記(b)記載のとおり、石田会長は、当委員会によるインタビューにおいて、a 氏から決算期末に利益が出ているため、調整することでよいか、調整するのであれば、A 社に話をしてくれないか、との話を持ち掛けられたと述べており、a 氏の前記の「石田会長からの指示」があったことを裏付ける資料も不見当であることから、現実には a 氏の従業員に対する指示の内容である「石田会長からの指示」が存在したかどうかについては明らかではない。

(b) 石田会長に対するインタビュー

石田会長に対するインタビューによれば、石田会長は、a 氏から決算期末に利益が出ているため、調整することによいか、調整するのであれば、A 社に話をしてくれないか、との趣旨の話を持ち掛けられたため、その話に従い A 社代表取締役と連絡を取ったことがあるが、自ら指示をしてこのような利益調整はしていないと述べている。

確かに、石田会長が主体的に利益調整を行ったことを明確に示す証拠はないが、2023 年 10 月 17 日付け業務報告書においては、石田会長のコメントで「キャッシュは動かさないと云ってるよな。俺の指示は。何で勝手にやってる。聞いて無い。」と自ら主体的に指示を出しているかのようなコメントも存在する。

しかしながら、その他には石田会長が新規発覚事案に関して主体的に指示を出したことを認めるに足る積極的な資料までは不見当であることから、当委員会は、石田会長が新規発覚事案を主導したとまでは認定できないものと判断した。

c. まとめ

以上によれば、本手口に関して、石田会長と a 氏いずれが主体的に主導して実行したものかは定かではないが、当委員会は、両者が深く関与して行われたものであると認められると判断した。

イ 工事費用の計上時期の調整

(ア) 手口の内容

本手口は、決算期末に翌事業年度以降に計上すべき工事費用を先行計上して利益を圧縮するものである。

類似事案においても、工事費用の先行計上を指摘しているが、石田会長の関与が強く疑われるのは、E 社との取引である。

例えば、TSR において、2022 年 4 月期の事業年度の末日である 2022 年 4 月 30 日付けの請求書 4 件（合計 57 百万円）の請求書の発行を受けたが、その時点では E 社から TSR に対して必ずしも全ての工事について、役務の提供は完了していなかったため、2022 年 4 月期において当該費用を全額費用計上すべきではなかったにもかかわらず、同期に費用として計上している。

TSR において行われた E 社に係る工事費用の先行計上と取り崩しの状況は下表のとおりである。

（単位：百万円）

事業年度		計上未払金額	実際発生額	先行計上 未払金残高
2021/4	2021/4	90	10	80
2022/4	2021/7	-	17	62
	2021/10	-	25	36
	2022/1	0	21	15
	2022/4	57	19	53
2023/4	2022/7	-	17	36
	2022/10	-	11	25
	2023/1	-	5	20
	2023/4	-	5	14
2024/4	2023/7	-	14	-

(イ) 石田会長及び a 氏の関与について

a. ドルフィン上の記録について

E 社に関する取引については、ドルフィン上の購買申請データが存在しないため、ドルフィン上の客観的な記録は不見当であった。

そのため、ドルフィン上の記録から、本手口について、石田会長及び a 氏の関与の状況を明らかにすることができなかった。

b. その他の記録について

まず、a 氏については、a 氏が管理しているフォルダに保管されていた「決算対策 2022. 4」と題する Excel ファイルの中で、E 社に関する取引についての費用に関する記載があり、E 社に係る工事費用が「決算対策」の名の下、利益調整に用いられていたことが分かる。また、b 氏との以下の LINE のやり取りから、E 社に関する工事費用が利益の調整の一つとして用いられていたことが分かる。

発信者	日時	内容
b 氏	2022/06/07 08:59	申し訳ないのですが、E 社の 5 千 2 百万の詳細を教えてください。
a 氏	2022/06/07 08:59	前にも言ったけど、セントラル。
a 氏	2022/06/07 09:00	請求書届いてない？
a 氏	2022/06/07 09:00	送ったって言ってたよ
a 氏	2022/06/07 09:01	ちなみにさくらであと 300 万、プリンスで 1,200 万円くらい出そうと思えば出せる。利益次第で。
b 氏	2022/06/07 09:45	分かりました

発信者	日時	内容
b 氏	2022/06/07 09:57	E 社計上しました。各会社経常利益を合計すると、現在 577,826,312 円となりました。

一方、石田会長については、TSHD のファイルサーバー内「a 氏」フォルダに石田会長とのやりとりと思わせるテキストファイルが存在しており、a 氏と石田会長の間で工事費用に関するやり取りが存在する可能性が認められるが、現実には石田会長がこれに関与したか否かについて明らかに示す資料は不見当であった。

のさくら、プリンスの工事について

標題の件、よりさくら及びプリンスの工事資料が届きましたので、決算数値に反映させたいと思います。

※プリンスのマス工事等の資料を依頼し、待っていましたが時間が掛かるとのことで、既に計算が終わっているという「カート道路修繕工事」「ティー修繕工事」の資料を貰いました。

内容	金額	【に確認した実施許可状況】
①のさくら 芝張替え工事	1,460,000円	許可
②のさくら ティー工事	1,500,000円	許可
③プリンス カート道路修繕工事	4,300,000円	未許可（見積り提出済みとの事です。）
④プリンス ティー修繕工事	8,050,000円	未許可（見積り提出済みとの事です。）
計	15,310,000円	

上記に加えて、プリンスのマス工事として最大で900万円程度の見積りが出る予定との事です。

ただし、大小のマス全ての最大値となっており、大きなマス設置のみであれば、450万円程度になる見込みとの事です。

に確認したところ、①と②については、会長より実施許可頂いているとの事でしたが、③と④については、見積りを提出したのみとなっているとの事でした。

③と④については、実施する・しないがあると思いますが、決算のため現時点で資料のある上記①～④の全ての請求書を出してもらおうと思います。（工事予算として）

実施状況に合わせて総額内でやり繰りしたいと思います。上記に加えセントラル分で52,000,000円の予算（決算反映済み）があり、予算総額は、67,310,000円となります。

■決算数値

	【前回までの報告数値】	→	【上記 工事反映後】	前期
売上高	17,883,077千円		17,883,077千円	20,971,395千円
営業利益	630,075千円		614,765千円	564,195千円
経常利益	574,275千円		558,965千円※	521,508千円
当期純利益	376,731千円		366,688千円	△318,827千円

※上記の 工事の反映により、経常利益5.5億円となります。

以上、報告申し上げます。

また、E 社からの見積書は、E 社から TSHD の社長室のメールアドレス宛に送付され、社長室から E 社からのメールをそのまま石田会長に対して転送するという運用があり、他の工事費用に関するワークフロー（ドルフィン上の稟議）とは異なるワークフローにより工事の発注が行われていることからすると、石田会長についても E 社に関する取引への関与が疑われる。

c. 石田会長に対するインタビュー

石田会長に対するインタビューによれば、石田会長は、a 氏との間で、E 社のように一人親方のところには、工事に着手しているのであれば、工事完了前であっても払ってあげなさい、という趣旨の話はしたことがあり、一人親方の仕掛分を工事の完了前でも先に支払うことがあると述べているが、自ら E 社に対して請求

書の作成時期を指示したことや、意図的に決算期末に費用を計上するために請求書を切らせたことはないとのことである。

しかしながら、決算期末の日付という作爲的な日付の請求書のみ受領し、現実の支払日は数か月先であり、現実に請求書の日付の翌月などでの支払いが行われていないことからすると、請求書を工事完了に先立ち交付を受ける目的は、仕掛り分の支払を実施するため、という点にあったとは考え難い（但し、石田会長自身も、実際に支払いが行われたかどうかについては報告を受けておらず、支払の有無は確認していないとのことである。）。

また、石田会長の供述を前提にしたとしても、未完成の工事に係る費用を、請求書の日付に従い費用計上することが正当化されるものではない。

なお、当委員会は、事務局を通じてE社に対してインタビューの実施を打診したが、E社からは「先日、石田会長とも話はしました。私の方にも、近々税務署が来るかもしれない。脱税ほう助にあたる可能性があるので、慎重に対応しなければならないため、今回はお断りします。」と述べ、インタビューを拒絶されている。

d. まとめ

以上より、本手口について、a氏が関与して行われたものと認められるが、石田会長については、これに対する関与があったことが強く疑われるが、現実にこれに関与したと認めるに足る資料はない。

(3) 新規発覚事案に関する石田会長及びa氏以外の役員の認識

役員に対するインタビューによれば、石田会長及びa氏以外の役員は新規発覚事案の存在を認識しておらず、その他当該役員の認識を裏付ける資料は不見当であった。

第4 調査により判明した不適切な会計処理の連結財務諸表等への影響

1. 連結財務諸表等への影響の概要

(1) 影響額の報告方針

当委員会は、本調査により発覚した本事案等により認識されたTSHDの連結財務諸表等に対する影響額（誤謬を含む。）を以下の項目に対して集計し、調査対象期間における全ての四半期について報告することとした。

- ① セグメント売上高
- ② セグメント損益

(2) 報告方針を決定した根拠

当委員会が報告方針を決定した根拠は以下のとおりである。

- ✓ 前記第 1.1 記載のとおり、当委員会の設置のきっかけが「財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の 2 種類が存在しており、かつ財務報告用資料において代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している事実が判明」したことであり、売上高に対する影響が本調査の発端となっていること。
- ✓ 本調査により判明した本事案等では、売上高に加えて費用計上の操作や有価証券報告書等の開示書類において開示されているセグメント利益を意識したと思われるセグメント間損益の付替え案件が多数確認されており、修正後のセグメント損益が重要と思われること。
- ✓ 同じ年度であっても四半期単位で調整が行われているものがあり、年度単位で見れば影響がなくとも、四半期単位でこれらによる影響額の動きを開示することに一定の意義が認められること。

(3) 影響額の内容

上記を踏まえ、本調査において、当委員会が認定した調査対象期間における TSHD 連結財務諸表等に対する影響額を後記 2 において記載する。

なお、本事案等で TSHD 連結財務諸表等に対する認識された影響額（誤謬を含む。）に伴い、連結グループを構成する一部のグループ会社や管理会計の単位では、経営成績や財政状態の悪化が想定される。この結果、例えば会計上、以下の項目について間接的に影響が及ぶものと考えられるが、これらは本調査の対象外であるか、セグメント売上高やセグメント損益に直接影響を及ぼさないため、後記 2 には反映していない。

- ① 資産の評価（例：固定資産の減損）
- ② 負債の認識（例：引当金の認識）
- ③ 法人税や税効果等（例：繰延税金資産の回収可能性）
- ④ 非支配株主持分への振替え
- ⑤ 個別財務諸表への影響（例：子会社への投資や債権の評価及び子会社支援損失引当金の認識）

上記①から⑤までの内容は、今後の TSHD グループによる検討及び会計監査人による監査の過程で検討され、その結果を受け次節の数値（例：固定資産の減損とその後の減価償却費によるセグメント損益への影響）は変更される可能性がある。

さらに、関係者は上記①から⑤の内容を勘案後の修正後数値をベースに、TSHD グルー

プの財務制限条項、配当可能利益²⁶及び継続企業の前提を十分に検討する必要がある。

²⁶ なお、当委員会は、万が一過去に TSHD により実施された配当が違法配当である場合における民事上及び刑事上の法的責任については何ら検討していない。

2. 各年度（四半期含む）における連結財務諸表等への影響額

(1) 連結売上高、セグメント別売上高への影響額（単位：百万円）

ア 売上高合計

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前売上高	4,937	10,570	16,125	21,325
修正額	△26	0	0	92
修正後売上高	4,910	10,570	16,126	21,418

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前売上高	4,423	9,194	15,246	20,979
修正額	△96	△93	△97	0
修正後売上高	4,327	9,101	15,148	20,980

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前売上高	4,226	8,505	13,122	18,030
修正額	△101	△133	△224	41
修正後売上高	4,124	8,372	12,897	18,071

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前売上高	3,675	7,864	11,990	16,941
修正額	△251	△265	△109	△276
修正後売上高	3,423	7,598	11,880	16,664

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前売上高	3,908	8,313	12,815	17,376
修正額	△245	△254	△254	△244

修正後売上高	3,663	8,058	12,560	17,132
--------	-------	-------	--------	--------

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前売上高	4,116	8,535	12,998	調査対象外
修正額	△189	△196	△216	調査対象外
修正後売上高	3,926	8,339	12,781	調査対象外

イ 移動体通信関連事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前売上高	4,530	9,684	14,681	19,418
修正額	△26	-	-	95
修正後売上高	4,504	9,684	14,681	19,513

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前売上高	3,924	8,154	13,624	18,814
修正額	△95	△94	△94	5
修正後売上高	3,829	8,059	13,529	18,820

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前売上高	3,663	7,357	11,368	15,704
修正額	△100	△130	△219	50
修正後売上高	3,563	7,226	11,149	15,754

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前売上高	3,082	6,670	10,174	14,528
修正額	△248	△259	△99	△263
修正後売上高	2,833	6,411	10,075	14,264

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前売上高	3,292	7,078	10,944	14,855
修正額	△242	△248	△244	△231

修正後売上高	3,049	6,829	10,699	14,623
--------	-------	-------	--------	--------

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前売上高	3,475	7,288	11,101	調査対象外
修正額	△186	△189	△207	調査対象外
修正後売上高	3,288	7,099	10,893	調査対象外

ウ 不動産事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前売上高	126	266	405	566
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	126	266	405	566

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前売上高	175	350	523	694
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	175	350	523	694

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前売上高	172	341	515	710
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	172	341	515	710

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前売上高	171	349	535	729
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	171	349	535	729

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前売上高	194	401	602	860
修正額	-	-	-	-

修正後売上高	194	401	602	860
--------	-----	-----	-----	-----

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前売上高	214	437	673	調査対象外
修正額	-	-	-	調査対象外
修正後売上高	214	437	673	調査対象外

エ リゾート事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前売上高	268	600	1,010	1,302
修正額	△1	△0	△1	△4
修正後売上高	267	599	1,009	1,297

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前売上高	300	655	1,054	1,414
修正額	△0	1	△2	△4
修正後売上高	299	657	1,051	1,409

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前売上高	379	780	1,204	1,568
修正額	△0	△2	△5	△8
修正後売上高	379	778	1,199	1,559

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前売上高	404	811	1,234	1,630
修正額	△2	△6	△10	△13
修正後売上高	401	805	1,224	1,617

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前売上高	411	811	1,235	1,610
修正額	△2	△6	△10	△12

修正後売上高	408	805	1, 225	1, 598
--------	-----	-----	--------	--------

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前売上高	413	782	1, 187	調査対象外
修正額	△2	△6	△8	調査対象外
修正後売上高	410	775	1, 178	調査対象外

オ その他事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前売上高	11	19	28	38
修正額	0	0	1	1
修正後売上高	12	19	29	39

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前売上高	21	34	43	55
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	21	34	43	55

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前売上高	10	25	32	47
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	10	25	32	47

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前売上高	17	32	44	52
修正額	-	-	-	-
修正後売上高	17	32	44	52

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前売上高	10	21	32	49
修正額	-	-	-	-

修正後売上高	10	21	32	49
--------	----	----	----	----

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前売上高	13	27	35	調査対象外
修正額	-	-	-	調査対象外
修正後売上高	13	27	35	調査対象外

(2) 連結経常利益、セグメント利益及び全社費用への影響額（単位：百万円）

ア 経常利益（△経常損失）合計

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前経常利益	46	118	288	201
修正額	△38	△22	△4	137
修正後経常利益	7	95	284	338

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前経常利益	245	369	581	537
修正額	△96	△92	△100	86
修正後経常利益	148	277	480	623

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前経常利益	304	453	671	556
修正額	△186	△243	△316	△16
修正後経常利益	118	209	354	539

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前経常利益	316	482	679	350
修正額	△255	△371	△551	△342
修正後経常利益	60	111	127	7

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前経常利益	347	482	725	604
修正額	△341	△481	△649	△391

修正後經常利益	6	1	76	213
---------	---	---	----	-----

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前經常利益	333	420	510	調査対象外
修正額	△419	△475	△398	調査対象外
修正後經常利益 (△經常損失)	△86	△55	112	調査対象外

イ 移動体通信関連事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前セグメント利益	63	160	264	236
修正額	△85	△113	△148	△47
修正後セグメント利益 (△セグメント損失)	△21	47	115	188

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前セグメント利益	201	281	377	452
修正額	△129	△182	△225	△150
修正後セグメント利益	72	98	152	301

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前セグメント利益	255	340	422	394
修正額	△198	△264	△349	△216
修正後セグメント利益	56	76	72	177

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前セグメント利益	254	349	464	181
修正額	△281	△418	△629	△493
修正後セグメント損失	△27	△68	△165	△311

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前セグメント利益	270	368	503	441

修正額	△344	△520	△703	△601
修正後セグメント損失	△73	△151	△199	△159

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前セグメント利益	272	318	291	調査対象外
修正額	△451	△536	△480	調査対象外
修正後セグメント損失	△178	△217	△189	調査対象外

ウ 不動産事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前セグメント利益	49	96	175	208
修正額	19	39	39	78
修正後セグメント利益	68	135	214	286

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前セグメント利益	68	122	206	277
修正額	17	34	33	31
修正後セグメント利益	86	157	239	309

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前セグメント利益	80	143	223	307
修正額	△2	△1	△12	△32
修正後セグメント利益	77	142	210	274

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前セグメント利益	72	151	239	319
修正額	△16	△30	△43	△56
修正後セグメント利益	55	121	196	262

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前セグメント利益	96	209	308	463
修正額	△13	△15	△15	△17

修正後セグメント利益	83	194	292	446
------------	----	-----	-----	-----

2025 年 4 月 期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前セグメント利益	110	232	361	調査対象外
修正額	△1	△2	△2	調査対象外
修正後セグメント利益	109	229	359	調査対象外

エ リゾート事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前セグメント利益 (△セグメント損失)	△14	△52	20	23
修正額	△22	△17	△16	△46
修正後セグメント利益 (△セグメント損失)	△37	△70	4	△23

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前セグメント利益	27	69	181	54
修正額	△1	4	1	130
修正後セグメント利益	25	73	182	184

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前セグメント利益	55	116	225	99
修正額	△21	△54	△79	63
修正後セグメント利益	33	62	145	163

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前セグメント利益	57	112	181	108
修正額	△28	△47	△63	39
修正後セグメント利益	29	64	117	148

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
----	-------------------	-------------------	-------------------	--------------

修正前セグメント利益	61	112	182	119
修正額	△33	△52	△55	31
修正後セグメント利益	27	60	127	150

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前セグメント利益	67	115	193	調査対象外
修正額	△1	△21	△27	調査対象外
修正後セグメント利益	65	93	165	調査対象外

オ その他事業

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前セグメント利益 (△セグメント損失)	△1	0	0	△3
修正額	1	△0	△2	△5
修正後セグメント利益 (△セグメント損失)	△0	0	△2	△9

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前セグメント利益	0	0	2	2
修正額	△1	△3	△5	△6
修正後セグメント損失	△1	△2	△3	△3

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前セグメント利益	1	8	4	8
修正額	△1	△4	△4	△5
修正後セグメント利益	0	3	0	3

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前セグメント利益	1	7	10	8
修正額	3	△3	△7	△11
修正後セグメント利益 (△セグメント損失)	4	3	2	△2

2024 年 4 月期

項目	2024 年	2024 年	2024 年	2024 年
----	--------	--------	--------	--------

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	期末
修正前セグメント利益	0	2	4	10
修正額	△2	△4	△8	△12
修正後セグメント損失	△1	△2	△4	△2

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前セグメント利益	0	4	6	調査対象外
修正額	△3	△7	△9	調査対象外
修正後セグメント損失	△3	△2	△3	調査対象外

力 全社費用

2020 年 4 月期

項目	2020 年 第 1 四半期	2020 年 第 2 四半期	2020 年 第 3 四半期	2020 年 期末
修正前全社費用	49	87	172	263
修正額	△47	△69	△124	△159
修正後全社費用	2	17	48	104

2021 年 4 月期

項目	2021 年 第 1 四半期	2021 年 第 2 四半期	2021 年 第 3 四半期	2021 年 期末
修正前全社費用	53	104	185	248
修正額	△18	△53	△95	△80
修正後全社費用	34	50	90	168

2022 年 4 月期

項目	2022 年 第 1 四半期	2022 年 第 2 四半期	2022 年 第 3 四半期	2022 年 期末
修正前全社費用	88	155	205	254
修正額	△37	△80	△129	△175
修正後全社費用	50	74	75	78

2023 年 4 月期

項目	2023 年 第 1 四半期	2023 年 第 2 四半期	2023 年 第 3 四半期	2023 年 期末
修正前全社費用	69	139	216	268
修正額	△68	△129	△192	△178
修正後全社費用	1	10	23	90

2024 年 4 月期

項目	2024 年 第 1 四半期	2024 年 第 2 四半期	2024 年 第 3 四半期	2024 年 期末
修正前全社費用	81	210	272	429
修正額	△51	△111	△134	△208

修正後全社費用	30	99	138	221
---------	----	----	-----	-----

2025 年 4 月期

項目	2025 年 第 1 四半期	2025 年 第 2 四半期	2025 年 第 3 四半期	2025 年 期末
修正前全社費用	117	250	341	調査対象外
修正額	△38	△92	△122	調査対象外
修正後全社費用	79	157	219	調査対象外

3. 乖離要因の寄与分析

本調査では極めて多岐にわたる類型の不正が各事業年度の四半期に渡って複雑に展開しており、前記2においては、そのネットの影響額となるものの、修正額の数値だけでは一見していかなる利益の操作が行われていたのかという実態が明らかではない。

そこで、別紙6において、本事案等で認識した主要な修正内容（会計期間への影響額の絶対値が100百万円以上のもの）の発生状況について、グラフ等を用いて説明しているため、当該別紙の説明も参照されたい。

第5 前回調査と本調査との相違点について

1. 前回調査の概要

(1) 前回調査の調査範囲

前回調査報告書によれば、前回調査の調査範囲は

- ① キャッシュバックに係る債務の網羅性及びキャッシュバックに係る会計処理についての確認
- ② 本件に類似する事象の有無の調査
- ③ 再発防止策の検討・提言
- ④ その他、前回委員会が必要と認めた事項

とされ、以下の事項は前回調査の対象外とされた。

- ① 前回調査の対象行為や契約等の適法性
- ② 各店舗において実施された端末値引及びキャッシュバックが、各店長の権限を越えて行われたものであるかどうかについての評価

(2) 前回調査の調査対象事業

前回調査報告書によれば、調査対象の事業はリゾート事業や不動産事業を含む、モバイル直営事業以外の事業とされ、二次代理店には直接TSHDグループの支配が及ばない（すなわち、二次代理店において実施するキャッシュバック施策の決定権がTSHDグループにはない）ことを理由に、モバイル代理店委託事業に係る検討が前回調査の対象外とされた。

(3) 前回調査の調査対象期間

前回調査報告書によれば、前回調査の調査対象期間は、以下の理由から、基本的な調査対象期間を2023年3月以降とされた。

- ① 2023年3月以降店舗のキャッシュバックの金額が増加し、その後石田会長とa氏間のキャッシュバックの申請却下に関するやりとりがあったこと
- ② キャッシュバックの支払までの期間が、2023年3月当初は概ね3か月程度であったが、2023年7月以降次第に伸びていく傾向があること

2. 前回調査と本調査の相違点について

(1) 調査手続の相違点

当委員会が、本事案においてを含む類似事案及び新規発覚事案等が利益調整の目的で行われていることを認定できたのは、本事案及び類似事案に関与したb氏による自らの関与について正直な供述を得たこと及びそれに伴うデジタル・フォレンジック調査におけるb氏の私用デバイスの保全が大きく寄与している。

一方で、b氏によれば、前回調査時にはa氏が在任しており、a氏にとって不利益につながる供述をしてしまうとa氏が自らの直属の上司である関係上、自らの業務に支障が出てしまう可能性があるため前回調査では伝えられなかったとのことである。一方で、本調査がa氏の退任後に行われたことから、b氏は、自らの関与について正直に供述し、自らの私用デバイスの提供に応じた点が大きく前回調査時とは異なる。

また、当委員会に先立ち、b氏が自ら私用デバイスにてa氏との間で本事案や類似事案に関するやり取りが行われている旨申告したことにより、当委員会において私用デバイスの保全の必要性が認識できた点も本調査と前回調査との相違点である。

このように、前回調査と本調査においては、b氏が自ら正直に情報を提供したか否か、また、それに伴い私用デバイスの保全の必要性を検知する情報に接していたか否かにより、デジタル・フォレンジック調査において、私用デバイスを保全したかどうかという調査手続に大きな相違点がある。

(2) 虚偽表示集計の方針の相違点

前回調査報告書において、「以上のように、キャッシュバック対象者が実際に契約した日付を把握することが容易ではないこと、会社が支払を約束した時点において費用計上するための信頼に足るデータが網羅的に揃っていないこと、本調査には時間的制約があること、そもそも当委員会の目的は、各年度の影響額を具体的に数値として示すことではないこと等を踏まえ、会計処理に与える影響の把握としては前記第3の3(5)に記載した支払サイトの分析にとどめることとした。会社におかれては、個別取引ごとにキャッシュバック対象者との契約日の把握を詳細に実施したうえで発生日に基づいて費用計上するか、支払サイトの分析に基づいてキャッシュバックが発生したと合理的に認められるタイミングにおいて費用計上するかを含め、過去の財務報告への影響を勘案されたい。」とされているとおり、前回委員会では、キャッシュバックについては、支払サイトの分析を行うことに留められており、費用計上のタイミングについては、その重要性をTSHDにおいて判断し、修正の可否を検討するとの方針が取られていた。なお、その方針を示した前回調査報告書を受けて、TSHDにおいて、費用計上のタイミングの重要性を検討し、一部の会計期間・年度においてその重要性はないと判断されたとのことであった。

一方で、本調査において、多数の類似事案の存在が発覚しており、その一部をなすキャッシュバックの計上時期の調整について、集計すべき虚偽表示から除外する理由はないことから、本調査においては、キャッシュバックの計上時期の調整についても、修正事項として追加している。

(3) まとめ

以上のような前回調査と本調査の相違点により、前回調査と本調査は結論を異にする部分があり、本調査においては、キャッシュバックの計上時期の調整についても虚偽表示の集計に含めたものである。

第6 原因分析

1. 前回調査での指摘事項

前回調査報告書によれば、前回調査の対象とされていた不適切な会計処理であるキャッシュバックの調整が行われた背景事情と原因は以下の項目とおりである。その具体的な内容については前回調査報告書を参照されたい。

- ① モバイル業界自体の背景事情
- ② 石田会長の影響力と結果重視の企業風土の存在
- ③ 会社全体のコンプライアンス意識の不足
- ④ 取締役会及び監査役会の実効性欠如
- ⑤ 不十分な職務分掌の未改善
- ⑥ 内部監査室のモニタリング不足
- ⑦ 現金主義による発見の遅れと経理規程の未策定

2. 本調査において新たに明らかになった原因

本調査において、多くの事案に関与した a 氏のインタビューを実施できておらず、a 氏が本事案等に関与した理由を直接示す資料が見当であったことから、a 氏がいかなる動機により本調査において検出された不正行為を行ったかは明らかにすることはできなかった。

そこで、以下においては、a 氏が本事案等に関与した直接の理由を検討するものではなく、本調査において明らかとなった又は関係があるものと思われる、本事案等の原因を分析する。

なお、予め付言すると、本調査においては、石田会長による a 氏に対するプレッシャーが直接の原因で本事案や類似事案が発生したと認めるに足る客観的な資料は確認されていない。

(1) 経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢・言動

JPX が公表している「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の原則 1「実を伴った実態把握」において「自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握する。明文の法令・ルールへの遵守にとどまらず、取引先・顧客・従業員などステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた業務運営の在り方にも着眼する。その際、社内慣習や業界慣行を無反省に所与のものとせず、また規範に対する社会的意識の変化にも鋭敏な感覚を持つ。これらの実態把握の仕組みを持続的かつ自律的に機能させる。」とのプリンシプルが示されているとおり、上場企業には、法令遵守のみならず、社会の公器としての高度な倫理観を持った企業経営が要求されるのであり、上場企業の経営トップにはこれを全うすべき責務がある。

前記第 3.3 において指摘したとおり、TSHD グループ各社の代表取締役である石田会長は、上記のような高度な倫理観を持つべき上場企業たる TSHD のトップでありながら、自らが主導したかどうかまでは明らかとはならなかったものの、新規発覚事案における企業会計上の不正行為に重要な関与（石田会長自らの供述に基づいても、a 氏が脱税ともいうべき働きかけを持ち掛けた際に、これを制止することはなく、むしろ取引先も巻き込んでこれを実行している。なお、石田会長は、当委員会によるインタビューに対して、これを「見解の相違である。」などと述べて正当化しようとする供述をしており、自らの非を認める態度は示されなかった。）があった。そして、石田会長は、新規発覚事案への関与について、「節税の範囲内だと思った」と供述しているが、役務提供の期間に対応しない期間に費用を計上させることは、会計上、税務上共に認められるものではなく、「節税」とは明らかに評価できない行為に加担している点において、コンプライアンス意識が欠如しているといわざるを得ない。

そのうえ、石田会長は、新規発覚事案に自らも関与しながら、「a 氏がやったこと」などと、自らには何らの非がないかのような発言をしており、自らの責任を自覚する発言はなかった。

さらには、従業員ですら当委員会による私用デバイスの提供を快く応じたにもかかわらず、（その真偽は明らかでないものの）規制当局による調査において携帯電話に不具合が生じたと述べ、TSHD グループにおいて短期間で二度にわたる第三者委員会が設置されているという企業経営上の重大な局面に至っており、当委員会の調査に全面的に協力することが TSHD グループの再生の第一歩であるにもかかわらず、私用デバイスの提供を拒絶するという態度を示している（なお、最終的には規制当局の指摘を受けて、機種変更後間もないデバイスの提供に応じたことは前述のとおりである。）。

その他、2025 年に実施された国税庁による税務調査において、2021 年に石田会長に対して支給された役員退職慰労金について、退職金認定を否認され、TSHD において追

加の納税負担が数億円程度生じている。石田会長に対する役員退職慰労金の贈呈については、TSHD 取締役会決議に従い第 35 期定時株主総会に上程され、同株主総会において株主の賛同を得て支給されたものであり、石田会長個人の判断でされたものではないが、このようなキャッシュアウトをもたらしたことは少数株主とっても非常に不利益なものであり、その事情について、少数株主を含むステークホルダーに対して説明することはもちろん、自らの責任の在り方、再発防止策の検討なども含めて検討するのが、誠実な上場企業のトップとして採るべき行動であると考えられる。しかしながら、石田会長は、当委員会によるインタビューにおいて、この点について、「見解の相違であり、少数株主に対しては説明すればよい」などと述べるに留まり、少数株主への配慮が感じられない態度を示している（なお、上記の役員退職慰労金の退職金否認に伴う追加の税負担等に関しては、セグメント利益には影響しないものの、別紙 5 記載の誤謬一覧において指摘している。）。

このような石田会長の姿勢・言動は、不特定多数の株主がステークホルダーとなる上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠いているものと評価せざるを得ない。

本事案や多数の類似事案に石田会長が直接関与したものではないとしても、当委員会としては、このような事案を発生させた根源的な原因は、TSHD グループの経営トップである石田会長の上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠いた姿勢・言動にあることは指摘せざるを得ないものと判断しており、このような石田会長の姿勢・言動が、後述するガバナンスの機能不全等の根幹にあるものと考えられる。

(2) ガバナンスの機能不全

TSHD グループにおいては、石田会長が関与した不正行為や他の役員及び従業員が関与する不正行為の存在が発覚しており、TSHD グループの経営陣から末端の従業員に至る全てのプロセスにおいて、不正な行為を不正であると認識したり、不正行為を検知したりすることができていないなど、TSHD グループ全体においてガバナンスが機能していない状況が明らかとなった。

その石田会長が、TSHD グループ各社の代表取締役の地位にあり、TSHD に対する直接又は間接の株式保有を通じた影響力も含め、グループ全体に対して非常に強力な影響力を有しており、役職員や従業員へのインタビューによれば、石田会長の指示や叱責に恐怖心を抱いている者も多い。

これは本調査の過程で明らかとなった社内資料等の改ざんからも見て取れ、正確な数字を石田会長に報告できないと考えている役職員がおり、その理由に前回委員会が指摘

した石田会長のプレッシャーがあったかどうかは本調査においては定かではないものの、石田会長の役職員とのコミュニケーションの在り方が、社内で正確な数字を報告できない風土を形成してしまった可能性は否定できない。

前回調査中も不正は横行しており、前記第3.2.(3).ウ.(ア).d記載のとおり、在庫の水増しが発覚した際には、二次代理店の在庫について、単に水増し分を取り消すのではなく、水増し見合いの在庫に対応する売上を立てて二次代理店の在庫の水増し自体を隠蔽しようとするなど、前回調査を受けたコンプライアンス意識の改善の姿勢が見受けられなかった。

このように、TSHD グループは、長い年月をかけて、上場企業のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠く姿勢・言動をとる石田会長の下、TSHD グループ全体にコンプライアンスや上場企業としての倫理観を軽視するマインドが形成されてしまい、経営陣に対して報告する内容は、社内資料や決算資料を改ざんしてでも良い内容にしなければならない、と考える役職員を生み、その結果、TSHD グループにおいて不正が蔓延する結果をもたらしていると考えられる。そして、取締役会、監査役会、内部統制、内部監査手続の機能不全がこれらの不正の横行を許した原因となっていると評価せざるを得ない。

以下においては、当委員会が認識したガバナンス上の具体的な問題点を指摘する。

ア 取締役会の機能不全

前回調査報告書においても取締役会及び監査役会の実効性の欠如については、指摘されており、本調査において発覚した事案の発生原因にも同様に妥当するものであるが、当委員会として、新たに、議事録の作成プロセスの異常性があったことを指摘する。

すなわち、かつての TSHD の取締役会においては、通常、取締役会の会議資料は当日配布され、事前に議題について検討することなく行われており、取締役会の議事録が当該取締役会の当日に用意されており、当日これに押印して作成されるという運用がされており、取締役会議事録を閲読しても、取締役会における意見交換の状況は確認できないものであった。

このような運用では、取締役会における議論の状況を事後的に検証が困難になってしまい、取締役会における議論の内容も重要であるが、その手続においても問題を抱えていたと評価せざるを得ない。

但し、改善報告書において、議事録の在り方についても改善を加える旨報告されて

おり、実際に、改善報告書提出後の取締役会議事録においては、役員間の議論の状況が記載されており、この点については、改善施策が進捗しており、今後の取締役会の機能強化が期待される。

イ 内部統制の機能不全

決算財務報告プロセスに係る内部統制では、仕訳の承認統制及び職務分掌に重大な整備・運用上の不備が認められ、虚偽記載が発生するリスクに対する防止・発見能力が著しく低下している。

例えば、承認タイミング・頻度・遅延時の代替手続についての標準承認ポリシーが不足しており、本来、日次・月次で行うべき仕訳承認が期末に一括承認される運用が恒常化していることで、不適切仕訳の早期発見の機会を喪失している。また、経理担当者が自己起票・自己承認を行った事例を複数確認しており、例外運用の記録・承認・頻度管理が行われておらず、牽制の実効性が喪失している。

また、業務プロセスに係る内部統制についても、整備・運用上の不備が散見される。例えば、本事案に関連する代理店精算について、代理店精算業務の実態といわゆる J-SOX3 点セットとの対応関係が断絶しており、虚偽記載が発生するリスクに関する見直しが行われていない。なお、本事案において、複雑な過程を経て代理店精算書が作成されているにもかかわらず、端末に対する手数料上乘せに関して二重計上や単価設定の誤りなどに関連した虚偽記載が発生するリスクは一切認識されていなかったことを付記しておく。

このように、決算財務報告プロセスに係る内部統制や業務プロセスに係る内部統制において、その設計、整備、運用状況の各段階で不備が散見され、不正行為が横行することを回避できなかったものといえる。

ウ 内部監査室による監査手続

前記第 2.2. (5) 記載のとおり、TSHD の内部監査規程上、会計監査、業務監査、組織・制度監査を実施することとされており、上場企業の内部監査室として当然必要となる機能であるが、TSHD の内部監査室による内部監査手続においては、会計監査及び組織・制度監査は実施されておらず、業務監査もモバイル直営事業の直営店とリゾート事業のゴルフ場及び店舗について、監査チェックリストに基づき実施されるにとどまっており、内部監査手続自体不十分なものとなっている（それにもかかわらず、業務プロセス評価は実施したことになっている。）。

また、監査チェックリストに基づく業務監査についても、在庫管理や現金管理について、内部統制上の業務記述書に一定の記載があるものの、各人が準拠すべき明文の

ルールを欠いており、チェックの方法自体も慣習や一般常識との整合性に留まっており、曖昧不明確な運用となってしまうている。また、直営店とゴルフ場以外の不動産事業やモバイル代理店委託事業を含む本社機能への内部監査が行われていない。

前回調査以降、内部監査室の人員を増加するなどの改善措置が講じられているが、内部監査室による内部監査プロセス自体、不正行為を検知するには不十分なものであり、これが不正行為の機会を提供したものといえる。

エ 社外役員の機能不全・役員選任プロセスの不透明性

当委員会による社外役員に対するインタビューにおいて、社外役員の一部からは「意見を述べたとしても、石田会長が聞かないから言わない」などと社外役員としてあるまじき発言があった。

前回調査においては、取締役会及び監査役会の実効性欠如という観点からの指摘であったが、このような態度を示す社外役員は、社外役員としての最低限の職責を果たせていたか疑問を呈せざるを得ず、その点において、社外役員としての適性にも問題があった可能性も否定できない。

この点、かつての社外役員の人選は、主に石田会長との個人的な関係から選任されているとのことであり、当委員会によるインタビューにおいて、「座っていればいいから」という石田会長からの言葉を受けて社外役員就任を了承したとの発言もあった（なお、当委員会は、実際に石田会長からこの発言があったと認めるものではない点を付言する。）。

役員の人選の透明性が求められる今日においては、このような役員人事の決定プロセスでは、TSHD において職責を果たし得る適切な役員を選任できない可能性も否定できず、本調査において検出された事案が発生する機会を提供した一因と考えられる。

(3) コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足

前回調査報告書において、「会社全体のコンプライアンス意識の不足」が指摘されていた。それにもかかわらず、前回調査の実施中や前回調査後においても、利益調整等の不正行為が横行しており、利益調整に関する行為等を不正であると認識することができない状況に陥っていた。

これは、特に a 氏が関与する部署に新卒から配属された従業員は、a 氏が日常的に社内資料や決算資料の調整や改ざんを指示していたことから、そのような行為が会社内において行われることは当然であると理解してしまい、これにより当該従業員において、社内資料や決算資料の調整や改ざんが不正行為であるとの認識が欠如していたのである。

また、新規発覚事案に関する指示を受けた従業員も、帳尻が合えば問題ないと考え、利益の帰属時期を調整することに伴う税負担の変化についての理解も欠いており、新規発覚事案に関する行為が不正行為であると認識できていなかった。

なお、本調査の過程で TSHD グループ各社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部（一部）証明書を取得したが、TSHD グループ各社において、役員の異動が生じた際などに必要な役員の変更登記申請を会社法上の法定期限を徒過して行われていることが判明した（2025 年 7 月 29 日開催の第 39 期定時株主総会後の最新の役員の状況は、同年 8 月 19 日時点では反映されていなかった。）。TSHD グループにおいては、狭義のコンプライアンスである法令遵守についても遵守されていない状況が存在するのである。

これは、後述する、バックオフィス機能の脆弱性も相まったものであると思われるが、法令や内部規程に基づく事業運営・業務遂行をするというコンプライアンス意識が根付いていないことの証左であるといえる。

このような意識は従業員においても自覚されており、改善報告書において指摘されている「全従業員を対象とした社内アンケートの実施」の施策として実施されたコンプライアンスサーベイによれば「会社には、コンプライアンスを重視する文化が根付いていると思いますか？」との問いに対して「あまり思わない」が24.3%、「思わない」が24.3%と半数近い回答者が否定的な回答を示している。

[REDACTED]

(4) 組織風土

従業員向けのアンケートには以下のような回答があり、従業員は TSHD グループの組織風土への不満が広がっていることが窺われる。

- ・ 石田会長からの売上、利益に対するプレッシャーは相当のものと感じます。現行の取締役は全員退任のうえ企業再生を図るべきと思います。
- ・ 会社の業務が多くて残業することがあまりに多く、帰るのも遅いです。社員が少なく、1人でやっているときの重圧が大きい。
- ・ 人材不足による対応出来る社員への業務の集中の改善が必要。また、その者が退職した事による業務のしわ寄せが多い。
- ・ 会社指示で休みになったところに有休を使用するのはやはりおかしく、今後の改善を希望します。社員の出勤は守らなければ今後誰も入ってこなくなります。
- ・ 代表権を2人が持つことになったとしても、平等に同じ力を持つことにならなければ意味がないと思う。また、残業代の制度等も明確に記載する必要があると感じるとともに、見直しも必要であると思う。
- ・ 休みが少なく、拘束時間（12時間～14時間）が長い。月20～40時間の職務手当を越した場合サービス残業状態。人は減り仕事量は増えてる・上からのいじめのパワハラ発言等で精神的苦痛がある。
- ・ 私たち社員も会社を、一生懸命働いております。どうか威圧的、暴力的な発言控えて頂きたいです。新入社員、中堅社員が先を見通せるような環境を整えて頂きたいです。これからも尽力いたしますので宜しくお願い致します。
- ・ 賞与について社内規定にあるような基準ではなく、個人攻撃のような形で正当な評価をされていない方がいます。
- ・ 業績が芳しくないという理由があり社員全体に対して一定の割合で賞与を減額するという事ならば納得致しますが、社内規定に定められている評価期間内に会社に損害を与えるようなことや、公序良俗に違反するようなことをしていないにもかかわらず、賞与の支給が【0円】というのは不当な評価であると考えます。もちろん契約内容にも賞与有りと記載してありますので、早急な改善を要求します。

労務管理上の問題については、本調査の対象ではないため、当委員会は、前提となる事実関係についてを調査していないが、上記のとおり、TSHD グループの従業員に対するアンケートによれば、労務上の問題が存在する可能性も示唆しており、これが真実である場合には、労務上の問題も相まって、経営陣と従業員との間の信頼関係が欠如してい

るものと思われる²⁸。

[REDACTED]

[REDACTED]

このような組織風土が、経営陣に対して自由に発言できない環境を作り出している一因とも考えられる。

(5) バックオフィスの脆弱性

バックオフィスは慢性的な人手不足となっており、一人の従業員が場合によっては当該従業員の能力を超えた業務分担を強いられ、その結果、業務上の誤りが生じるきっかけとなっていると考えられる。

なお、会社法上の登記手続の法定期限を遵守できていない点から、法務・コンプライアンス関係の機能も脆弱な状況が窺われる。TSHD の業務分掌規程によれば、法務に関

²⁸ なお、TSHD グループにおいては、社員紹介ポイントという TSHD グループでの携帯電話の新規契約やゴルフ場利用に友人を紹介した場合にポイントが加点される制度がある。しかしながら、月間目標ポイントを達成できない従業員（なお、営業部の従業員のみならず、管理部の従業員も適用対象である。）については、賞与の支給額に影響を及ぼすため、その他事業において販売する「超軟水うるり」を購入することによりポイントを補填する（その他、赤の他人の顧客に友人として紹介を受けたことにしてポイントを稼ぐもの者もいるとのことである。）ことが行われており、かかる購入代金は給与から社内販売との控除項目として天引きされることになっているとのことである。このような制度の労働関連法規との適合性については本調査における調査対象ではないが、社員紹介ポイント制度は従業員の TSHD グループの売上貢献へのインセンティブを提供するものではなく、ノルマを課す制度となっておりとも評価し得る事情であり、従業員がノルマ達成のために必ずしも適切ではない行動に走らせてしまっている可能性もある。

²⁹ [REDACTED]

連する事項は総務人事課の分掌であるとされているが、実際の総務人事課の主な業務は人事関連の業務とのことであり、内部監査室において契約書のリーガルチェック等の対応を行うことがあるとのことであるが、法務機能がどの部署に位置付けられるかが不明確となってしまっている。

(6) 業務運営における透明性の欠如

日常的な業務の中にも不正の介入を許す要素が多数発見されている。その特徴として、日常的な業務において、作業の履歴やどのような検討を経て業務が行われたかが事後的に確認できないことがあるなど、業務運営に透明性がない点が指摘できる。以下はその一例であるが、下記以外にも業務運営に透明性がない要素が存在する可能性は否定できない点には留意されたい。

ア 業務ツールの問題

代理店精算業務、在庫管理といった業務の多くはExcel ファイルなどの改ざんが容易に可能なツールにより行われている。

キャリアの精算データがExcel ファイルであることから、TSHD グループにおいても同様のファイルを用いることはやむを得ないし、仮に何らかのソフトウェアを導入するとしても、コストがかかるものであるため、Excel ファイルを用いることを全否定することはできない（むしろ、この点は業界全体で改善を検討すべき事項とも考えられる。）。

しかしながら、代理店精算業務など非常に複雑な業務をExcel ファイルにより手入力で管理することにより誤りが混入しやすく、本調査で検出された多数の誤謬の原因となったことは否定できない。

イ 業務上のルールの不存在

代理店精算業務を筆頭に、非常に複雑な業務についても、公式の明文のマニュアル等が存在せず、特に代理店精算業務に関するノウハウは属人的に帰属している³⁰。

そのため、代理店精算業務の引継ぎも口頭により行われたことで、正確な代理店精算業務の引継ぎが行われず、多くの誤謬をもたらした。

そのほか、TSHD の人件費負担割合に基づき決定した各子会社の業務負担費用を適時に見直しせず、そのまま各子会社が費用計上する運用があり、業務委託費用額の妥当性に対して判断が困難な環境にあった。また、しかるべき責任者（a 氏）が費用額の妥当性を十分に確認していなかった。その、背景としては、人件費負担割合に応じ

³⁰ 当委員会は、本調査において、代理店精算の再計算を実施したが、代理店精算業務に精通しているのはc 氏のみであったため、かかる再計算にはかなりの時間を要した。

て変動する業務委託費の流動性を利用した不適切な操作がしやすかったことも要因と考えられる。

また、TSHD グループ間の付替えに関しては、連結財務諸表の作成プロセスが複雑であることから、その複雑性を利用して、質問を受けにくく、都合のよいセグメント損益作成が容易であった。

このような業務上のルールが存在しないこと自体、業務運営の不透明性の基礎となってしまう可能性がある。

ウ コミュニケーションの取り方

石田会長からの重要な指示が「アポ」の名の下、口頭での情報共有や指示が行われ、その議事録も残されないことから、各種業務と石田会長の関わりが事後的に検証できない状況になっている。

また、TSHD グループと取引先との間でも、重要な連絡や不正に関わる連絡が電話を通じたものになっていることがあり、そのような連絡についてはドルフィン上も記録が残されないことも多い。

本調査において多数の類似事案が発見されたのは、デジタル・フォレンジック調査において従業員の私用デバイスの業務上のコミュニケーションを確認できたことが大きな要因であるが、TSHD の立場で、役職員の私用デバイスをチェックすることは困難であるため、私用デバイスを用いた業務上の連絡を許容してしまうと、役職員の個別の承諾が得られない限り、社内調査により不正行為の事実関係を明らかにすることが困難となる可能性がある。

このように、不正行為に関する業務上の連絡について私用デバイスを利用することにより不正等に関する連絡を隠蔽することが可能となっており、しかも、調査しようとする調査が及ばないため、追跡可能性がなく、不正行為を犯しやすい環境となっている³¹。

以上のような日常的なコミュニケーションの方法が、不透明で事後的な検証に耐えない形で用いられており、不正行為の温床となっている。

³¹ なお、TSHD グループの決算に関わる情報など、非常に秘匿性の高い情報が私用デバイスの LINE などによりやり取りされており、上場企業として求められる情報管理の体制に問題があるともいえる。本調査とは直接の関係はないものの、機密情報の管理体制についても検討すべき事項である。

エ 仕訳起票の在り方

前記第 2.3 において指摘したとおり、仕訳の起票後に承認が適時にされておらず、承認がなされないまま四半期決算が締められることがある。

その結果、期末決算締直前に仕訳の修正が散見され、そのような仕訳の修正によって利益調整が行われてしまっている。

このようなプロセスでは、修正仕訳が入れられる背景事情を不透明なままとすることも可能となってしまうため、仕訳起票の在り方についても不正を許す一因となったと考えられる。

オ ずさんな債権管理

本事案による売掛金の過大計上により、長期間にわたり未回収の売掛金が計上され続けてしまっていた。

TSHD グループにおいては、長期滞留債権を管理する仕組みがなく、長期間にわたり未回収の売掛金が存在したとしても、本事案の売掛金のように見過ごされてしまうことがある。

このような債権管理上の問題を抱えており、債権回収について責任者も不在であることも本事案が検出されなかった一因であるといえる。

第 7 再発防止策の提言

1. 前回調査後の再発防止策の内容と実施状況

(1) 前回委員会による再発防止策の提言

前回調査報告書によれば、前回調査の対象とされていた不適切な会計処理であるキャッシュバックの調整に関して、以下の再発防止策の提言が指摘されている。その具体的な内容については前回調査報告書を参照されたい。

- ① リーダーシップ・コミュニケーションの再考
- ② コンプライアンスを徹底した経営姿勢
- ③ 取締役会及び監査役会の実効性確保
- ④ 担当取締役の職責の見直し（適切な分掌）
- ⑤ 内部監査室のモニタリング機能の向上
- ⑥ 経理規程の策定と継続的な見直し
- ⑦ 有効な内部通報制度の構築

(2) TSHD における再発防止策の検討

前回委員会による報告を受けて、TSHD は、2025 年 4 月 15 日付けで JPX から、適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記

載した報告書の提出を求められた。

これを受けて、TSHD は、2025 年 5 月 16 日付け「東京証券取引所への『改善報告書』の提出に関するお知らせ」と題する適時開示において、改善措置を実施することを報告している。その具体的な概要は下表のとおりであり、具体的な内容は当該適時開示を参照されたい。

改善措置			実施時期
会長権限の縮小	✓ 石田会長の TSHD 社長の地位辞任		2025 年 7 月
	✓ 取締役会規程及び職務権限規程の改訂		2025 年 9 月
グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成	✓ コンプライアンス研修プログラムの実施		2025 年 7 月
	✓ 行動指針（トーンホールディングス行動指針）の再確認及び周知		2025 年 7 月
	✓ コンプライアンスメッセージの社内定期発信		2025 年 7 月
	✓ 全従業員を対象とした社内アンケートの実施		2025 年 7 月
取締役会及び監査役会のガバナンス機能の強化	✓ 取締役会の権限強化		2025 年 9 月
	✓ 役員体制の強化	・ 新任役員の招聘	2025 年 7 月
		・ 役員選任基準の策定	2025 年 9 月
	✓ 監査役監査の実効性のある運用		2025 年 7 月
	✓ 日本監査役協会への加入		2025 年 6 月
	✓ 監査法人との連携強化		2025 年 5 月
	✓ 監査役監査の実効性のある運用		2025 年 7 月
	✓ 取締役会及び監査役会の議論の活性化		2025 年 4 月
	✓ リスク・コンプライアンス委員会の設置		2025 年 7 月
職務権限規程の改訂及び業務プロセスのチェック機能の強化			2025 年 9 月
内部監査機能の強化	✓ TSHD の内部監査室機能拡充	・ 内部監査室専任スタッフの増員	2025 年 3 月
		・ 各店舗チェック事項の再検討	2025 年 8 月
	✓ 内部通報窓口の実効性の向上		2025 年 9 月
グループ全体の経理規程の策定及び経理機能の強化			2025 年 9 月

これらの改善措置については、本調査の基準日時点においては、予定とおり進捗して

いるとのことである。

上記改善措置は、前回調査の結果を受けた改善措置としては、TSHD グループにおける再発防止策として機能し得るものと思われるものの、後記2のとおり、本調査により検出された事項を前提にすると、別の観点からの改善措置を講ずることも検討が必要となる。

2. 本調査における原因分析を踏まえた再発防止策の提言

(1) 抜本的なガバナンスの改善

前記第6.2.(1)において指摘したとおり、TSHD グループの経営トップである石田会長について、上場会社のトップとして要求される高度な倫理観、備えるべき誠実性を欠く姿勢・言動をとっていたといわざるを得ず、新規発覚事案について、石田会長が主導したか否かにかかわらず、自ら新規発覚事案に関与したこと自体からその責任は重大であるといわざるを得ない。

また、長年にわたり、TSHD グループ全体のガバナンスの機能不全を認識せず、むしろ自ら会計上の不正行為に関与しながら、何らの対策を講じてこなかった点や、新規発覚事案に関する自身の責任を自覚する発言がなかった点において、上場企業のトップとして有すべき高度な倫理観や誠実性について相当の疑問を呈さざるを得ない。

このような状況においては、石田会長と同格の代表取締役として雅文氏を選任したり、内部統制の再構築をしたりしても、TSHD グループにおける根本的な問題の解決には至らない可能性もあると考えられる。

そのため、当委員会は、TSHD グループにおいて問題の根本的な解決をするためには、抜本的なガバナンス改革が必要であることを提言する。

具体的には、石田会長において、新規発覚事案に自ら関与したことに対する責任は当然のこととして、本事案や類似事案の発生を許してしまったことについての責任を強く自覚するとともに、TSHD グループとして、考え得る抜本的なガバナンス改革を早急に検討すべきである。例えば、石田会長の代表権を維持したままで抜本的な改革をなし得るのかという観点から、石田会長の代表権を維持するか否か、役員としての地位を維持するか否か、TSHD 株式を直接又は間接に保有することによる影響力を維持するか否かを含め、あらゆる改善施策を選択肢から外すことなく、社外役員の意見はもちろん、あらゆるステークホルダーの意見を尊重して検討し、実行することが強く望まれる。

(2) 役員選任プロセスの透明化

TSHD の役員にふさわしい知識・経験・能力が備わった者が役員に選任することができるよう、役員選任のプロセスを透明化することも求められる。

この点について、改善報告書によれば、2025 年 9 月までに役員選任基準を策定することであるため、これにより役員選任のプロセスの透明化も図られると考えられる。

TSHD においては、役員選任基準を策定した場合には、同基準の運用を励行することにより、適切な役員が選任されることを担保し、経営陣に対するけん制を働かすことができる体制が構築されることを期待する。

(3) 内部統制の再構築

前記第 6.2. (2). イにおいて指摘したとおり、決算財務報告プロセスに係る内部統制や業務プロセスに係る内部統制において、その設計、整備、運用状況の各段階で不備が散見されている。

業務プロセスに係る内部統制では運用上の問題を抱えるだけでなく、代理店精算に関して、虚偽記載が発生するリスクを把握しきれていないなど、整備上の不備も見られる。

また、コンプライアンス意識に関する問題点も存在することから、全社的な内部統制においても重大な課題を抱えていることが分かる。

そのため、内部統制については、抜本的な改革を要するものと考えられるため、全社的な内部統制から個別の業務プロセスにおけるリスク分析を再検討し、内部統制を再構築しつつ、定期的な見直しを図るなど、実効性のある内部統制を再構築されたい。

(4) 内部監査室による監査手続の見直し

内部監査手続については、改善報告書においても、「TSHD の内部監査室の機能拡充」の項目において、主にモバイル直営事業における直営店舗に係る内部監査手続における実地の業務監査の拡充の方針が示されている。

しかしながら、前記第 6.2. (2). ウにおいて指摘したとおり、本調査の結果、本事案や類似事案が管理部経理課において横行しており、本社機能に係る業務監査が実施されないことが、これらの事案の検出を妨げた（逆に言えば、不正を犯す機会を与えた）と考えられるため、内部監査手続は、直営店舗の監査手続の見直しだけでなく、抜本的に改革が必要であると考えられる。

内部監査手続の抜本的な改革には、時間とコストがかかると思われるが、上場企業としてあるべき内部監査手続を再構築することが TSHD グループの立て直しのためには必須であると考えられるため、十分に斟酌されたい。

なお、TSHD 内部監査室からは当委員会宛てに、「内部監査活動への不当な干渉」、「経営層による責任回避的態度と情報統制」、「監査室の孤立化と委縮」といった内部監査室が考える内部監査室としての問題点の報告があった。当該報告は、前提とする事実関係及びその評価が当委員会において全て認識できているものではないため、当委員会においてその可否を検証していないが、経営陣と内部監査室との間で信頼関係が構築されておらず、その結果内部監査室が有効に機能していない状況が窺われる。

内部監査室は、代表取締役直属の組織とされているが、代表取締役と内部監査室の間で信頼関係が構築されていないと、内部監査室による内部監査手続にも影響を及ぼしかねないため、両者の信頼関係の再構築や場合によっては内部監査室の組織上の位置付けを再検討する等、社外役員も交えて内部監査室とも真摯に意見交換し、TSHD グループにとって最もよい経営陣と内部監査室との関係性を検討されたい。

(5) コンプライアンス意識の改善

コンプライアンス意識については、前回調査報告書においても「コンプライアンスを徹底した経営姿勢」との再発防止策の提言があり、改善報告書においても、「グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成」との項目において、①コンプライアンス研修プログラムの実施、②行動指針（トーン・ホールディングス行動指針）の再確認及び周知、③コンプライアンスメッセージの社内定期発信、④全従業員を対象とした社内アンケートの実施という具体的な改善施策が示されている。

これらの改善施策は予定とおり進捗しているとのことであり、引き続きこれらを実施することにより、役員及び従業員一人一人にコンプライアンス意識が強く根付くことが期待される。

但し、本調査で明らかになったとおり、石田会長も関与した不正行為が検出されていることから、コンプライアンス意識が欠如した経営陣からのメッセージでコンプライアンスを徹底する方針を示したとしても、従業員の理解が得られない可能性がある。

そのため、経営陣からの改革の意欲が従業員一人一人に腹落ちする形で浸透するよう、今一度経営陣から、自らの責任やコンプライアンスに対する意識が欠如していたことを自覚し、従業員と同じ視点に立って、コンプライアンス意識を改革するとの決意を表明することも検討すべきである。

TSHD グループ全体にコンプライアンスを重視する文化が根付いていないとすると、本事案等にみられたような不正行為が横行してしまうのも無理からぬことであり、これは本事案等に関わった者のみの責任とするのではなく、経営陣を含む TSHD グループ全体が丸となって再発防止に取り組む必要があると考えられる³²。TSHD グループ全体でのコンプライアンス意識の再構築が行われることを期待する。

なお、本調査を通じて、企業会計に携わる管理部経理課における企業会計や税務処理

³² 本事案等の関与者の法的責任を追求することも考えられる（当委員会において、本事案等への関与者の法的責任については何ら検討していないが、仮にこれを追求するのであれば石田会長の法的責任についても検討すべきということになるであろう。）が、本事案等の関与者の法的責任を追及することが TSHD グループが抱える課題の根本的な解決にはなり得ないことは言うまでもない。

等に関する理解が不十分であることが判明しているため、役員も含めて、企業会計や税務処理に関する知識を補充する必要がある点も付言する。

また、法令遵守はもちろん、社内規程が既に陳腐化していたり、現実の業務が社内規程と離れた運用となってしまうなど、日々の業務をルールに従って行うという基本的な業務遂行の規範的意識を改めるためにも、まずは、陳腐化している社内規程を改正するとともに、社内規程に則った業務運営を励行されたい。なお、会社法上の登記事項の変更登記申請の法定期限を遵守できていない点から、基本的な法令遵守のための体制・ルール等が構築できておらず、法務機能は相当程度脆弱であることが窺われるため、将来的には法務機能を担う事業部門を設置するなど、法務機能を充実させることも検討されたい。

(6) 企業風土の改善

当委員会による従業員向けのアンケートやコンプライアンスサーベイを通じて、労務上の問題を含めて、従業員において、不満や経営陣に対する信頼を失っている可能性が検知された。

TSHD の 2024 年 4 月期の有価証券報告書によれば、「『人材』を価値創造、競争優位の源泉と位置づけ、人材に投資することで、『人材が育ち、人材で勝つ会社』を目指します。『人材』の価値を高めることで、組織能力を向上させ、事業を強くし、事業戦略の実現および当社の持続的成長・価値向上を実現して参ります。」とのサステナビリティに関する考え方が示されているが、残念ながら [REDACTED]、この考え方が結果に表れていないとも考えられる状況が見受けられる。

上記の有価証券報告書に記載されたサステナビリティに関する考え方を実行に移すべく、360 度評価を実施するなど、経営陣が従業員からどう見られているかを確認し、従業員と同じ目線で、全役職員がコンプライアンスを重視する文化を根付かせ、TSHD グループの再建に注力されたい。

(7) 権限・職務分掌の見直し

特に代理店精算業務については、管理部門である管理部経理課が担当しており、本来であればバックオフィス機能であるにもかかわらず、代理店精算業務を一手に引き受けているため、モバイル代理店委託事業の損益責任の所在が不明確になっていた。

管理部経理課はあくまでバックオフィス機能に専念させる観点から、代理店精算業務を営業部門の責任とし、経理課は代理店精算書の検証を担当するなどの権限分掌の整理を検討されたい。

また、伝票入力者と承認者の職務分掌を徹底し、役員に伝票入力や修正の権限を与え

ないことも考えられる。

さらに、決算の締め日を明確化し、締め日以降に入力される仕訳については内部監査部門など会計数値にコミットしていない部門が確認するなどの体制を構築するのにも一考に値する。

(8) 業務プロセスの透明化

前記第 6. 2. (6)において指摘したとおり、TSHD グループは、業務プロセスに透明性を欠いているという課題を抱えているものと思われる。

今後同じように不正行為や誤りが起きないようにする再発防止策の一つのアイデアとして、日常業務に透明性をもたらすと考えられる施策等の例を以下に掲げるが、TSHD においては、日常業務に透明性をもたらすことができるよう、創意工夫によりこの問題点についての改善施策を検討されたい。

- ✓ 代理店精算業務や在庫管理、連結会計について、IT システムを導入するなど手入力による作業を極力削減し、誤りや不正が介入する余地を削減する。例えば、連結会計については、変更履歴、承認ワークフロー、アクセス権限管理を備えた専用の連結会計システムを導入し、連結財務諸表作成プロセスの透明化を進めるとともに、基礎データとの不一致を防止する。
- ✓ 代理店精算業務、在庫管理等の業務マニュアルを整備し、ノウハウを属人的に帰属させない。
- ✓ E 社との取引を含め、すべての取引の発注依頼は購買部門や現場の担当から提出し、ドルフィン上で承認を受ける仕組みを構築し、口頭で発注し、システム上で履歴が残らないような形で実施される取引が発生しない仕組みを構築する。
- ✓ 取引はもちろん、重要なコミュニケーションや合意事項については全て書面（業務用のメール等の電磁的記録を含む。）又は議事録等を作成（二次代理店含む取引先との間の合意事項（既に締結されている基本契約等から外れる合意事項も含む。）について契約書や合意書を作成することを含む。）し、記録を残すこととし、私用デバイスを用いた業務上の連絡を禁止又は制限するなどルールを設ける。
- ✓ 債権債務の管理体制を構築する。

以 上

インタビュー対象者一覧

(役職はインタビュー当時)

TSHD グループ関係者		
①	TSHD 代表取締役会長兼社長	石田 信文
②	TSHD 取締役営業部統括本部長	石田 雅文
③	TSHD 取締役副社長兼管理部長	旭 萌々子
④	TSHD 取締役管理部長 (財務担当)	石田 ゆかり
⑤	TSHD 社外取締役	
⑥	TSHD 社外取締役	深谷 隆雄
⑦	TSHD 常勤監査役	
⑧	TSHD 監査役	加藤 悦生
⑨	TSHD 社外監査役	
⑩	TSHD 社外監査役	鈴木 真司
⑪	TSHD 管理部経理課	
⑫	TSHD 管理部経理課	b 氏
⑬	TSHD 管理部経理課	
⑭	TSHD 管理部経理課	
⑮	TSHD 管理部経理課	
⑯	TSHD 管理財務課	
⑰	TSHD 管理財務課	
⑱	TSHD 管理財務課	
⑲	TSHD 管理部経理課	c 氏
⑳	TSHD 派遣社員	
㉑	TSHD 管理部経理課	
㉒	TSHD 営業部リゾート事業課	
㉓	TSHD 営業部モバイル事業課	
㉔	TSHD 営業部リゾート事業課	
㉕	TSHD 営業部リゾート事業課 [redacted]	
㉖	TSHD 営業部不動産事業課	
取引先		
①	A 社	代表取締役 [redacted] [redacted]
②	B 社	代表取締役 [redacted]

③	C 社	代表取締役		
監査法人				
①	監査法人 A	公認会計士 公認会計士 公認会計士 公認会計士		
②	B 監査法人	公認会計士 公認会計士		

デジタル・フォレンジック調査の概要

当委員会は、調査補助者であるデジタル・フォレンジック専門家に指示して、本調査に関連する PC、ファイルサーバー、メールデータ及び業務連絡に利用された私用モバイル機器を対象にデジタル・フォレンジック調査を実施した。

また、当委員会は調査初期段階において、不正に関するやりとりは「私用スマートフォン内の LINE」「口頭」の 2 パターンで行われていたことを認識し、本調査の網羅性を早期に把握する必要があったことから、メールデータ等をレビューするデジタル・フォレンジック調査に加え、LINE の内容にフォーカスした集中レビューも実施した。

1. データ保全

(1) TSHD の貸与 PC

当委員会は、本調査に関連する TSHD 本社管理部経理課及び同社管理部財務課に所属する調査対象者 8 名に貸与される業務 PC のデータについて、保全を実施した。

(2) ファイルサーバー

調査対象者に貸与される業務 PC のカレントユーザーデータ (C:\Users\ユーザー名の配下にあるデスクトップやドキュメントフォルダなどに保存されたファイル) は、TSHD 管理部ファイルサーバーに自動的に同期、保存される設定となっていた。

TSHD 管理部ファイルサーバーに同期されたカレントユーザーデータについては、TSHD によりコピーされたデータを当委員会が受領し、保全を実施した。

(3) メールデータ

TSHD はメールシステムとして Gmail (独自ドメイン) を利用しており、業務 PC のメールソフト「Outlook」のほかに、Google アカウントにもメールデータが残る運用となっていた。

当委員会は、調査対象者の Google アカウント情報の提供を受け、各アカウントからメールデータをダウンロードする方法で保全を実施した。

(4) 私用モバイル機器 (LINE/SMS)

TSHD では原則として、役職員以外の社員に対して、携帯電話やスマートフォンのモバイル機器を貸与していないが、本調査のインタビューにおいて、a 氏からの業務指示を私用の LINE や SMS で受けることがあったとの情報を得た。

当委員会は、調査対象者 6 名から私用スマートフォンの提供を受け、LINE、SMS 及びスマートフォンのデータ保全を実施した (私用スマートフォンの提出及び各データの取得は、本人同意の下で行われた)。

当委員会が TSHD 従業員に対し、データ保全又は受領した調査対象者ごとの機器種別は、表 2-1 のとおりである。

【表 2-1 TSHD 社員データ保全一覧】

#	氏名	所属（担当）	機器種別
1	b 氏	管理部経理課（TSHD・TSM・TSC）	PC
2			メールデータ
3			スマートフォン
4	c 氏	管理部経理課（TSHD・TSM）	PC
5			メールデータ
6			スマートフォン
7	[Redacted]	管理部経理課（TSHD・TSM）	PC
8			メールデータ
9		管理部経理課（TSM）	PC
10			メールデータ
11		管理部経理課（TSR・伊良湖）	PC
12			メールデータ
13			SMS データ
14		管理部財務課（TSR・伊良湖）	PC
15			メールデータ
16			スマートフォン
17		管理部財務課（TSHD・TSM・TSC）	PC
18			メールデータ
19			SMS データ
20		管理部財務課（TSHD・TSM・TSC）	PC
21			メールデータ
22			LINE データ
23	管理部 サーバー	貸与 PC のカレントユーザーデータ	サーバー

(5) 石田会長が使用する携帯電話機

調査の過程において石田会長が TSHD の従業員及び取引先との連絡を携帯電話の音声通話やショートメッセージで行っていることを把握したため、石田会長に対して携帯電話機の提供を求めたところ、石田会長から「規制当局が、携帯のデータを抜いてから、調子悪くなり、支障をきたしている。第三者委員会には提供できない。」として、データ保全を拒絶された。

その後、規制当局から当委員会に対して私用デバイスを提供するよう指摘を受けた石田会長より「携帯電話のデータ保全に協力する」との回答を得たため、当委員会は石田

会長が使用する業務兼私用のスマートフォン及び携帯電話機（いわゆるガラケー）を受領し、データ保全を実施したが、ガラケーについては、保全実施日から3日前のデータしか存在しなかった。

これに対し、石田会長から「2週間前、海に携帯電話を落とした。壊れた携帯電話は捨てたので今は無い」と回答を受けた。

(6) 前回調査のデジタル・フォレンジックデータ

当委員会は、前回調査のデジタル・フォレンジック調査に際し、デジタル・フォレンジック専門家にてデータ保全され、同専門家によってプロセッシングされたデータを取得した。

2. メールデータ及びドキュメントファイルの調査

(1) プロセッシング

保全したデータについて、専用ソフトウェアによるファイル展開、テキスト抽出等のデータベース化や復元処理を施し、全4,266,915件について、2018年5月から2025年5月(直近)までの期間のメールデータ及びドキュメントファイル(主にPDF、MS Office)を対象として、重複データやメールマガジンなど本調査に関連しないデータを排除した上で、キーワード検索によって絞り込んだ9,848件、さらに、キーワード検索によらず、TSHD 管理部ファイルサーバーの経理課、財務課の共有フォルダ、個人用フォルダから本調査の関連ファイルを特定し、レビュー対象とした。

(2) ドキュメントレビュー

当委員会が定めたレビュープロトコルに従って、調査補助者である公認会計士、公認不正検査士らにより、本調査に関連すると認められるものにタグ付けする方法でレビューを実施した。

レビューの結果、調査目的に照らし重要性が高いと判断されたデータ116件及び関連性が認められた106件を抽出し、その結果を事実調査、原因分析及びヒアリングの証拠として活用した。

3. 調査初期段階におけるLINE内容の集中レビュー

(1) トーク履歴のテキスト処理とキーワード検索

私用スマートフォンから保全したLINEデータについて、トーク履歴27,728件をテキスト処理した上で、キーワード検索によって2,240件を特定し、レビュー対象とした。

(2) LINE 利用者への確認及び検討

当委員会は、上記2,240件全てに対しレビューを実施した。レビューの結果663件について、LINEの利用者への確認及び検討を実施し、その結果を事実調査、原因分析の

証拠として活用した。

これらの結果、不正の手口として8つの類型及び不正の事実認定まで至らなかった虚偽表示を誤謬とし、表2-2のようにまとめている。

【表2-2 不正の事実認定及び誤謬】

No	類型	事実認定
①	キャッシュバックの調整	不正の手口
②	代理店精算の調整（本事案）	
③	代理店精算の調整（その他）	
④	棚卸資産の水増し	
⑤	費用の計上時期の調整	
⑥	グループ内付替え	
⑦	オフバランス取引	
⑧	資産・費用間の調整	
⑨	その他の虚偽表示	誤謬

(3) 不正の手口の網羅性

当委員会では以下によりLINE内容の集中レビューによる不正の手口の網羅性を追加検証している。

LINEトーク履歴27,728件に対し、BERT³³を用いた教師なし³⁴クラスタリングを適用し、トピック毎に自動分類した。次に、当委員会によってタグ付けされた2,240件を教師データ³⁵とし、不正に認定されやすい特徴を「セントロイド」³⁶として抽出し、これらとの距離が近いものは不正の手口として既に認識済みと判断した。一方、セントロイドから距離の離れたものはトピックが割り当てられなかったものと共に改めて分析を行い、その結果、挨拶、謝意、謝罪、健康、会議室利用、写真送付、連絡確認など日常的に不正との関連が乏しいカテゴリに属するものは「不正の兆候なし」と判定した。なお、セントロイドと不正の兆候なしの境界付近に位置するトピックについては、代表的なテキストを当委員会において再確認している。

³³ BERTとは、Googleが開発した大規模言語モデル「Bidirectional Encoder Representations from Transformers」をいい、文章の意味やニュアンスを高精度に把握できる自然言語処理モデルである。

³⁴ 教師なしとは、機械学習の用語で、データに正解ラベルや答えを与えずに学習させる方法をいう。

³⁵ 教師データとは、機械学習でモデルを学習させるときに使う、入力データとその正解（ラベルや答え）がセットになったデータをいう。

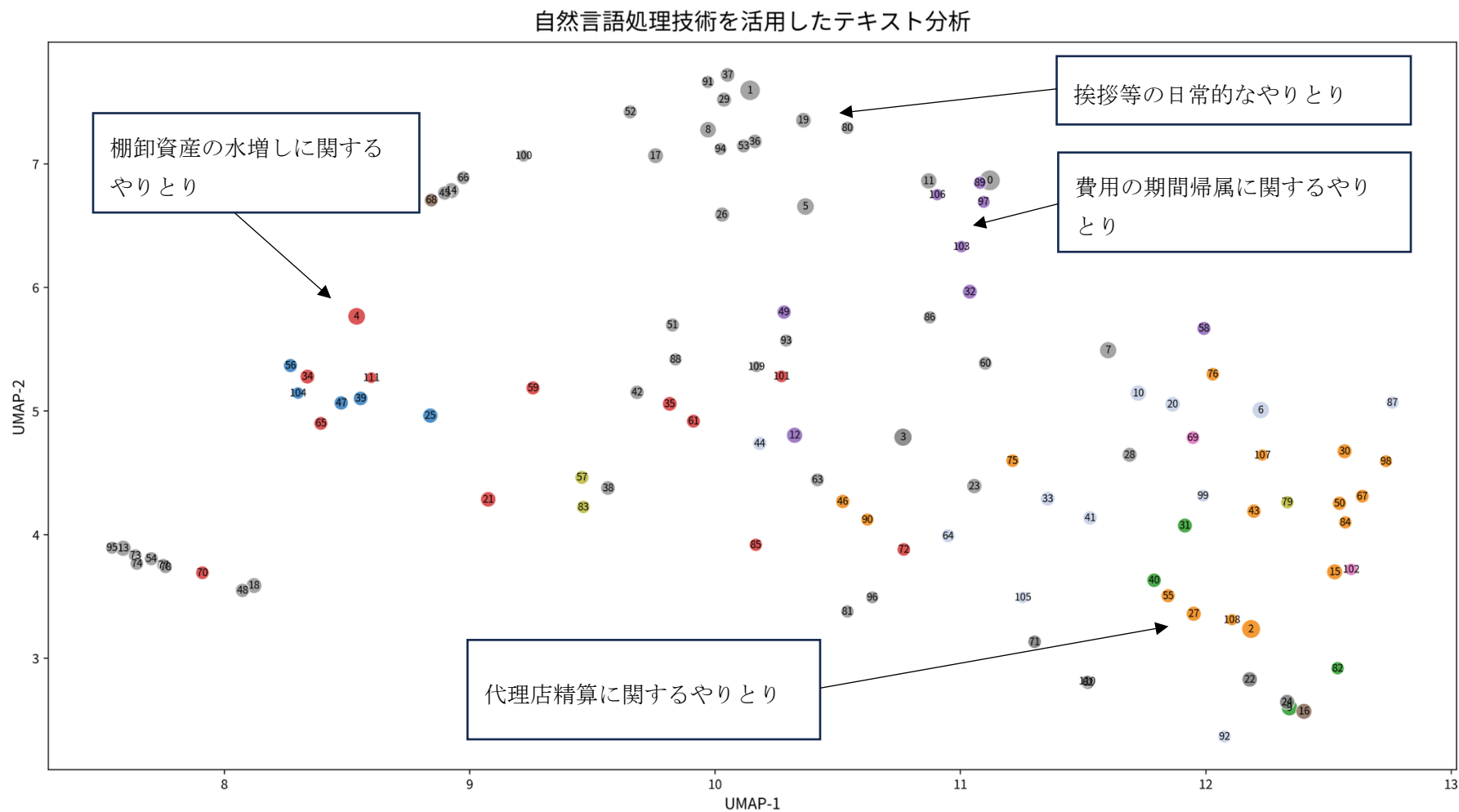
³⁶ セントロイドとは、文書や文章の埋め込みベクトル（意味を数値化した表現）の集合において、そのグループの「平均的な意味」を表すベクトルをいう。

この手続きを UMAP³⁷により二次元に可視化した結果は表 2-3 のとおりである。なお、プライバシーの関係上、各トピックの具体的な内容は開示していない。

この手続も踏まえて、当委員会が認識している不正の手口の網羅性に問題はないものと結論付けた。

³⁷ UMAP とは、次元圧縮アルゴリズム「Uniform Manifold Approximation and Projection」をいい、高次元データの特徴を保ちながら低次元に変換することで、クラスタリングや可視化を容易にする手法である。

【表 2-3 LINE 内容の可視化】



- | | | | | |
|------------------|--------------|---------------|----------------|------------------|
| ● 01_キャッシュ・バック | ● 04_棚卸資産水増し | ● 06_グループ内付替え | ● 08_資産・費用間の調整 | ● 10_調査の結果虚偽表示なし |
| ● 02_代理店精算 | ● 05_費用の期間帰属 | ● 07_オフバランス取引 | ● 09_誤謬 | ● 99_不正の兆候なし |
| ● 03_代理店精算 - その他 | | | | |

検索キーワード一覧

1. メールデータドキュメントレビューの検索キーワード

No.	キーワード
1	(“売掛金” OR “売上”) AND (“過剰” OR “上乘” OR “過大” OR “未回収”)
2	(“100 万” “110 万” OR “1000000” OR “1,000,000” OR “1100000” OR “1,100,000”) AND “ ”
3	(“過剰” OR “上乘” OR “過大”) AND (“売上” OR “請求”)
4	(“ ” OR “ ” OR “ ” OR “代理店”) AND (“精算用” OR “報告用”)
5	(“人材派遣” OR “派遣費用”) AND (“5 月に” OR “5 月分として” OR “決算” OR “修正”)
6	“利益 上乘”~8
7	“端末 上乘”~8
8	“キャッシュバック” AND (“利益” OR “調整” OR “修正”)
9	“在庫” AND (“利益” OR “調整” OR “修正”)
10	“伊良湖” AND (“利益” OR “調整” OR “修正”)
11	“直営” AND (“利益” OR “調整” OR “修正” OR “付替” OR “付け替” OR “付けか” OR “つけかえ” OR “振替” OR “振り替”)
12	“代理店精算” AND (“調整後” OR “再申請” OR “修正”)
13	“支払明細” AND (“調整後” OR “再申請” OR “修正”)
14	“残高確認” AND (“ ” OR “ ”)
15	“業務委託費”
16	(“ ” OR “ ” OR “ ”) AND (“売掛” OR “買掛”)
17	“前倒”
18	“ ”
19	“ ”
20	(“プレッシャー” OR “プレッシャ”) AND (“会長” OR “社長”)
21	(“圧力” OR “威圧”) AND (“会長” OR “社長”)
22	“会長 案件”~5
23	“会長 指示”~5
24	“会長 決裁”~5
25	“会長 対応”~5
26	“会長 コメント”~10
27	“アポ”

No.	キーワード
28	” 決算プラス” OR ”決算対策”
29	”ゴルフカート” AND ”リース”
30	”代理店” AND (”握り” OR ”にぎり”)
31	”補填” OR ”補てん”
32	”パワハラ” OR ”ハラスメント”
33	”不正”
34	”隠す” OR ”隠し” OR ”隠ぺい” OR ”隠蔽”
35	”過大”
36	”架空”
37	”水増”
38	”ダミー”
39	”偽装” OR ”偽造” OR ”詐欺” OR ”虚偽”
40	”不一致” OR ”不整合”
41	”合わない” OR ”合わせる”
42	”社外秘”
43	”機密”
44	”内密”
45	”秘密”
46	”内緒”
47	”嘘” OR ”ウソ”
48	”改ざん” OR ”改竄”
49	”通報” OR ”告発” OR ”密告”

2. LINE 内容の集中レビューの検索キーワード

No.	キーワード
1	[0-9 0-9]+[億万百]
2	損
3	資産
4	戻す
5	調整
6	費用
7	利益
8	帳簿
9	在庫
10	棚卸

No.	キーワード
11	仕訳
12	改竄
13	請求
14	誤差
15	転売
16	精算
17	未収
18	支払
19	架空
20	費用.*付け替え
21	それっぽく
22	資料.*作った
23	前年.*資料
24	帳簿上
25	売上.*ずらす
26	費用.*計上
27	間違えて資産
28	後で戻す
29	仮で入れる
30	つじつま
31	説明がつくように

グループ内付替えに関するノード図

本調査の結果、TSHD グループ内の複数法人間や連結プロセス及びセグメント情報の作成過程において、利益の付替えが数多く認識された。

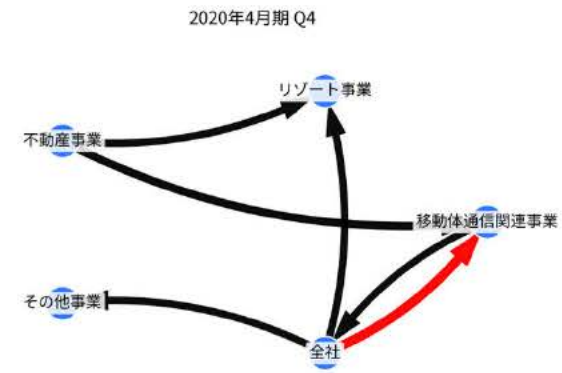
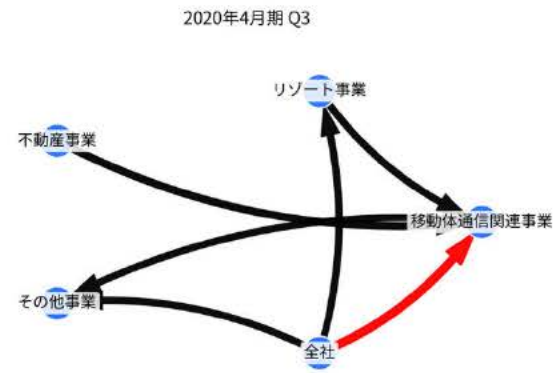
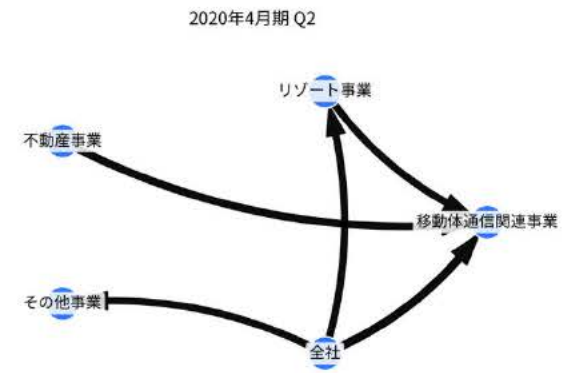
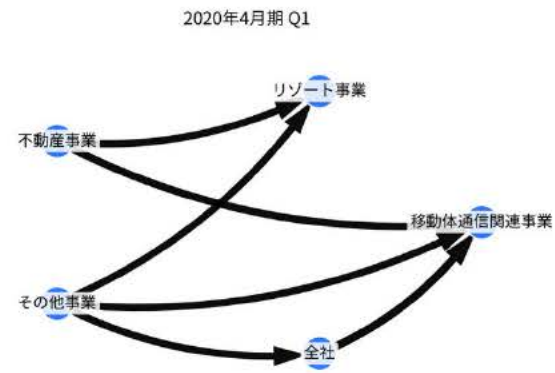
これらの付替えの全体像を把握するため、調査対象期間（四半期及び年度、四半期については累計ベース）を通じて、どのセグメントからどのセグメントへ利益が移動しているかを示すノード図を作成した。図中の矢印は利益の流れを表しており、矢印の元から先に向かって利益の付け替えが行われていることを意味する（すなわち矢印の先のセグメントで利益が増加する）。

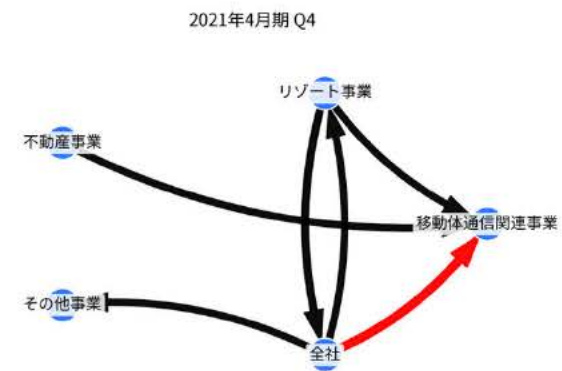
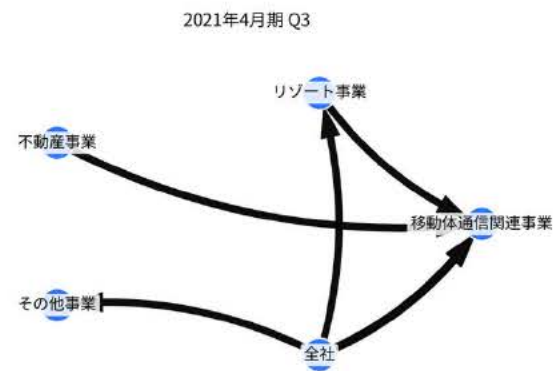
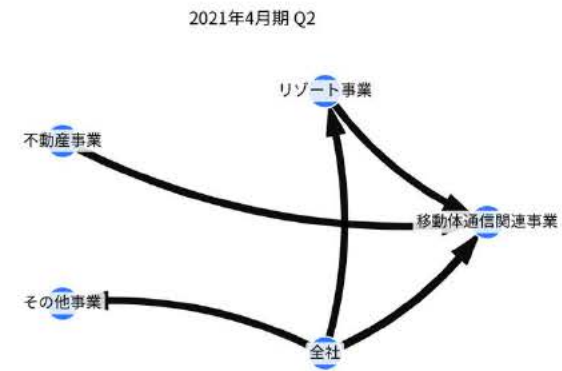
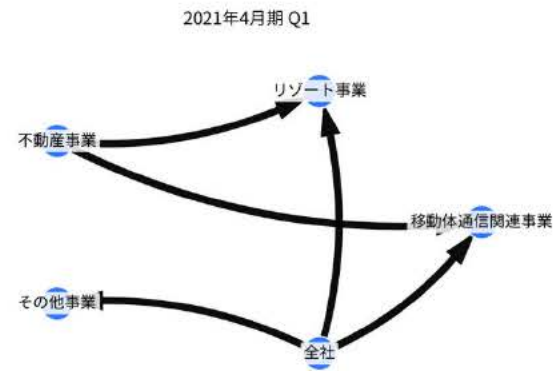
また、赤色の矢印は付替え額が1億円を超えることを意味する。

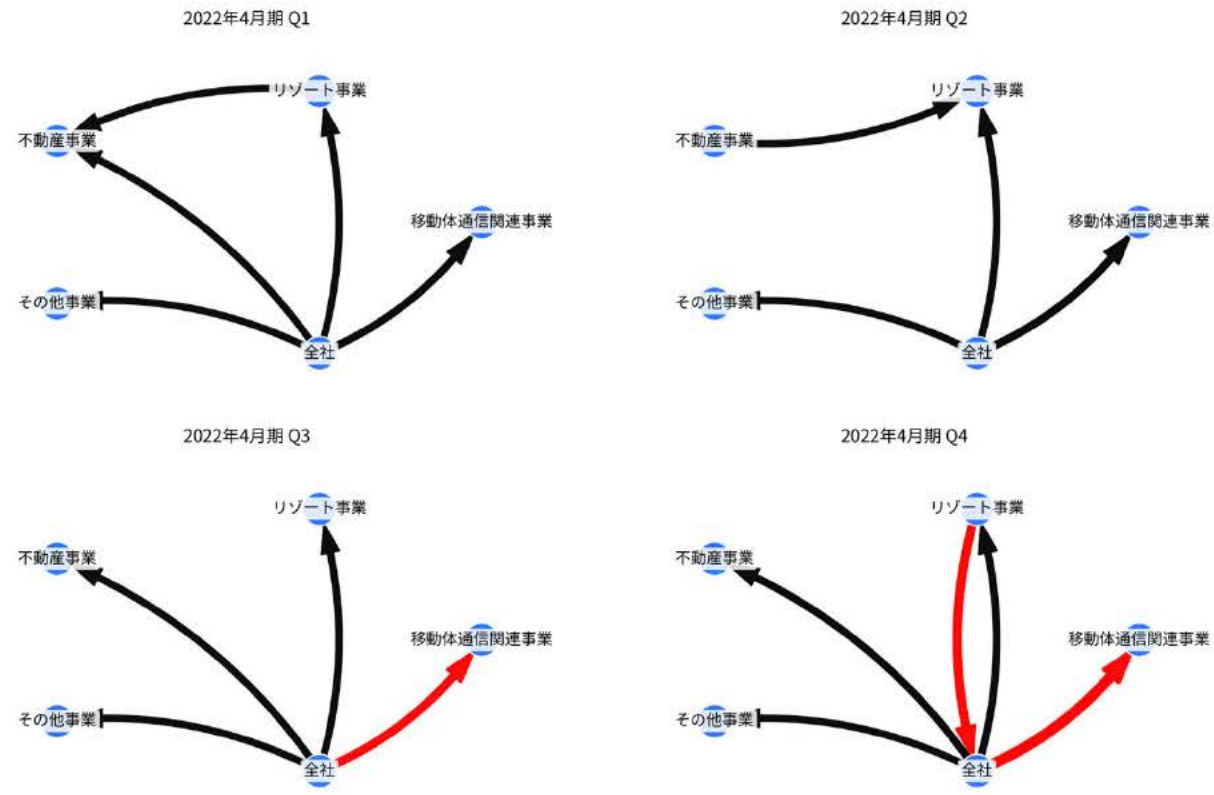
なお、これらの付替えの抽出にあたっては、虚偽表示のうち No. 06（グループ内付替え）に分類されたもの、並びに No. 09（誤謬）に分類されたもののうち、セグメント間で損益のプラスマイナスが付け替わっている以下の項目を集計対象とした。

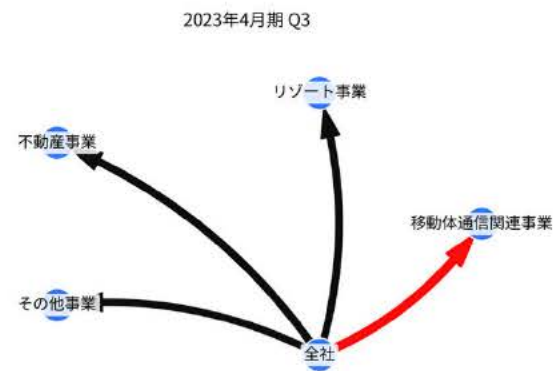
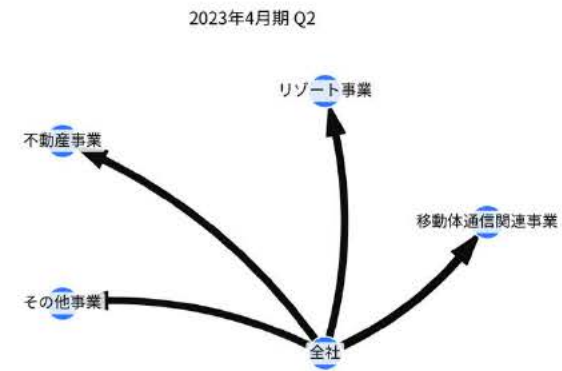
・ No. 06 系列： 

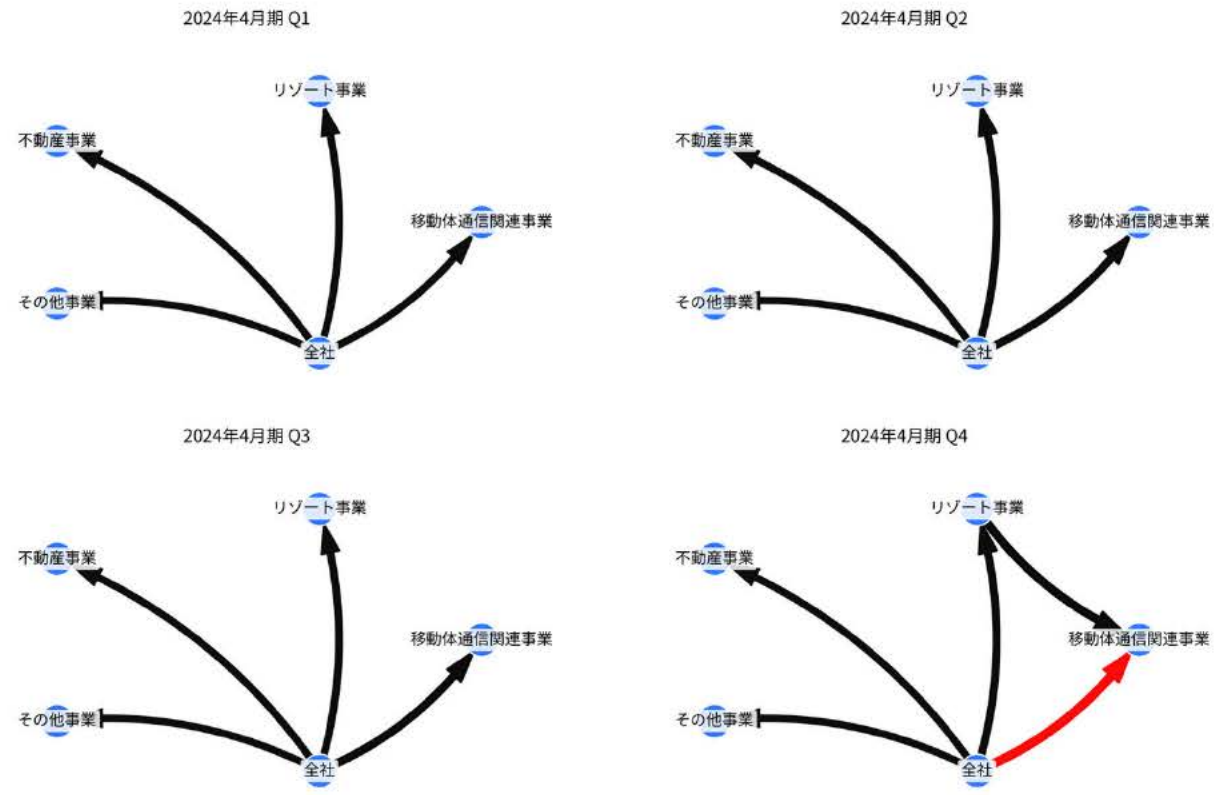
・ No. 09 系列： 

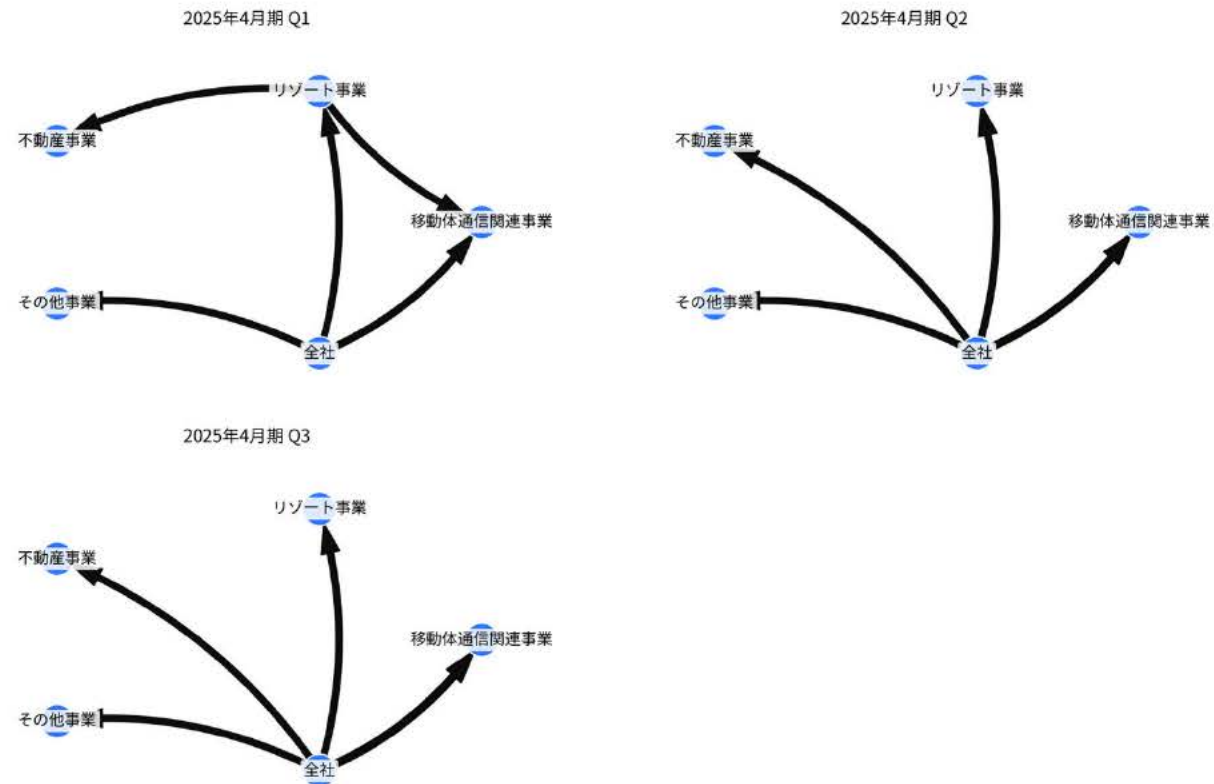












誤謬一覧

項目	内容	誤謬認定の理由
過大な修繕費の修正時期の誤り	TSC において 2018 年 4 月期に修繕費及び未払金が 2 百万円過大に計上されていることが 2022 年 4 月期に判明したが、2018 年 4 月期に遡及して財務諸表を修正せず、2022 年 4 月期に修正している。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
業務委託費の過大計上	TSR において 2025 年 4 月期に TSHD 及び TSM に対する業務委託費が 6 百万円過大に計上されている。但し、連結財務諸表上はグループ間の取引として消去されている。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
定期保険の資産過少計上	TSR の定期保険については、その契約内容から、法人税基本通達 9-3-5 の 2 に従い当期分の支払保険料の額に 100 分の 60 を乗じて計算した金額を資産計上すべきところ、2024 年 4 月期に支払った保険料全額を費用処理しており、長期前払費用が 2 百万円過少に計上されている。 また、TSHD でも 2022 年 4 月期に保険料の 100 分の 50 が資産計上されており、長期前払費用が過少に計上されている。 なお、当該 TSHD の保険料は、前記第 3.2. (3). キに記載した定期保険とは別の 2021 年 3 月に締結した保険契約に関するものである。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
保険解約返戻金の	TSHD において 2021 年 8 月に定期保険を解約し、生命保険会	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
計上時期の誤り	社から解約返戻金の支払いを受けたが、当該返戻に係る利益を特別利益として2021年4月期に63百万円先行計上している。なお、2021年7月まで保険料を支払っているため、2022年4月期に計上すべき特別利益の金額は58百万円である。	
代理店精算の再計算による差異	代理店精算の担当者の変更により、代理店精算書の作成精度が2022年8月から2024年4月まで低下している。同期間について、代理店精算の再計算を実施した結果、精算時の代理店精算書と再計算した代理店精算書の乖離は以下のとおりであった。 A社 54百万円（請求漏れ） B社 37百万円（請求漏れ） C社 23百万円（過剰請求） なお、当月分の精算後に金額が訂正され、翌月以降の代理店精算書の「その他」項目等で追加の請求や返金が行われていることもあり、上記の金額が直ちに請求漏れや過剰請求を示すものではない。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
過去不正によるインセンティブの返金取消	キャリアからインセンティブの返還金請求があり、2025年1月に売上取消し、返還金の未払計上（16百万円）を行った。しかし、かかる返還金については、翌2年度のキャリア精算において精算がされているが、2年度のキャリア精算においても売上の減額処理が行われており重複が認められる。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
A 社代理店精算 (移管店舗の在庫)	2024 年 11 月に■■■■■等を A 社に移管している。これに伴い、移管店舗の在庫を 11 月度の代理店精算にて A 社に請求をしている。その後、12 月度の代理店精算にて精算を行うことになり、11 月度の代理店精算では、請求されないこととなった。そのため、11 月度の代理店精算については、計上時と精算時とで差異が生じ、売掛金が滞留することとなった。これにより、滞留した売掛金の額は、12 百万円である。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
A 社代理店精算 (継続手数料)	キャリアから受け取る継続手数料と業務系手数料では、代理店精算における代理店への支払料率が異なる。この区分を誤ったことにより過去のインセンティブの支払い漏れが生じていたことが判明し、2023 年 9 月に 2021 年 7 月から 2023 年 7 月分までの 18 百万円の精算（支払）を行っている。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
経済合理性の認められない 業務委託費	TSR において TSHD に対し 2021 年 4 月期に 50 百万円、2022 年 4 月期に 120 百万円、2023 年 4 月期に 120 百万円の地代減額交渉やゴルフ場経営に係るコンサルティング料が計上されているが、当該コンサルティング料の算定方法に経済合理性が認められなかったものである。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
B 社代理店精算 追加請求	代理店精算業務の担当者変更に伴い、2022 年 8 月から同年 10 月分の代理店精算において請求漏れが発生し、この請求漏れを補うため、同期間に追加で売上を計上しているが、その過程で一部売上が過大に計上されている。	過大に計上された売上について、追加計上時の計算資料上では、単に数式の誤りであることを示唆しており、不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
	さらに、2022 年 11 月分の代理店精算においては、上記追加請求分を債権回収したものとして、売掛金を取り崩し、相手勘定を売上として処理している。しかし、2022 年 11 月において当該追加計上分の売掛金回収の実態は存在しない。この結果、売掛金および売上が本来 2022 年 11 月の代理店精算で計上すべき金額より 11 百万円過少に計上されている。 また、2023 年 2 月、3 月分の代理店精算においては、上記追加請求分の回収に伴う売掛金の消込処理を行うべきところ、売上を計上している。同時に、支払販売手数料も同額過大に計上されている。	また、債権の消込時においても、不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
B 社代理店精算時 費用処理の修正	2023 年 4 月分の代理店精算において、本来は買掛金として計上すべき 1 百万円を、誤って売掛金の減額として処理していた。 その結果、2023 年 4 月の買掛金は本来より 1 百万円少なく計上されている。 さらに、その消込処理を 2023 年 6 月に行った際には、不足していた 1 百万円を補う形で、買掛金の消込ではなく直接費用として計上している。 また、2023 年 5 月分の代理店精算においても上記と同様の処理が行われている。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
B 社代理店精算	2023 年 8 月分の代理店精算において、代理店精算書に基づき	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
売上計上漏れの修正	本来計上すべき売上高が1百万円過少に計上されている。 2023年10月分の代理店精算においても上記と同様の処理が行われている。	
B社代理店精算 過少計上販売手数料の計上	2024年10月分の代理店精算において、2024年10月に計上した買掛金と、2024年12月の支払により消し込んだ買掛金との間に差異があり、2024年10月時点で支払販売手数料が1百万円過少に計上されている。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
役員退職慰労引当金 に係る繰延税金資産の過大計上	TSHDにおいて、2022年4月期に石田会長に退職慰労金を1,000百万円支払っており、2021年4月期に役員退職慰労引当金に対し繰延税金資産を306百万円計上したが、税務調査においても否認されたとおり、石田会長の勤務実態から、税務上、退職金として認められないため、2021年4月期に繰延税金資産を計上することは適切ではなく、また、2022年4月期の退職慰労金支給時に税務上は役員賞与（社外流出項目）として税金費用を計上すべきであった。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
A社代理店精算 Pixel6a 誤発注 に伴う収益認識仕訳修正	2022年7月にA社に対して在庫の誤発注が発生した。誤発注であるため、端末を同年8月に回収し、TSMの在庫としている。 TSMの誤発注による納品であるが、代理店への納品が発生したため、代理店精算の対象とされた結果2022年7月期(2023年4月期第1四半期)において、37百万円(消費税抜き)の	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
	売上及び対応する売上原価が過大計上されている。	
TSR 過年度売掛金	2019 年 4 月期以降における TSR の売掛金について、売掛金の回収状況から判断した場合に想定される売掛金残高と乖離している状況となっており、売掛金が過大に計上されている状況が認められる。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
伊良湖過年度売掛金	2020 年 4 月期以降における伊良湖の売掛金残高について、売掛金の回収状況から判断した場合に想定される売掛金残高と乖離している状況となっており、売掛金が過大に計上されている状況が認められる。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
四半期末日後の決算修正 (リゾート人材派遣費)	2022 年 4 月期及び 2023 年 1 月期 (2023 年 4 月期第 3 四半期) において、TSR で人材派遣費の未払金計上が漏れていた。支払時に現金主義で費用計上されており、正しい時期での費用計上がなされていなかった。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
四半期末日後の決算修正 (リゾート業務委託費)	複数の期間にわたり、TSR での業務委託費の計上誤りが発生している。なお、要因は二重計上や計上漏れ等期によってさまざまな状況である。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
四半期末日後の決算修正 (伊良湖)	複数の期間にわたり、伊良湖での業務委託費、販売促進費、消耗品費等の計上誤りが発生している。なお、要因は現金主義による計上タイミング誤りや計上漏れ等期によってさまざまな状況である。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

項目	内容	誤謬認定の理由
費用計上漏れ 未収金過大計上	2020 年 4 月期及び 2021 年 4 月期の各月において、TSM の代理店店舗に係る不動産デベロッパーへの費用計上が漏れている。本来は、費用に対応する未払金と売上に対応する未収入金を相殺して純額で入金が行われているが、費用計上がなされていない結果、未収入金計上額が過大なまま滞留している。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
その他セグメント 集計ミス	セグメント情報の作成過程において、複数の期間にわたり、金額の集計ミス等が発生している。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。
りんくう土地修正	2020 年 8 月より、TSHD 所有の土地を TSC の駐車場事業用の土地として賃貸している。土地の賃貸料は当時の近隣の賃貸料相場を考慮して決めているようだが、土地の所在地、用途等を勘案した適正レートで計算する賃貸料よりも相当高額になっていると思われる。そのため、適切な賃貸料での取引とすることがある。	不正と認められる積極的な証拠は不見当であった。

乖離要因の寄与分析

当委員会の本調査の結果、広範囲かつ複数期間にわたり多数の虚偽表示が認識された。これらの虚偽表示について、当委員会は、本事案等及び不正の事実認定ができなかったものを含む誤謬に分類し、それぞれにインデックスを付与し、虚偽表示の集計を行った。

虚偽表示に関する仕訳に関して、本調査の過程作成されたデータベース上で付与したインデックスの件数は 80 種類、レコード数にして 5 千件を超える規模となった。

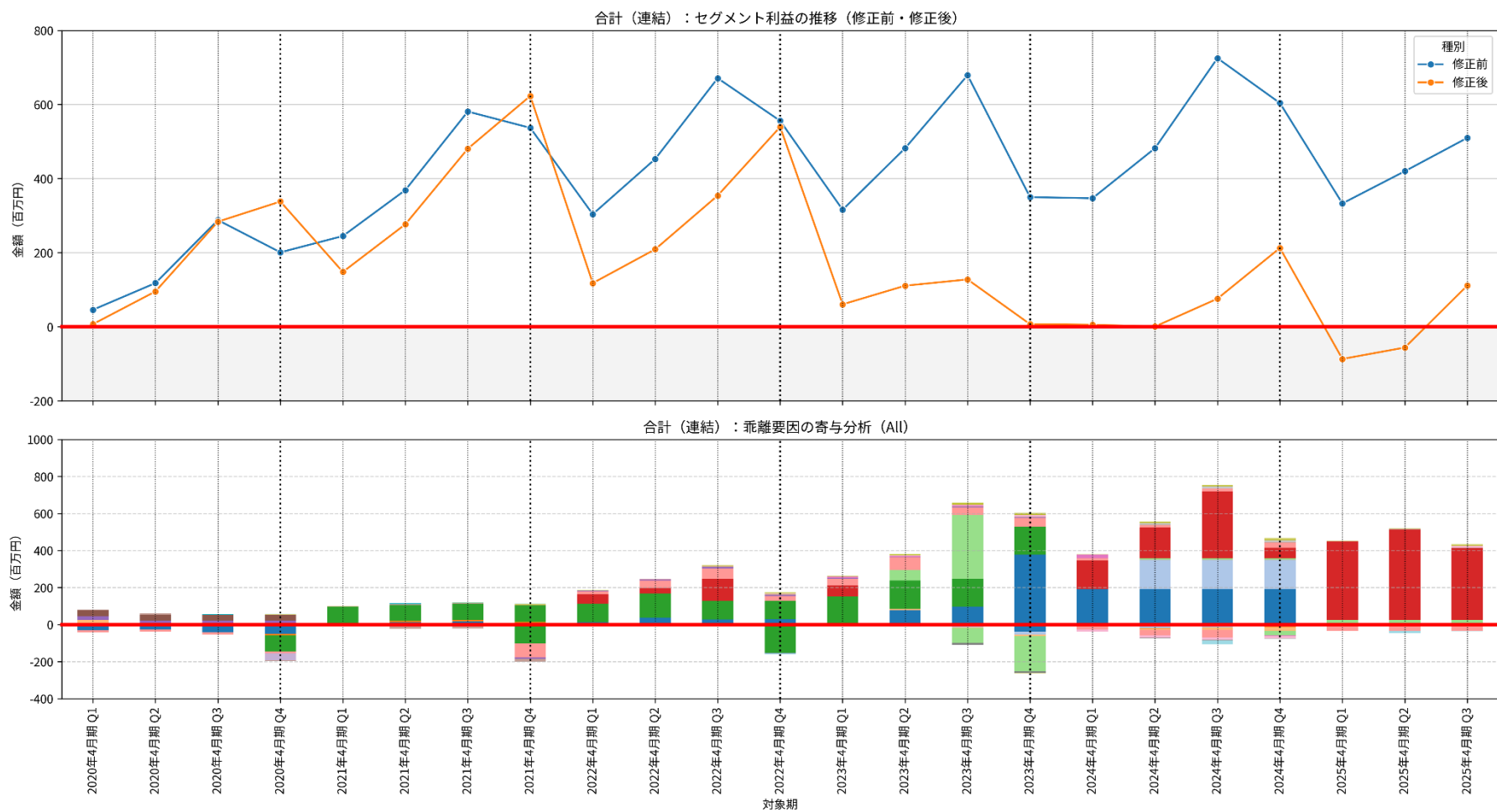
これら 80 種類の虚偽表示のインデックスは、本報告書のとりまとめに際して、不正の手口は本手口等の 8 類型、その他誤謬を含め計 9 類型に整理された。

なお、本報告書第 4.2 に掲げた表は、このデータベースを基に集計したものである。

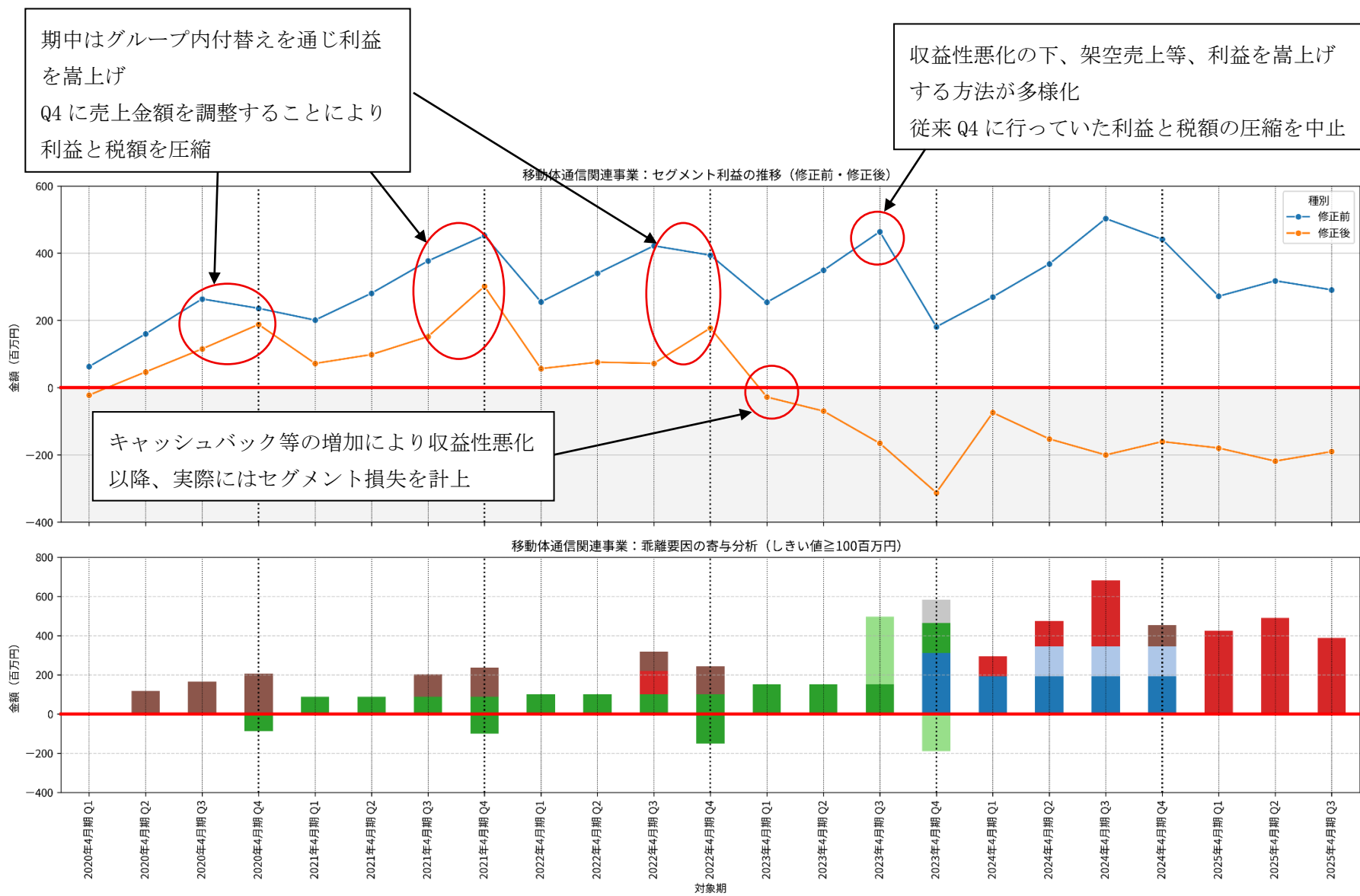
もともと、表形式の数値だけでは「どの手口による修正か」という因果関係までは直ちに把握しにくい。そこで以下では、まず連結ベースのセグメント利益と修正額を構成する 80 種類の凡例を提示する。そのうえで、寄与の大きかったもの（原則として 100 百万円以上）を中心に、各セグメント利益の修正前後の推移（図上段）と、修正額の主な内訳（図下段）を視覚的に示す。

なお、上下の図は X 軸を四半期ごとに揃え、Y 軸の目盛りは 200 百万円刻みで統一している。

また、虚偽表示に関するデータベースは調査報告書とあわせて TSHD に提出し、TSHD においても個別具体的な虚偽表示を確認できるようにしている。

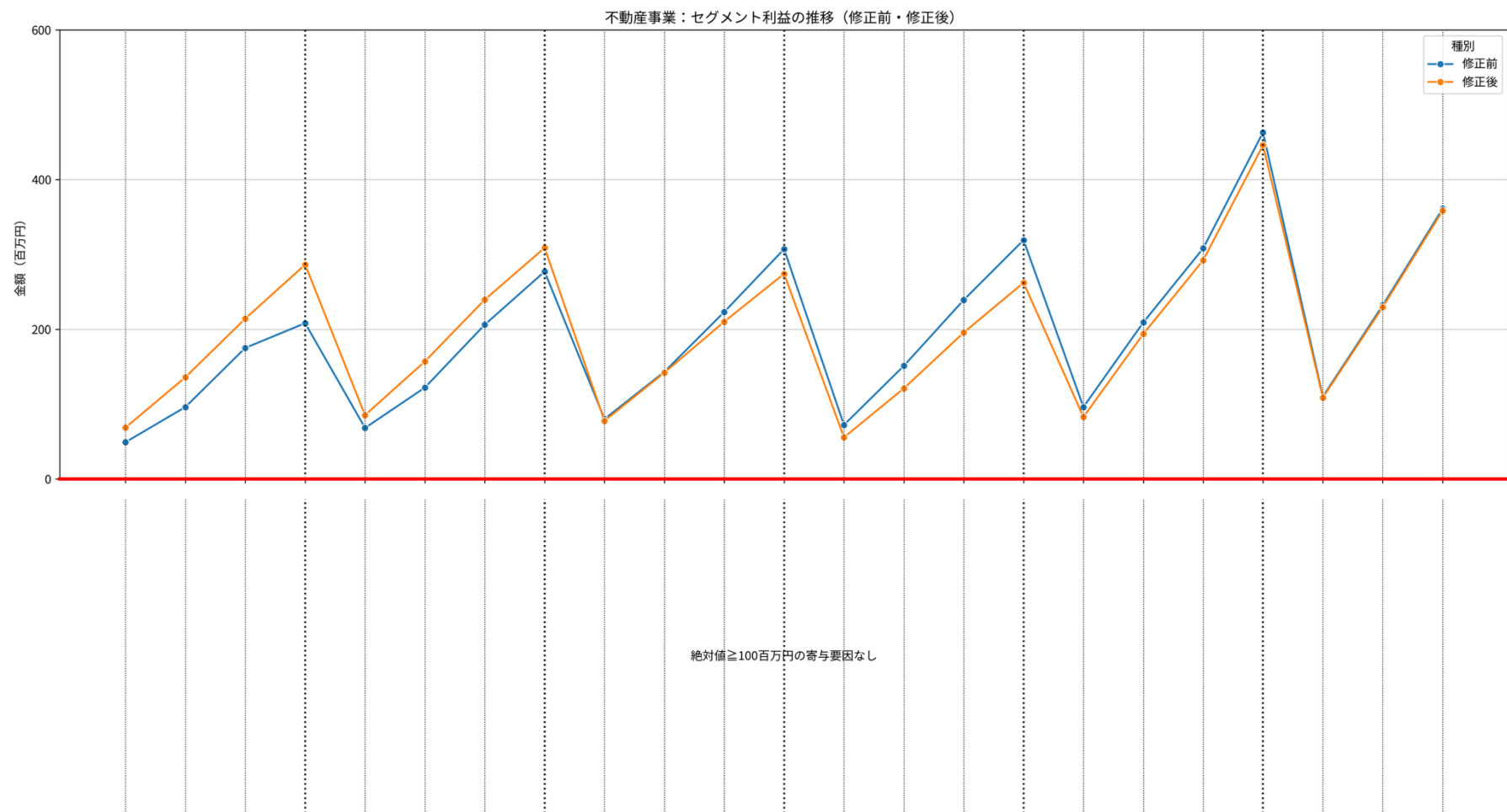


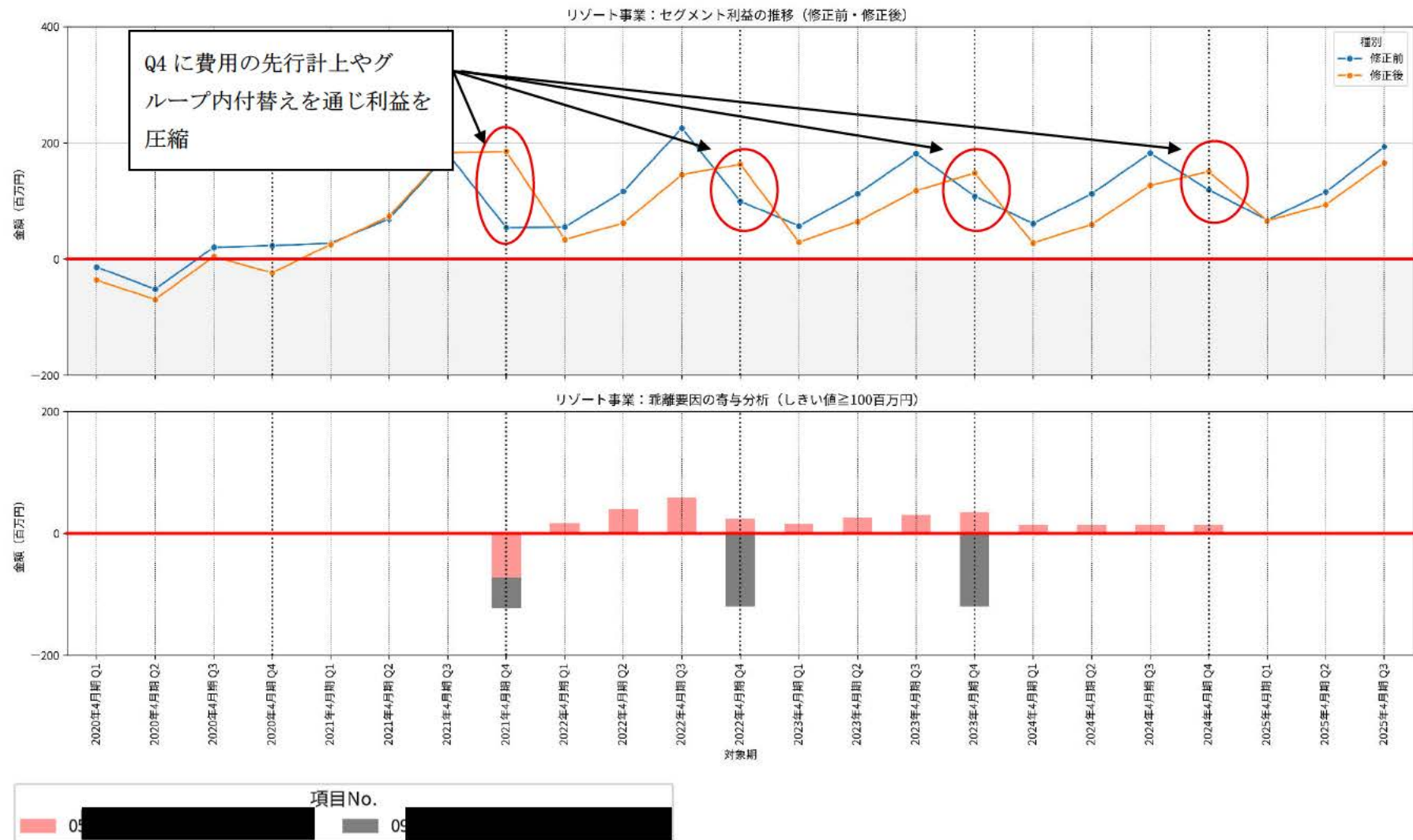
項目No.



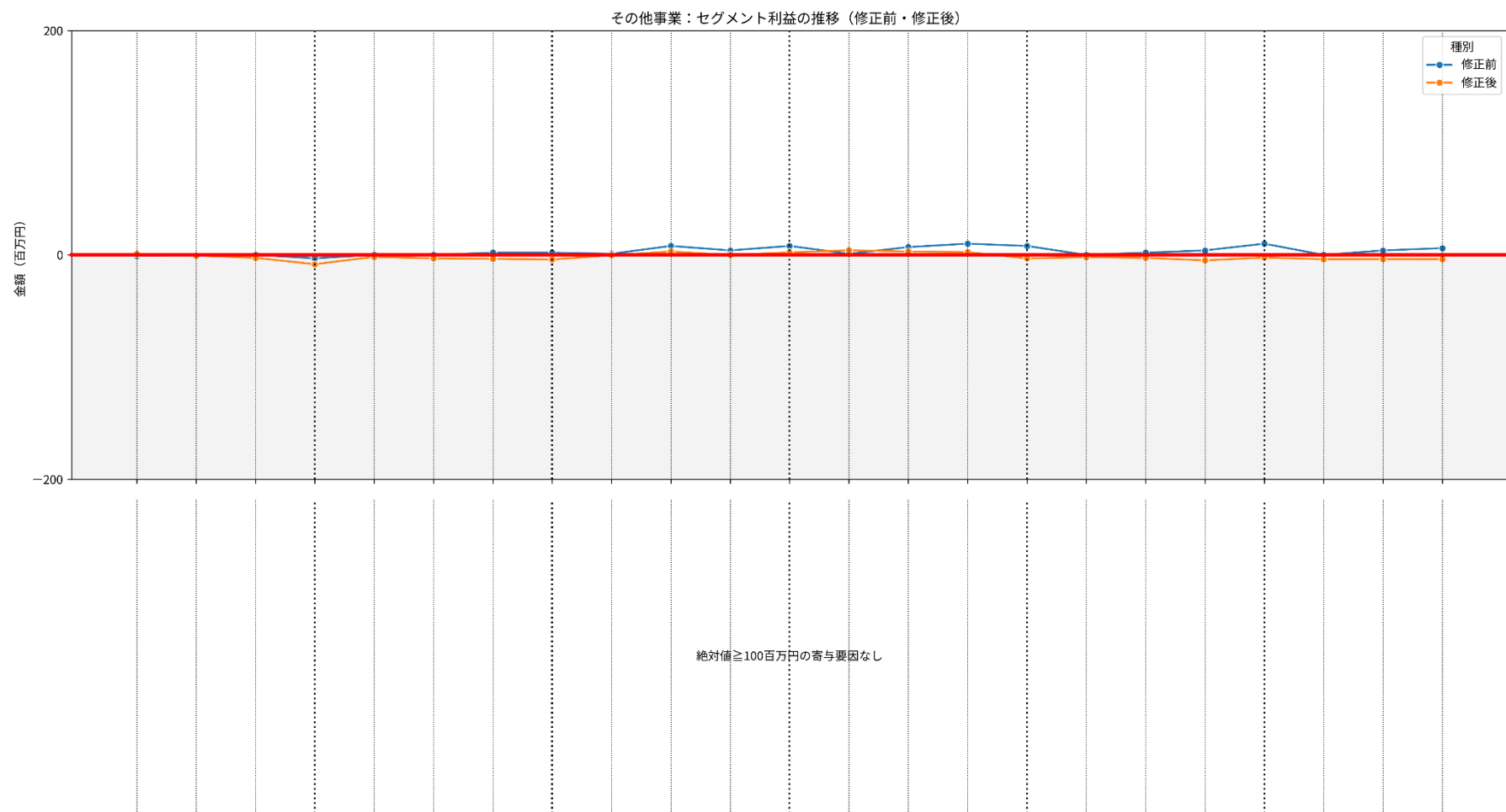
項目No.	
02	03
02	03
02	04
03	04
03	06
03	09

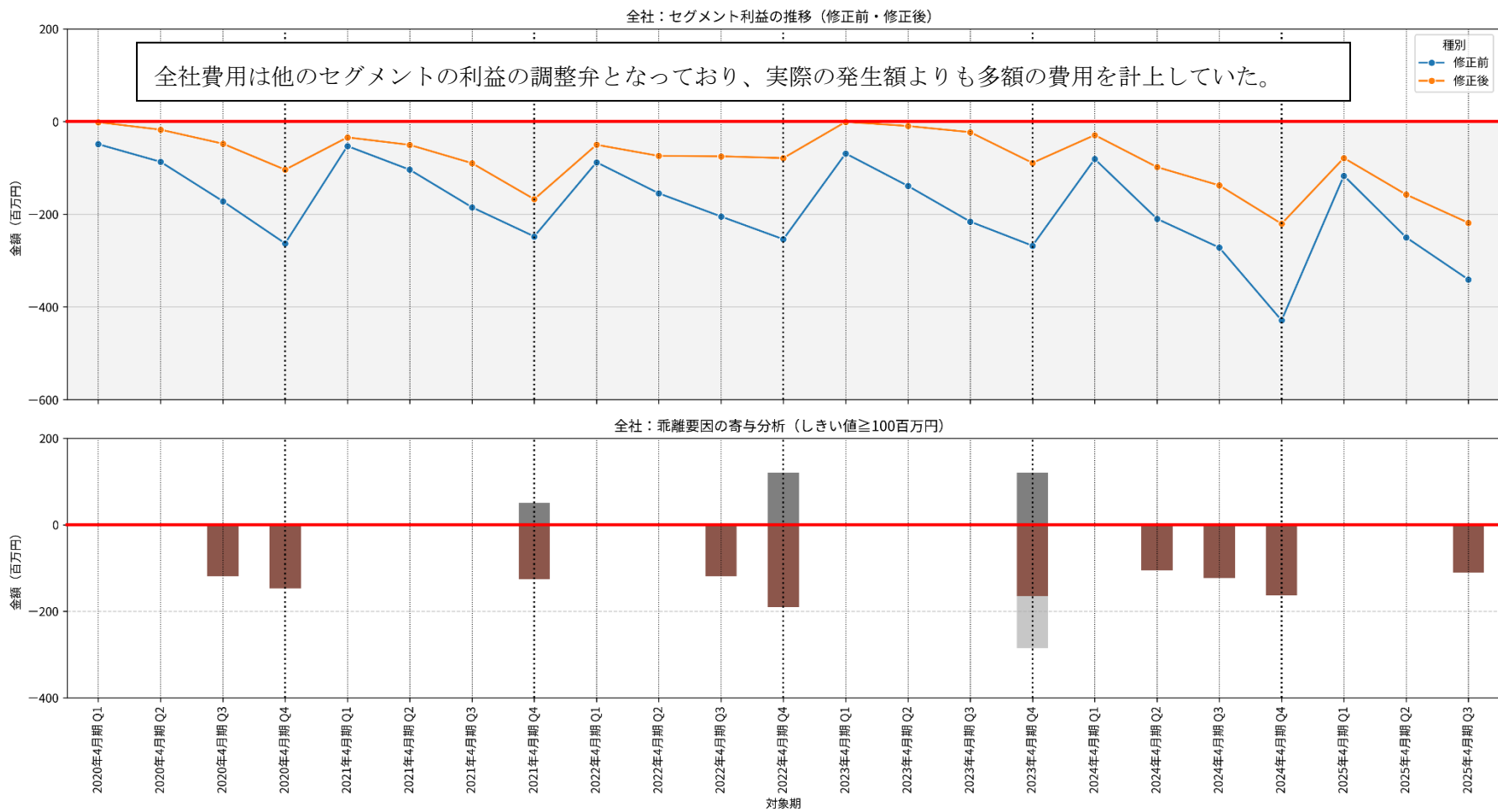
(*) No. 03 の虚偽表示は 100 百万円を超えていないものの、質的に重要であり、03 及び 03 とあわせ表示することとした。

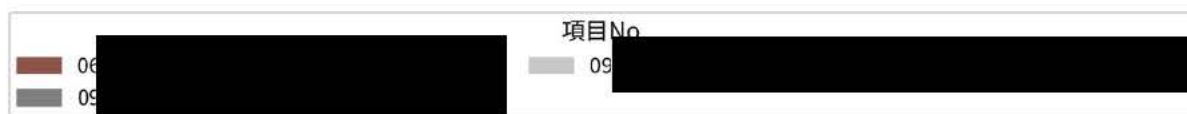




(*) No. 05 [Redacted] の虚偽表示は 100 百万円を超えていないものの、質的に重要性であり、09 [Redacted] とあわせ表示することとした。







(*) 全社費用の修正額は主にグループ内付け替えであるが、どのセグメントからどのセグメントに対して付け替えが行われていたかについては、別紙4を参照されたい。